

欧州模倣品・海賊版監視部門、EU 各国における差止手続に関する報告書を公表

2011年8月20日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州模倣品・海賊版監視部門（European Counterfeiting and Piracy Observatory）は、7月までに、「知的財産権に関する差止命令（Injunctions in Intellectual Property Rights）」と題する報告書を公表した。

EU においては、知的財産権の侵害事件に対する権利行使を確実なものとするために必要な手段、手続、救済措置等を統一するエンフォースメント指令（IPRED）が 2004 年に発効しており、各 EU 加盟国は国内法によって履行する義務を負っているものの、国内法によって定められる条件は完全に調和されておらず、エンフォースメントの手続において差異が生じ、結果として EU 全域における知的財産権の均一なエンフォースメントが妨げられていた。

このような状況から、欧州模倣品・海賊版監視部門は、各 EU 加盟国におけるエンフォースメント手続の実態を横断的に把握するため、2009 年 10 月に設立された監視部門の法務サブグループが質問を作成し、それに対する全ての EU 加盟国の専門的知識を有する実務者からの回答を取りまとめ、これまでに「知的財産権の損害」、「知的財産権の是正措置」、「知的財産権に関する証拠と情報の権利」等の報告書を公表している。

本報告書は、IPRED 第 9 条および第 11 条に規定される差止手続についての調査・分析結果をまとめたもので、全ての EU 加盟国における国内法の運用や手続の実態が詳細に紹介されている。横断的比較によって各 EU 加盟国間での実務上の差異が明らかにされていることから、欧州で活動する企業がエンフォースメント戦略を検討する際にも役立つ情報であると考えられる。また、実務者からの回答結果に基づき、法務サブグループによる提言やベストプラクティスが報告されている。

<参考：エンフォースメント指令（IPRED）の関連条文の仮訳>

第 9 条 暫定措置及び予防措置

1. 加盟国は、司法当局が申立人の請求により、以下のことを為しうるよう確保しなければならない。

(a)被疑侵害者に対し、差し迫った知的財産権の侵害を阻止すること、あるいは暫定的であり、かつ、適切な場合には国内法によって与えられる再発罰金を受けるものとして、

被疑知的財産権侵害を継続することを禁止すること、あるいは権利所有者への補償のための担保をその継続の条件とすることを意図する、暫定的差止命令を発すること。暫定的差止命令は、第三者が知的財産権を侵害するために使用しているサービスの提供主体である仲介人に対しても、同じ条件の下で発することができる。差止命令は、指令 2001/29/EC により保護対象とされている著作権あるいは関連する権利を侵害するために、第三者により使用されているサービスの提供主体である仲介人に対しても、発することができる。

(b)知的財産権を侵害しているものと疑われている商品が、商業上の流過程に混入し、流通するのを防ぐために、当該商品を押収し、又は、引き渡し命令をなすこと

2. 商業上の規模で為された侵害の場合には、加盟国は、被害者側当事者が損害賠償の回復ができない可能性が高い状況を証明する場合、司法当局は、銀行口座およびその他の資産の封鎖を含む、侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえを命令することができることを確保しなければならない。

この目的のためには、権限を有する当局は、銀行、財務、商業の諸文書の開示あるいは関連情報への適切なアクセスを命令することができる。

3. 司法当局は、第 1 項及び第 2 項に記載された措置に関し、申立人に対して、申立人が権利者であること、および申立人の権利が侵害されていること、もしくは当該侵害が差し迫ったものであることを十分な確実性をもって当該司法当局を満足させるための合理的に入手可能な証拠を提供するよう命じる権限を有する。

4. 加盟国は、第 1 項及び第 2 項記載の暫定措置が、適切な事件においては、とりわけいかなる遅延も権利者に回復不能の害を引き起こすような場合には、相手方当事者に対する審尋なしにとられ得るものであることを確保しなければならない。かかる場合には、関係当事者は、同措置の執行後に遅滞なく然るべく告知されなければならない。審尋を受ける権利を含む審理は、かかる措置が修正され、無効とされ、もしくは確認されるか否かを判断するため、被告の請求により、同措置についての告知から妥当な期間内に、実施されなければならない。

5. 加盟国は、申立人が、権限を有する司法当局に対して、加盟国の国内法令が許す措置を命じた司法当局により決定される合理的期間内に、又は、そのような決定がないときには、20 業務日又は 31 暦日のうちのいずれか長い方を越えない期間内に、訴訟事件の本案判決につながる訴訟手続きを開始していない場合、第 1 項及び第 2 項に規定された暫定措置が、被告側の請求により、無効とされ、さもなければ効果発生を停止されることを確保しなければならない。

6. 権限を有する司法当局は、第 1 項及び第 2 項に規定された暫定措置が、第 7 項により提供される被告の被る不利益に対する補償を確保するための十分な担保又は等価な保証を申立人が申し立てすることを条件とすることができる。

7. 暫定措置が撤回された場合、または申立人による作為もしくは不作為により失効し

た場合、または後に知的財産権の侵害もしくは侵害のおそれが存在しなかったと事実認定された場合には、司法当局は、申立人に対し、被告の依頼に応じ、当該措置により引き起こされたいかなる被害についても被告に適切な補償を提供するよう命令する権限を有するものとする。

第 11 条 差止措置

加盟国は、司法判決が知的財産権の侵害を認定して下された場合、司法当局が、侵害者に対し、侵害の継続の禁止を目的とした差止命令を発することができることを確保しなければならない。国内法令により与えられている場合には、差止命令の遵守不履行は、適切な場合には、遵守を確保すべく再発防止のための金銭の支払を伴うものでなければならない。

加盟国は、指令 2001/29/EC の第 8 条(3)を損なうことなく、権利所有者が、知的財産権の侵害のために第三者がそのサービスを利用している仲介人への差止命令の申し立てをできる地位にあることも確保しなければならない。

— 報告書本文は、以下参照 —

[Injunctions in Intellectual Property Rights \(PDF\)](#)

— 「知的財産権の損害」および「知的財産権の是正措置」の報告書については、欧州知的財産ニュースを参照 —

[欧州模倣品・海賊版監視部門, EU 各国における知財エンフォースメントに関する報告書を公表 \(2010 年 6 月 26 日\) \(PDF\)](#)

— 「知的財産権に関する証拠と情報の権利」の報告書については、以下参照 —

[Evidence and Right of Information in Intellectual Property Rights \(PDF\)](#)

— エンフォースメント指令 (IPRED) の概要と条文の仮訳は、欧州知的財産ニュース創刊号を参照 —

[EU エンフォースメント指令の成立について \(PDF\)](#)

[知的財産権の執行を確保するための手段および手続きに関する欧州議会および欧州理事会の指令 \(PDF\)](#)

(以上)

なお、次の別添資料は参照用のための仮訳であり、最終的な確認、照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは、全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いません。



知的財産権に関する 差止命令

序

民間部門のメンバーは、欧州模倣品・海賊版監視部門において、知的財産権の法的枠組みを水平的に評価するために、法律実務者による専門的・技術的なグループを設置することを要請した。これを受け、欧州委員会は、2009年10月22日、監視部門の法務サブグループの設立総会を開催した。このサブグループは主として、監視部門の活動に参加する業界が推薦する各加盟国の法律実務者によって構成されている。

このサブグループの任務は、あらゆる知的財産権について、その法的枠組みの不十分な点や、ベストプラクティス、全体的な有効性を水平的に評価することであり、特に知的財産権のエンフォースメント(執行)に関して有用な見解を示すことに重点が置かれる。サブグループの事務局は、欧州委員会(域内市場・サービス総局、ユニット D3)が務める。

サブグループの活動は、知的財産権に関するエンフォースメント指令(IPRED) 2004/48/ECの精査から開始された。刑事罰による知的財産権の執行に関して「内務総局」との話し合いが行われ、また国境措置ならびに運送業者や荷送人との協力による知的財産権の執行に関して「税制・関税同盟総局」との話し合いも行われた。

サブグループは次の手順で作業を進めた。法務サブグループのメンバーが質問書を作成し、これを全加盟国の法律実務者に送付した。これらの実務者には、加盟国の区分に従って、サブグループのメンバーからあらかじめ通知がなされていた。専門家の回答を一覧表にまとめ、テーマごとにエグゼクティブ・サマリーが作成された。また法務サブグループのメンバーが、ベストプラクティスや不十分な点の概要を説明し、各テーマについて具体的な提言を付け加えた。

法務サブグループのメンバー：

Brohm Ronald、Dixon Allen、Galli Cesare、Hoffman Emanuelle、Nordemann Jan、Peets Lisa、Shapiro Ted、Lund Thomsen Charlotte、Regnier Olivia、Söderlund Ann Charlotte、Tułodziecki Oskar、Vrins Olivier、Rossoglou Kostas (オブザーバー)

法務サブグループの事務局：

連絡先：

事務局長：Benoît Lory、域内市場・サービス総局 (benoit.lory@ec.europa.eu)

法務顧問：Zuzana Hečko、域内市場・サービス総局 (zuzana.hecko@ec.europa.eu)

法務補佐：Sonia Bianchi Mehanne、域内市場・サービス総局(sonia.mehannek@ec.europa.eu)

法務サブグループは、以下の専門家各位の支援と協力を謝意を表したい。

Advokaadibüroo Kaido Uduste (エストニア)
Arthur Graham, Solicitor (英国)
Baggio Nadascia, Cederquist (スウェーデン)
Bengtsson Henrik, Delphi Lawfirm (スウェーデン)
Bérczes László, Bérczes Law Office (ハンガリー)
Bessa Monteiro Cesar, ABBC & Associados, Sociedade de Advogados RL (ポルトガル)
Bouchard Laure, Cabinet Hoffman (フランス)
Camilleri Antoine Dr., Mamo TCV Advocates (マルタ)
Chrysostomides Eleni Chrysostomides & Co law firm (キプロス)
Christova Mira, Iskra Christova & Partners (ブルガリア)
Cohen Joe, Collyer Bristow LLP (英国)
Czychowski Christian Dr., Boehmert & Boehmert (ドイツ)
Decker Marianne, Cabinet Decker (ルクセンブルク)
Delfos Visser Okke, MPA Brussels (ベルギー)
Demetriades Achilleas, Lellos P. Demetriades Law Office LLC (キプロス)
Dibdiaková Drahomíra, JUDr. (スロバキア共和国)
Dontas Nicolas, Dontas law offices (ギリシャ)
Elo Hanna-Maija, Asianajaja, Osakas, Attorney-at-Law (フィンランド)
Fredenslund Maria, Schluter Law Firm (デンマーク)
Fritz Martin JUDr, Fritz & Partners law firm (スロバキア共和国)
Garrigues Abogados (スペイン、ポルトガル)
Georgiades Alexandros, Chrysostomides & Co law firm (キプロス)
Habracken Kim, BREIN (オランダ)
Harsany Alexandru, Nestor Nestor Diculescu Kingston Petersen Attorneys & Counselors (ルーマニア)
Holm Ludvig, Lindahl (スウェーデン)
IFPI National Group (オーストリア)
IFPI national group (イングランド、ウェールズ)
Ivanov Plamen, Andreev, Stoyanov & Tsekova in cooperation with Schönherr (ブルガリア)
Janavicius Arnas, AAA law firm (リトアニア)
Janežič Aleksandra, Janežič & Jarkovič Attorneys at Law & Patent Attorneys (スロベニア)
Filippopoulou Elli & Associates Law Firm (ギリシャ)
Fossoul Virginie, Altius (ベルギー)
Kaminskaite Jolanta, Pranckevicius & Partners (Baltic Law Offices) (リトアニア)
Käosaar Kalev, Patent Agency Käosaar & Co (エストニア)
Klimovica Aiga, Raidla, Leijins, Norcous (ラトビア)
Kucsko Guido, Schönherr Rechtsanwälte (オーストリア)

Lauri Rechart, Procopé & Hornborg (フィンランド)
Lopes Rocha Manuel, PLMJ - A. M. Pereira, Sáragga Leal (ポルトガル)
M. Gavenea & M. Popescu Law Firm (ルーマニア)
Manak Andreas, Manak & Partners, Rechtsanwälte (オーストリア)
Markakis Manos, Dontas Law Offices (ギリシャ)
Martins Oliveira, Júdice e Associados, Sociedade de Advogados (ポルトガル)
Micallef-Grimaud Claude Dr., Mamo TCV Advocates (マルタ)
Mirsch Anna, Delphi (スウェーデン)
Moreno Campos José Antonio, Andema (スペイン)
Mutsaerts Frits, Banning Advocaten (オランダ)
Nemetz Margit, Schönherr Rechtsanwälte (オーストリア)
Nomper Ants, Raidla, Leijins, Norcous (エストニア)
Nordemann Jan B. Professor, Boehmert & Boehmert (ドイツ)
Nordlund Sara, Mannheimer Swartling law firm (スウェーデン)
Olmene Ruta, Agency TRIA ROBIT (ラトビア)
O'Connor Kieran, Kieran A. O'Connor & Co., Solicitors (アイルランド)
Plesner Law Firm (デンマーク)
Ploom Kadri, Raidla, Leijins, Norcous (エストニア)
Popescu Magda, M. Gavenea & M. Popescu Law Firm (Legal2M) (ルーマニア)
Pranckevicius & Partners (リトアニア)
Roer Lennart, APM (ドイツ)
Richardt Lauri, Procopé & Hornborg
Sanchez-Eguibar Beatriz, AGEDI (スペイン)
Schmidt Caroline, FPS Rechtsanwälte & Notare (ドイツ)
Segercrantz Mikael, Roschier Attorneys Ltd. (フィンランド)
Skaffari Eleonora, Procopé & Hornborg (フィンランド)
Sokolov Velizar, Arsis Consulting (ブルガリア)
Spurková Eva, DLA Piper Prague LLP (チェコ共和国)
Szakács Eszter, Danubia Patent and Law Office (ハンガリー)
Szigeti Éva, Eszter Szakács, Danubia Patent and Law Office (ハンガリー)
Tulodziecki Oskar, K&L Gates (ポーランド)
Tumbrägel Kai Dr. LL.M., DLA Piper UK LLP (ドイツ)
Turcu Gabriel, TURCU & TURCU Law firm (ルーマニア)
Valert Peter, DLA Piper Prague LLP (チェコ共和国)
Van Ramshorst Bastiaan, BREIN (オランダ)
Vassilikopoulou Maria, Dontas Law Offices (ギリシャ)
ViesunaiteVilija, Law Firm Sarka, Sabaliauskas, Jankauskas (リトアニア)
Vobornik Martin, Vobornik & Nigrini (チェコ共和国)

Vojčík Peter, Prof. JUDr., CSc., Vojčík & Partners Law firm (スロバキア共和国)

Von Heidenstam Peter, Heidenstam Legal (スウェーデン)

Wadsted Monique, MAQS Law Firm (スウェーデン)

Westerlund Mia, Roschier Attorneys Ltd. (フィンランド)

Wistam Henrik, Lindahls (スウェーデン)

Záthurecký Eugen, JUDr. Advokátska, patentová a známková kancelária (スロバキア共和国)

Zile Guntars, Raidla, Leijins, Norcous (ラトビア)

知的財産権の差止命令¹ 分析、提言、ベストプラクティス²

概要

知的財産権に関するエンフォースメント指令 2004/48/EC（以下、「IPRED」という）は、EU 加盟国が各国内において権利者に一定の手段を提供することを要求している。これらの手段には、差し迫った知的財産権の侵害を阻止し、被疑知的財産権侵害の継続を禁止するための（暫定的／終局的）差止命令の申し立てが可能なことも含まれる（第 9 条、第 11 条参照）。また同指令は、これらの手段は IPRED の対象となる知的財産権のエンフォースメントを確保するために必要とされる他の手続きや救済措置と同様に、公正かつ衡平なものでなければならず、不必要に複雑もしくは高額なものであってはならず、また不条理な時間的制限や不当な遅延を課すものであってはならないとしている。さらにこれらの手段は、効果的で、適切で、かつ抑止力のあるものでなければならず、合法的な取引にとっての障害の発生を回避し、かつこれらの濫用に対するセーフガードを提供するような方法で適用されなければならない（第 3 条参照）。

IPRED が採択・実施されるまでは、差止命令の有効性と実際の効果は、多くの場合、知的財産権所有者を保護するには不十分なことが明らかであった。実際、模倣品の国際的密輸、特に有名な「ルートブレイキング」という手法により、模倣品業者の身元が隠ぺいされることが多かった。また多くの場合、権利者には、侵害者が利用しているサービスを提供する中間業者に対する差止命令によって進行中の侵害を停止する機会が存在しなかった。だが IPRED は、指令 2001/29/EC の第 8 条（3）項（第三者が著作権や関連する権利を侵害するために利用しているサービスを提供する中間業者に対して権利者が差止請求できることを要求する条項）に従い、これらの中間業者が侵害に加担したり、その責めを負わない場合にも、権利者がこれらの中間業者に対して差止命令を請求できるようにしたことで、多大の進歩を遂げた。

サブグループの分析結果を見ると、各加盟国は、裁判所に対し、模倣品業者に知的財産権侵害の停止を命じる差止命令の発令権限を付与するために十分な措置を講じているように思われる。また各加盟国は、この権限を拡大し、裁判所が中間業者に対しても差止命令を発出することを認めているように思われる。ただし、中間業者に対する差止命令については、国内法令や法体系によって定められている条件が国ごとに異なる。差止命令による知的財産権のエンフォースメントについてこうした差異があることが、EU

¹ 本書ではクロスボーダーの差止命令の問題について言及しない。この問題については、別段の一連の提言の中で取り上げる。

² 本書は、欧州模倣品・海賊版監視部門の法務サブグループのメンバーが作成した質問書に対する専門家の回答をもとに作成されたものである。ここで表明されている見解は本書の執筆者の見解であり、欧州委員会の見解を示すものではない。

執筆者は、質問書を送付した専門家の一部から回答がなかった点を強調しておきたい。つまり本書に記した分析および提言は、全加盟国（27 か国）ではなく、これらの（圧倒的）多数の法律および慣行の現状を示すものとみなす必要がある。

全域における知的財産権の均一なエンフォースメントを妨げている。

また一部の加盟国では、IPRED の第 9 条と第 11 条を盛り込んだ規定条項は、差止命令の遵守不履行に対する(抑止的)制裁による裏付けがないため、実効性はほとんどない。さらに一部の加盟国では、手続きに膨大な費用と時間がかかるため、実際にこうした手続きを利用できない状況にある。最後に、知的財産権と司法上の救済は、データのプライバシー保護と同様に基本的権利であるにもかかわらず、他の分野と同様に³、IPRED の第 9 条および第 11 条が他の規則、特に個人データや銀行情報の秘密保持に関する規則と十分に調整されていないことがある。これらすべての権利を効果的に調整し、当該規則の調和をはかることについては、国内裁判所と CJEU (欧州連合司法裁判所) のいずれの判例法も、ある程度の成果しかあげていない。

本報告書は、差止命令にかかわる措置を高レベルで分析したものである。各加盟国の法令や判例法に関する法務サブグループの詳細な審理をもとに行われた分析には、全加盟国の状況の改善に役立つ提言やベストプラクティスの例も含まれている。

差止命令による救済の目的

裁判所に付与された、違法行為の停止を目的として差止命令を発出する権限は、合法的に設立された主権国家の基本的権利である。国際条約および IPRED に先立つ欧州の諸規則や調和にかかわる諸指令により、加盟国は、知的財産法の多くの分野において、模倣品業者への差止命令の発出権限を国内裁判所に付与することを強いられてきた。

差止命令による救済の最大の目的は、知的財産権の侵害をできるだけ早く停止させることである。ただし、すべての当事者の防御権を保護するために必要な保証を明確にする必要がある。

適用される国際協定、および IPRED の明示の規定に基づき、権利者が利用できる簡明で効果的かつ費用対効果の高い手段を設け、これにより権利者の正当な権利を確実に保護しなければならない。法律に「権利者にはこうした権利がある」と記述するだけでは不十分である。そうした権利は、実際に効力を持ち、速やかに行使できるものでなければならない。権利者が、自らの権利を行使できるようにするために高額な金銭を負担することがあってはならない。また権利者が、裁判所への法外な担保の提供を強いられることもあってはならない。担保の提供は、たとえそれが必要であっても、不当に複雑であったり煩わしいものであってはならない。それが複雑で煩わしいと、権利者(特に外国在住の権利者)が知的財産の侵害に対して迅速に策を講じる際の妨げになるからである。

暫定措置および予防措置 (第 9 条)

³ 「情報に関する証拠と権利：分析、提言およびベストプラクティス (Evidence and Right of Information: Analysis, Recommendations and Best Practices)」に関するサブグループの文書等を参照のこと。

暫定的差止命令

IPRED では、各加盟国に対し、各自の知的財産権の差し迫った侵害を阻止すること、あるいは暫定的でありかつ適切な場合には国内法令に定める再発防止のための罰金の適用を受けるものとして実際の侵害の停止を命じること、あるいは権利者への補償のための担保をその継続の条件とすることなどを意図した暫定的差止命令を権利者が確実に申し立てできるようにすることを要求している。また IPRED は、中間業者に対する暫定的差止命令も同じ条件の下で発することができなければならないとしている。

知的財産権を侵害していると疑われる商品の押収または引き渡し

さらに IPRED は、権利者の請求があった場合に、各加盟国の裁判所は、知的財産権を侵害していると疑われる商品が商業上の流過程に混入し、流通するのを防ぐために、当該商品を予防的に押収し、またはその引き渡しを命じることができなければならないとしている。

被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえ

また IPRED では、商業上の規模で為された侵害の場合には、加盟国は、被害者側当事者が損害の回復ができない可能性の高い状況を証明する場合に、被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえ（銀行口座およびその他の資産の封鎖を含む）を命じる権限を裁判所に付与することを確保しなければならないとしている。そのために、権限を有する当局は、銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の開示を命じる権限を付与されなければならない、また関連情報への適切なアクセスを許可されなければならない。

一方的手続きおよび防御権の尊重

権利者の請求に応じて、差止命令および暫定／予防措置は速やかに認められなければならない。そのため IPRED は、TRIPS（知的財産権の貿易的側面に関する協定）⁴ 第 50 条（2）項に従い、とりわけ何らかの遅延が権利者に回復不能の害を引き起こすような場合に、加盟国は、相手方当事者に対する審尋なしに上記の暫定措置をとる権限を国内裁判所に付与することを確保しなければならないとしている。そのバランスをはかるために、IPRED では、加盟国は、相手方当事者の防御権を保護するために審尋を行うことを国内法令で義務づけるべきだとしている。

分析の対象となったいずれの国でも、被告に対する審尋なしに暫定／予防措置を発する／命じることが可能なようである⁵。それが行われるのは、おもに権利者が損害賠償を請求できる可能性が低い場合、または証拠が破壊されたり、被告に対する審尋によって

⁴ 知的財産権の貿易的側面に関する WTO の協定、第 50 条(2)項、http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf。
「とりわけいかなる遅延も権利者に回復不能の害を引き起こすような場合、あるいは証拠が破壊される可能性を実証できる場合には、司法当局は、相手方当事者に対する審尋なしに適宜暫定措置を採択する権限を有していなければならない。

⁵ この場合、当然ながら権利者が自らの権利および被疑侵害の有効性を示す一応の証拠を提示できることが条件となる。

手続きが遅延する恐れがあり、権利者に回復不能の害を引き起こすような場合、または暫定措置の申し立てを事前に行うことで予防措置または差押さえの有効な執行が妨げられる可能性がある場合、または被告の反論が無効となる可能性がある場合である。

最後に加盟国は、申立人が権限を有する司法当局に対して、合理的期間内に、本案判決につながる手続きを開始していない場合、上記の暫定措置が被告側の請求により無効とされ、またはその他のかたちで効力発生を停止されることを確保しなければならない。ここでいう「合理的期間」とは、加盟国の国内法令で許可されている場合には措置を命じた司法当局によって決定される期間、またそのような決定がないときは、20業務日または31暦日のうちのいずれか長い方を超えない期間をいう。⁶

予防／暫定措置の申し立てに関する一般的要件

IPREDでは、裁判所は、暫定的差止命令または上記の予防措置を認める前に、申立人に対し、申立人が権利者であること、および申立人の権利が侵害されていること、または当該侵害が差し迫ったものであることを十分な確実性をもって裁判所を納得させるための、合理的に入手可能な証拠の提供を要求できると定めている。

裁判所はまた、上記の暫定措置に関して、被告の被る不利益に対して補償が必要な場合にそれを確保するための十分な担保または等価な保証を申立人が裁判所に提供することを条件とすることができる。実際、IPREDでは、暫定措置が撤回された場合、または権利者による作為または不作為によりそれが失効した場合、あるいは後に知的財産権の侵害または侵害の恐れが存在しなかったと事実認定された場合には、裁判所は、権利者に対し、被告の請求に応じて、当該措置により引き起こされたあらゆる被害について被告に適切な補償金を支払うよう命じる権限を有するとしている。

分析の対象となったすべての国において、裁判所は、申立人に対し、暫定／予防措置によって生じた損害について被告に適切な補償金を支払うよう命じることができるとされている。

ただし要求される担保は加盟国によって異なる。一部の国（スウェーデンなど）では、担保が必要な場合、これを予防／暫定措置を申し立てる際に提供しなければならない。また申立人は、本案手続きで被告が勝訴した場合にその被告が被ると予想される損害に基づいて「合理的な金額」を算定しなければならない。その場合、被告が、担保の金額が少なすぎると申し立てることも多い。一方他の国（デンマークなど）では、担保の金額は、裁判所が事件を審理した後に決定しており、その後申立人に、担保提供のための数週間の期間が与えられる。

本案判決が下された後の差止命令（第11条）

⁶ この要件は、当該案件の理非に関する手続きの枠組みの範囲内で暫定措置として暫定的差止命令を請求することのみが可能な加盟国（スウェーデンなど）では適用されない。この要件は、別段の手続きの枠組みにおいて暫定的差止命令の申し立てを行うことが可能な加盟国でのみ適用される。

IPRED では、加盟国は、国内裁判所が知的財産権の侵害を認める結論を下した場合に、その国内裁判所に、侵害の継続の禁止を目的とした差止命令の発出権限を付与することを要求されている。国内法令にその旨の規定がある場合、差止命令の遵守不履行については、その遵守を確実にするために、適切な場合には、再発防止のための罰金が科される。また加盟国は、第三者が知的財産権を侵害するために利用しているサービスの提供者である中間業者に対して権利者が差止命令を申し立てることができるようにすることを要求されている。

IPRED の説明条項 (25) では、侵害が故意なく、かつ過失なくしてなされた場合であつて、IPRED に規定された是正措置あるいは差止命令が不相応な場合には、加盟国は、適宜被侵害者に金銭補償を与える権限を自国の裁判所に付与する選択肢を保有すべきであるとしている。ただし、模倣品の商業的使用やサービスの提供が知的財産法以外の法の違反を構成するか、または消費者を害する恐れがある場合には、この選択肢は利用することができない。

総合的評価

IPRED の第 9 条および第 11 条に規定する措置は、大半の加盟国において利用可能である。一般に、権利者はこうした措置を定期的に利用し、総体的に成果をあげているようである。一部の加盟国（デンマーク、スロベニア、ギリシャ、イタリアなど）は、権利者が権利行使の一次的な救済手段として予防／暫定措置に依存していることを報告している。一部の国（イタリアやドイツなど）では、一方的差止命令は、通常数日以内（あるいは、複雑な特許侵害案件の場合は数か月以内）に取得でき、最も効果的な救済手段とされている。裁判所に暫定的差止命令（該当する場合には、一方的差止命令）を認める意思があるときは、多くの場合、本案訴訟を提起する必要がないことを意味する。それ以上の手続きを回避するために、侵害者が侵害を認め、裁判所命令に従い、侵害によって権利者が被った損害を補償することに同意し、和解が成立する可能性があるからである。

差止命令による救済の不十分な点

ただし、こうした措置を利用できる状況が大きく異なる場合もある。

- **中間業者に対する差止命令についての相違** 被疑侵害者に対する暫定的差止命令は、審理対象となった全加盟国で認められている。また第三者が知的財産権を侵害するために利用しているサービスの提供者である中間業者に対する暫定的差止命令も、大半の加盟国で認められている（例外として、ドイツ⁷、チェコ共和国、スロバキアではこれが法律で明示的に許可されていない）。ただし中間業者に対して差止命令を適用する差異の条件には、大きな違いがある。一般に、差止命令は、

⁷ ドイツでは、立法者は、この点に関する IPRED の規定を明確に実施せず、古い法原則（“Stoerhaftung”）に基づいて自らの実施義務を果たしている。

誠実に行動している中間業者に対しても発することができる。IPRED では、差止命令による救済は中間業者が責めを負うことを条件としていないが、一部の国では、差止命令の発出は、侵害に故意に加担した中間業者に対してのみ認められている。他の国（スウェーデンやドイツ、ラトビアなど）では、中間業者が侵害を「幫助」または「教唆」していること、または中間業者の過失、特に特定の義務（一般的な「注意義務」を含む）を遵守しなかったことにより侵害が生じたことを、権利者が証明できる場合にのみ差止命令を請求できる。また少なくとも1つの加盟国（スロバキア）が、中間業者に対する差止命令を獲得するのは実際にはほぼ不可能だと報告している（中間業者に対する差止命令が法律に盛り込まれていないため）。

そのため一部の国では、第三者による侵害の防止または停止を狙いとした中間業者に対する差止命令については、中間業者からの関連情報の入手を狙いとした差止命令よりも厳しい条件が適用されている。一部の加盟国では、中間業者は、第三者による侵害への民事責任の有無にかかわらず差止命令の対象となりうるが、他の加盟国では、第三者による侵害について中間業者が責任を負うと判断されない限り、差止命令は獲得できない⁸。この点は、デジタル環境においては特に重要である。これに関しては、指令 2000/31/EC の第 12 条および第 15 条では、実際に損害賠償やその他の責任から一部の中間業者が免除されることがあるが、それにもかかわらず、差止命令に対する一部の加盟国の限定的なアプローチにより、第三者による侵害への中間業者の責任を証明しようとする奨励材料が増大するという予期せぬ結果を招いている⁹。

さらに、一部の加盟国における中間業者に対する差止命令は、中間業者にまったく同じ侵害（同じ侵害者による特定の侵害の継続）を発生させないように命じるだけのものであるならば、効果は薄いと思われる。実際、同じ侵害者が、その権利者の権原／製品に対して今後さらに侵害をはたらくことは十分に可能だからである。最後になったが、少なくとも1つの加盟国（スロバキア）が、中間業者に対する差止命令を実際に獲得するのは、たとえ本案判決が下された後であっても、まず不可能だと報告している。

- **IPRED とデータ保護関連法令との間の矛盾** インターネット・サービス・プロバ

⁸ この問題は、先般の「知的財産権のエンフォースメントに関する 2004 年 4 月 29 日付の欧州議会および欧州理事会の指令（エンフォースメント指令）2004/48/EC の適用についての、2010 年 12 月 22 日付の欧州委員会の報告書（Report from the Commission on the Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights of 22 December 2010）」でも指摘されている（COM (2010) 779 final）。この報告書に添付された委員会スタッフ作業文書（Commission Staff Working Document）（SEC (2010) 1589 final, 16 ページ）に記載されているように、一部の国では、中間業者の責任が証明されない限り彼らに対して差止命令を発することはできないが、IPRED の第 11 条および指令 2001/29/EC の第 8 条 (3) 項では、差止命令と中間業者の責任は関連付けられていない。

⁹ 指令 2000/31/EC（「電子商取引指令」）には、同指令に定める責任の制限は差止命令による救済には適用されない旨明記されている。こうした救済の範囲は、ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）に対し、インターネット利用者による知的財産権の侵害を防止するネットワーク上のフィルタリング措置やブロッキング措置の実施を命じるにあたり、今なお裁判所（CJEU を含む）における議論の主要テーマとなっている。

イダ (ISP) に対する差止命令を獲得する場合に、各加盟国の法体系が障害となる。一部の加盟国では、特に最初に訴えを起こすのに必要な証拠収集に際して、データ保護関連の国内法令が最大の障害となっている¹⁰。差止命令の許容範囲も、例えば、差止命令で要求される技術的なブロッキングの種類などについて、データ保護等の規則に影響される可能性がある。この点に関しては、それぞれインターネット・アクセス・プロバイダおよびウェブ・ホストに関連した Scarlet 事件と Netlog 事件において、CJEU に付託された問題が参考となる (C-70/10 and C-360/10)。

- **停止命令が下されなかった場合の権利者の利益保護が不十分** 加盟国の多くでは、侵害が継続した場合の権利者への補償のための担保の提供を被疑侵害者や中間業者に要求する内容の暫定的差止命令を請求するのは不可能である。
- **法外な担保** 実際には、申立人は、裁判所が何らかの暫定／予防措置を認める前に、担保の提供や等価な保証の提供を求められることが多い。加盟国の多くでは、こうした措置の確保に必要な担保はきわめて高額で、これに頼ることのできる権利者はごく少数である。一部の国では、権利者は、被告が勝訴した場合に被る損害額の見積りをもとに、この担保の額を自ら算出することを要求される。これらの場合に、適切な担保を構成する額を算出するのは極めて困難である。一般に権利者は、当該の暫定措置の結果として被告が被る経済的損失を評価するのに十分な情報を所有していないからである。最後に、いくつかの加盟国では、担保の提供手順が非常に冗長で煩わしく、差止命令の執行を遅延させる原因となっている。
- **侵害に関して被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえにみられる相違** 侵害に関して裁判所が被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押えを命じる可能性については、全加盟国が規定を定めているようである¹¹。しかし少なくとも1つの国ではこの措置がほとんど認められず、裁判所も市場からの侵害製品の単純撤収など軽い措置を選ぶ傾向が強いとされている。また一部の加盟国では、こうした救済は、侵害が商業上の規模で行われた場合に限り適用されている。これらの加盟国の国内法令では、「商業上の規模」という表現が常に定義されているとは限らない¹²。また一部の国では、裁判所がこうした命令を下す前に、権利者は、本人の予防措置の請求が却下された場合に損害賠償を請求できない可能性があることを証明しなければならない。最後に、大半の加盟国では、こうした救済は、権利者が自らの損害を合理的に評価した場合に限り可能とされているが、これは（しばしばそうであるように）侵害者の取引状況が整然としてい

¹⁰ この問題に関しては、「情報に関する証拠と権利：分析、提言およびベストプラクティス (Evidence and Right of Information: Analysis, Recommendations and Best Practices)」についてのサブグループの文書を参照のこと。

¹¹ 例えば、イタリアでは、ミラノ裁判所が、2009年11月6日の判決で侵害者の商標の差押えを命じている。

¹² IPREDの説明条項(14)には次のように記されている。「商業上の規模で為される行為は、直接的または間接的な経済的または商業的な利点のために行われるものである。これは、誠実に行動している末端の消費者によって為される行為を除外するのを通常とする」。模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA)) の第23条(1)項は、「少なくとも直接的または間接的な経済的または商業的な利点のために行われる商行為」は、「商業上の規模で為される行為」とみなすべきであると規定している。

ない場合（整然としていないことが多い）には困難である。

- **銀行関連および財務関連諸文書の開示の制限** 大半の加盟国では、裁判所は、(i) 侵害の手続き中に銀行口座の封鎖や他の資産の差押さえを命じ、(ii) 銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の権利者への開示を命じ、あるいは関連情報への権利者の適切なアクセスを認めることができる。ただし一部の加盟国では、特に銀行の機密保持や比例性に関する要件の厳密な適用があるため、こうした命令を得るのは極めて困難、もしくは不可能である。また多くの国では、銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の開示は、商業上の規模で為された侵害の場合に限り認められている。
- **要求される証拠のレベルまたは暫定／予防措置の請求申し立て期間の相違** 申立人が権利者であり、その権利が侵害されていること、またはその侵害が差し迫っていることを裁判所に納得させるために必要な証拠のレベルは、一般に裁判所の裁量で決定される。ただし、一部の加盟国では、暫定／予防措置を獲得するのは難しい。その理由は、立証責任がきわめて厳しく、または権利者について侵害（実際の侵害、またはその恐れ）を知ってからごく短期間のうちに請求の申し立てを行うことが要求されているからである（例えば、スロバキアでは、暫定／予防措置の請求申し立て期間は14日間とされている）。
- **時として法外な費用** 一部の加盟国では、差止命令（暫定／予防措置を含む）を獲得および／または執行する¹³ 際に法外な費用が必要となる。通常、権利者は、執行官費用、弁護士費用など一切の費用を事前に支払うことを要求される。いくつかの国では、権利者が勝訴した場合にも、差止命令を獲得するために負担した訴訟費用のすべてを回収することは不可能である。
- **時として不適切な期限** 多くの加盟国では、暫定／予防措置の獲得に長時間を要する。大半の国は、暫定／予防措置の申し立てに対して裁判所が判決を下すべき期限を定めていない。
- **十分な抑止力をもたない制裁** 差止命令および暫定／予防措置に関して下された判決や命令については、これらの遵守を奨励する材料があることが重要である。暫定／予防措置の遵守不履行に対して科される制裁については、各加盟国の法令の間に大きな違いがある。大半の国では、侵害が継続した場合に、被疑侵害者または中間業者に罰金の支払いを求める内容の暫定的差止命令を獲得することができる。だがいくつかの国では、これは不可能である。一部の国については、罰金の最高額は290ユーロ、あるいは100ユーロ（あるいは命令の遵守不履行が繰り返される場合は200ユーロ）と報告されている。暫定差止命令が遵守されなかった場合に権利者が利用できる救済は、その後の段階で損害賠償請求を行うことのみである。最後に、差止命令が遵守されなかった場合の被害者は権利者であるが、

¹³ 少なくとも1つの加盟国では、本案最終判決で定められた差止命令に従わなかった場合、執行手続きを開始しなければならない。この手続きについては、申立人が訴訟費用を負担しなければならない。

裁判所命令の遵守不履行の場合に再発防止のために科される罰金は国庫に納められることも多い。

- **過度な負担をもたらす IPRED 第 9 条 (5) 項** ほぼすべての加盟国では、IPRED の第 9 条 (5) 項に基づき、申立人が合理的な期間内に被疑侵害者に対する判決につながる訴訟手続きを開始しない場合、暫定／予防措置は失効する。リトアニアでは、訴訟手続きの届け出期間は 14 日間だが（裁判所がこれよりも短い期間を定めることもある）、これは IPRED に即したものでなく、不当に短いと考えられる。だが実際には、ひとたび暫定／予防措置が適用されると、被告は侵害について争うことをやめ、審尋にも出頭せず、かつ／または本案判決が言い渡されるまでに支払い不能となるケースが多い。従って、暫定的差止命令の無効化を避けるために本案訴訟手続きを開始するという権利者側の要件は、過度な費用と負担をもたらすものといえる。

提言およびベストプラクティス

ベストプラクティスとして以下が確認された。

- ベルギーやデンマークなど、いくつかの加盟国（全加盟国ではない）では、**差止命令は、中間業者の責任の有無にかかわらず、また中間業者が何らかの義務（一般的な「注意義務」など）に違反しているか否かにかかわらず、認められる。**
- C-324/09 事件 (L’Oreal vs. eBay) における法務官の意見に従い、一部の加盟国では、**侵害者が同一の（継続的な）侵害に関与するのを阻止するだけでなく、侵害者がその後の特定の侵害に関与するのを阻止するためにも、ホスト・プロバイダ（中間業者）に差止命令が科されることがある。**
- イタリアでは、IPRED の実施に向けて産業財産法が改正され、知的財産の侵害が継続しているとき、または差し迫っているときには、**その緊急性の程度にかかわらず**（例えば、知的財産の侵害を停止すること自体が急を要する事態であるとの法律上の推定もある）、暫定的差止命令を適用できるようにすることが規定された。その結果、侵害（実際の侵害またはその恐れ）を知ってから短期間のうちに請求の申し立てをすべきだとする権利者側の要件はもはや存在しない。権利者は、本案訴訟を提起しても差止命令の獲得が早まるわけではないことを示せば十分である。ベルギーでも状況は同様である。
- イタリアでは、産業財産法と著作権法において、暫定的差止命令が認められた場合にそれは本案訴訟手続きの結果を予想するものとみなされる旨規定されている。従って、**当事者双方が本案訴訟手続きを開始しなかった場合、暫定差止命令は終局的なものとなる。**
- ベルギーなど一部の国では、暫定的差止命令とほとんど変わらない時間枠で終局的

差止命令を獲得することができる¹⁴。一部の加盟国では、知的財産関連事項についての裁判所の特化レベルが高く、知的財産権の効果的かつ十分な執行に結びついている。

- ベルギーなど一部の加盟国では、権利者に対して、**上訴の有無にかかわらずすべてのケースにおいて直ちに終局的差止命令を執行する可能性が与えられているが、こうした可能性もベストプラクティスとみなすべきである。**
- **多くの国において、差止命令の意図的な遵守不履行は犯罪行為となる。**例えば、デンマークやドイツ、フィンランド、スウェーデン、英国などでは、裁判所は罰金を科し、最終的には禁固刑を命じることができる。ドイツでは、最大 250,000 ユーロの罰金もしくは 6 か月間の禁固刑が命じられることがある。イタリアでは、差止命令の遵守不履行に対して、罰金が科され、あるいは最高 3 年間の禁固刑が命じられることがある。スウェーデンでは、裁判所命令の遵守不履行に対して、財産差押さえが命じられることがある。

我々は、以下のとおり提言する。

- IPRED の適用に関する先般の欧州委員会の報告書¹⁵にも記載されているように、中間業者に対する差止命令に関しては、電子商取引指令の第 15 条と、IPRED の第 9 条および第 11 条 との間には相関関係がないことを明確にする必要がある。つまりこのような差止命令は、電子商取引指令で規定された知的財産権の責任の制限には影響されず、中間業者の責任にも左右されないことを明確にする必要があるということである。そのため ISP が送信または保存されたコンテンツに関して「中立的」な立場にあったとしても、違法なコンテンツの削除、またはこうしたコンテンツへのアクセスのブロックを ISP に命じる差止命令を獲得することは可能である。IPRED 指令の第 9 条および第 11 条（ならびに指令 2001/29/EC の第 8 条 (3) 項）の解釈については、第三者による侵害において、**中間業者の責任（または中間業者による何らかの義務への違反）はその中間業者に差止命令を発するための前提条件にならないことを明確にするような一貫した解釈が必要になる。**これは大半の加盟国において慣行となっており、IPRED の第 9 条 (1) (a) の条文によって裏付けられている。またこれは、電子商取引指令にも即したものである。同指令は、違法行為に直接関与した当事者は免責されず、サービス・プロバイダについては、そのサービス・プロバイダに損害賠償責任がない場合にも当該の違法行為を停止させるための差止命令を発することを明確に認めている。
- 中間業者に対する差止命令の適用の可否は、侵害者の身元確認の可否に左右されてはならない。またこうした差止命令を適用する場合、実際の侵害者を訴えるという

¹⁴ ただしこのような手続きの迅速化にも欠点がある。こうした訴訟の枠組みにおいては、一般に損害賠償請求は不可能なため、侵害者に対する抑止効果は限られている（侵害者にとってのリスクは、侵害の停止、および発生費用、弁護士費用の一部の権利者への補償を命じられることのみである）。

¹⁵ 前記脚注 8 を参照。

権利者側の義務を条件としてはならない（補完性の原則の否定）。

- 適切な状況下では、侵害者および中間業者に対する差止命令による救済は、**彼らが事前の通知**（侵害停止の通知、削除の通知など）**を受領しているか否かにかかわらず適用できなければならない。**
- 上記の原則は、暫定的差止命令と終局的差止命令の両方に適用できなければならない。
- **中間業者に対する差止命令の範囲に関しては**、侵害が明白な場合には、IPRED の第 9 条 (1) (a) および第 11 条の第 3 文に従い、中間業者が同じ侵害者による同じ侵害を許すことのないよう、また eBay vs. L’Oreal 事件における法務官の意見に従い、中間業者が当該の侵害者とその後の権原／製品の何らかの侵害に関与するのを許すことのないよう、各加盟国に義務づける必要がある。例えば、侵害者が権利者の権原／製品のいずれかの権利を侵害していることが明らかになっても、それはその差止命令を、たとえ中間業者に対する差止命令であっても、当該の権原／製品に限定すべきことを意味しているわけではない。
- **裁判所には、時間の経過とともに変化する状況に対応できるよう、命令を修正する機会を与えるべきである。**
- **知的財産の侵害に関連したすべてのケースにおいて、被疑侵害者の流動資産および固定資産の差押さえを請求する機会を与えるべきである。**原則として、侵害に関して、権利者は、その侵害が商業上の規模で為されている場合だけでなく、知的財産に関連したすべてのケースにおいて、被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえを請求できなければならない。侵害が商業上の規模で為されていることを前提条件とするのは必ずしも有用ではない。命令発出の可否を判断する場合、裁判所は他のすべての状況も考え合わせたくて当該の侵害の性質を検討することができるからである。またいずれのケースにおいても、権利者は、裁判所によるこうした命令の発出に先立ち、予防措置の請求が却下された場合に損害賠償を請求できる可能性が低いことの証明を強いられるべきではない。最後に、裁判所によって押収または引き渡しを命じられた商品の本案手続き中の保管費用は、侵害者の負担とすべきである。
- **IPRED および指令 2001/29/EC に基づく差止命令による救済と、データ保護に関連した規則の間の関係を明確にする。**中間業者（特にインターネット・サービス・プロバイダ）に対する差止命令による救済およびその他の差止命令執行関連事項と、データ保護法の間相互作用については不明確な部分が多い。この問題のいくつかの側面については、Scarlet 事件および Netlog 事件において現在も CJEU で議論が続けられているが、EU が実施しているデータ保護の枠組みの審理において、個人のプライバシーという重要かつ基本的な人権と、知的財産および法的救済という同様に基本的な人権を調整する機会が設けられている（欧州連合基本権憲章第 17 条、

第 47 条)。知的財産のエンフォースメントに関連した差止命令およびその他の事項について、こうした基本的な権利の調整ができれば、効果的な救済に対する権利者の権利が奪われることもなくなる。

- **命令が遵守されなかった場合の一般的な制裁を定める。**被告側への差止命令にかかわる裁判所命令が遵守されなかった場合に適切な罰が科されるようにする必要がある。この点に関しては、裁判所に状況に応じた制裁を科す権限を付与している加盟国（例えば、スロバキアでは、命令に従わなかった場合に裁判所が当初の措置（市場における回収など）に代わるさらに厳しい別の措置（没収命令など）をとることがある）、および裁判所命令に意図的に従わなかった場合、これを犯罪行為とみなしている加盟国をベストプラクティスとすべきであろう。また命令に従わなかった場合の再発防止のための罰金は、国庫ではなく権利者のためのものでなければならない。例えば、ベルギーやイタリアでは、侵害者が命令に従わなかった場合、裁判所命令によって再発防止のための罰金が科されることがあり、これらは自動的に権利者のものとなるが、命令が意図的に遵守されなかった場合には、国によって刑事上の罰金も科されることがある（法廷侮辱罪）。
- **異議申し立てのない予防措置は終局的なものとなることを明確にする。**欧州委員会は、被告側が合理的な期間内に権利者に対して本案判決につながるような手続きを開始しこれにより暫定／予防措置への異議を申し立てない場合、その暫定／予防措置（特に暫定的差止命令）は、少なくともこれらが当事者間の手続きの枠組みにおいて認められている限り、終局的なものとなりうることを、または終局的なものとなることを、IPRED の第 9 条 (5) 項で明確にする可能性について検討すべきである。この選択肢を検討する際に、欧州委員会は、これらの規定と TRIPS の第 50 条 (6) 項およびこの条項に関連した CJEU の判例法との適合性についても検討する必要がある¹⁶。

¹⁶ 特に C-53/98 事件（Hermes International vs. FHT Marketing Choice BV）における 1998 年 6 月 18 日付の判決、C-300/98 事件および C-392/98 事件（Parfums Christian Dior SA vs. Tuk Consultancy BV, Assco Geruste GmbH ら）における 2000 年 12 月 14 日付の判決、C-89/99 事件（Schieving-Nijstad vof anors vs. Robert Groeneveld）における 2001 年 9 月 13 日付の判決を参照。

知的財産権関連事件における差止命令による救済¹⁷

エグゼクティブ・サマリー

2.1. 裁判所が以下に対して暫定的差止命令を発出できる旨法律で定められているか？

a) 知的財産権の被疑侵害者。 はいいいえ

被疑侵害者に対する暫定的差止命令については、すべての国で規定が設けられている。

b) 知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスを提供する中間業者。 はいいいえ

知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスを提供する中間業者に対する暫定的差止命令については、すべての国が規定を定めている。チェコ共和国では、一般に差止命令は訴訟の当事者間で発出されるため、暫定的差止命令を発出できるのは「中間業者に対してこれを命じることが公正である」場合に限られる。ポーランドでは、裁判所は、教唆者（侵害者に対して侵害行為を促した者）、従犯者（侵害者を手助けした者）または発生した損害を利用した者などの当事者に対して暫定的差止命令を発出することができる。これらの当事者は、各自の行為が責めを負うべきものと判断された場合に、その行為に対して責任を負う。中間業者は、主たる被疑侵害者とともに連帯責任を負う。「悪意のない」中間業者に対しては、暫定的差止命令を発することはできない。こうした可能性に言及した規定が存在しないからである。

c) 質問 2.1 (a) または (b) の答えが“はい”の場合は、以下の質問に答えること。

i) 知的財産権の差し迫った侵害の阻止を目的とした差止命令に関して、裁判所は、「差し迫った」という用語を厳密に解釈したり、あるいは極端に切迫した状況でない場合の差止命令の獲得を困難にしたりしているか？ はいいいえ

大半の国は、「差し迫った」という用語を厳格に解釈していないようである。エストニアやルクセンブルク、スロベニア、スペインでは、この点に関する裁判所の慣行は存在しない。スウェーデンでは、状況が極端に切迫していることは要求されず、こうした差止命令は「差し迫った」侵害だけでなく（侵害の）企てや準備に対しても発出することができる。ドイツでは、侵害が近い将来に発生するという差し迫った危険の存在が必要とされる。イタリアでは法律が改正され、権利の差し迫った侵害が存在する場合には暫定的差止命令を発することができるという規定が盛り込まれた。そのため状況の危急性の程度にかかわらず、

¹⁷ 本書は、欧州模倣品・海賊版監視部門の法務サブグループのメンバーが作成した質問書に対する専門家の回答をもとに作成されたものである。ここで表明された見解は執筆者の見解であり、欧州模倣品・海賊版監視部門や欧州委員会の他のメンバーの見解を示すものではない。

侵害が継続しているか、差し迫っている場合には、暫定的差止命令が認められることとなった。

- ii) 被疑侵害の継続の禁止を目的とした差止命令に関して、権利者は、その被疑侵害を発見した後、一定の期間内に暫定的差止命令の申し立てを行う必要があるか？ はいいいえ

答えが“はい”の場合は、その詳細を説明すること。

大半の国では、このような期限は存在しない。

ただしオーストリアでは、できるだけ速やかに行動することが強く推奨されている。行動が遅れた場合、裁判所が侵害の現実的な危険性の承認を躊躇することがあるからである。不正な商習慣を禁じる法律では、暫定的差止命令を申請する期間は6か月とされている。ラトビアでは、この期間は、侵害を発見してから3か月である。スウェーデンでは、(行動の)遅延が長引いた場合、侵害の消極的受容とみなされることがある。デンマークでは、正式な期間は定められていないが、権利者が長期間傍観することは許されない。ドイツでは、こうした期間は裁判所の裁量で決定される。多くの裁判所では、侵害を知ってから4~6週間という期間が認められている。ハンブルクの控訴裁判所の判例法によると、特定の期間における「セーフ・ハーバー」は存在しない(こうした期間はケース・バイ・ケースで厳密に決定される)。つまり権利者が侵害を知った後に差止命令を申請できる期間がはるかに短くなる可能性もある。イタリアでは、暫定的差止命令の申請が却下され、知的財産権所有者が長期にわたり侵害に耐えなくてはならないこともある(通常、この期間は本案手続きに要する一般的な期間、すなわち1年超である)。

- iii) 侵害が継続した場合、被疑侵害者または中間業者に対して罰金の支払いを求める差止命令を獲得することは可能か？ はいいいえ

大半の国では、侵害が継続した場合、その被疑侵害者または中間業者に対して罰金の支払いを求める差止命令を獲得することは可能だが、これが不可能な国も少なくない。

オーストリアでは、差止命令を認める判決には罰金の金額が含まれていない。ただし、被告側が暫定的差止命令に違反した場合には、権利者は、最高100,000ユーロの罰金を科すよう裁判所に申し立てることができる。罰金の額は、裁判所によって決定される。

- iv) 侵害が継続した場合、被疑侵害者または中間業者に対して権利者の補償のための保証の提供を求める差止命令を獲得することは可能か？ はいいいえ

この点に関して状況は必ずしも明確とはいえない。加盟国の約半数はこうした

可能性について規定を設けており、残りの半数は設けていないようである。被疑侵害者または中間業者に権利者の補償のための保証の提供を求める差止命令は、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、ラトビア、スペイン、エストニアでは獲得できない。ポルトガルでは、被疑侵害者は、暫定的差止命令を一時停止させるための保証を提供することができる。

- d) 2.1 (b) の質問への答えが“はい”の場合は、差止命令の対象となる第三者について説明すること。運送業者やインターネット・サービス・プロバイダ、オンライン・ショッピング・サイトなどのような「悪意のない」中間業者に情報提供を要請することは可能か？貴国において、こうした差止命令を獲得する際の障害があれば、それについても簡単に説明すること（例えば、中間業者が侵害に対して単独で責任を負うこと、または主たる被疑侵害者とともに連帯責任を負うことを立証する際の要件など）。

一部の国には制約があるが、一般に「悪意のない」中間業者に対しても差止命令を発出できるようである。またこの点に関して判例法が存在しない国もある。

オーストリアでは、差止命令の対象となるのは、侵害者を意識的に手助けする者だけである。「悪意のない」中間業者を対象とした差止命令は存在しない。第三者については、暫定的差止命令と情報提供の請求を区別しなければならない。チェコ共和国では、この問題は法律では解明されていない。ただし、こうした差止命令を獲得するのはきわめて困難である。デンマークでは、このような中間業者（ホスト・プロバイダや、侵害ウェブサイトへのアクセスを提供している中間業者）は差止命令の対象となることがあるが、通常、民事責任／刑事責任は問われない。フィンランドの判例法によれば、主たる被疑侵害者が判明しない場合、中間業者に侵害の責任があると判断されることがある。フィンランドの最高裁判所では、衣料品事業における商標の実際の侵害者が不明なため、配送係がその責任を問われた例がある。ラトビアでは、いかなる第三者も差止命令の対象となる可能性があり、判例法では「悪意のない」中間業者と「有責の」中間業者の区別がなされていない。その理由の一つは、実際には中間業者が一連の侵害行為に自ら関与していることに気づいていないケースが多いが、こうした中間業者に差止命令を発出できないとなれば、権利者／保有者にとって侵害を停止させる他の手段がなくなってしまうからである。スウェーデンでは、悪意のない中間業者に対しても情報提供を命じることは可能である。暫定的差止命令のような他の種類の差止命令と同様、行為を停止させるには、中間業者を「幫助者」または「教唆者」とみなす必要がある。ベルギーでは、申立人は、「悪意のない」または「悪意のある」中間業者に対して行動を起こすことに関心があることを示せば、その中間業者に対する措置を申請することができる。ただし証拠の保全に関しては、ベルギーで暫定的差止命令が請求されることはほとんどない。代わりに、権利者は記述的措置（検索押収命令など）を申し立てることになる。キプロスの著作権法では、被告が「悪意のない」中間業者（侵害に気づいておらず、またそうした侵害があると判断するだけの合理的な根拠も持たない中間業者など）である場合、

原告側には損害賠償請求権はないと規定している（ただし原告には利益勘定への権利はある）。イタリアでは、知的財産権を侵害するために「第三者が利用しているサービスを提供する中間業者」については、その中間業者に侵害への単独の責任があるか否かにかかわらず、差押さえおよび暫定的差止命令が命じられることがある。ポーランドでは、教唆者、従犯者または発生した損害の利用者に対して暫定的差止命令を発することができる。これらの当事者は、各自の行為が責めを負うと判断された場合に、その行為に対して責任を負う。「悪意のない」中間業者に対しては、暫定的差止命令を発することはできない。こうした可能性に言及した規定が存在しないからである。

2.2 知的財産権の侵害が疑われる商品が市場に出回るのを防ぐため、裁判所はこれらの商品の押収や引き渡しを命じることができる旨法律で定められているか？ はい いいえ

大半の国では、こうした可能性について規定しているようである。

チェコ共和国では、裁判所は、暫定的差止命令において押収を命じることができないが、処分を禁じたり、裁判所のエスクローへの引き渡しを命じることが可能である。また証拠の暫定的押収を請求することもできる。

2.3 侵害に関して、裁判所が被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえを命令できる旨法律で定められているか？ はい いいえ

答えが“はい”の場合は、以下の質問に答えること。

a) 上記の命令が発出されるのは、商業上の規模で為された侵害についてのみか？

はい（商業上の規模の侵害についてのみ可能） / いいえ（商業上の規模の侵害に限定されない）

上の質問に対する答えが“はい”の場合、「商業上の規模」という用語はどのように定義されているのか？

大半の国では、商業上の規模は必要条件ではないようである。またエストニア（この用語は定義されていない）、ハンガリー、フィンランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル（この用語は「直接的または間接的な経済的または商業的な利点のために行われる行為で、通常は誠実に行動している末端の消費者によって為される行為は除外される」と定義されている）においては、商業上の規模の侵害に限定されている。オーストリアでは、商業上の規模で為されない侵害については、裁判所は、非常に特殊な状況においてのみ予防的差押さえを認めているようである。英国では、「商業上の規模」という用語が侵害者の認識利益（perceived benefit）に対して適用される場合、これは制限要因とはならない¹⁸。ベ

¹⁸ 例えば、第三者が、知的財産権所有者が所有する極秘情報を公開しようとする場合、これは、この第三者がこうした開示から金銭的利益を得ようとしておらず、こうした開示の影響が当該の知的財産権所有者に多大の損害をもたらす可

ルギーでは、こうした命令は商業上の規模の侵害だけに限定されていないが、中間業者から情報を得ることを目的とした差止命令については例外がある。通常、このような差止命令が認められるのは、中間業者が「商業上の規模」で商品を確認したりサービスを提供している場合に限られる。スロベニアには、商業上の規模の侵害を必要条件とすることを定めた規定は存在しない。ただし知的財産権の性質上、被疑侵害が非商業的な規模で為されている場合は、こうした命令の要件が充足されていることを証明するのはきわめて困難である。商業上の規模で為されていない侵害が発生していること、またはその差し迫った危険があることを証明するのは非常に難しい。暫定／予防措置に関しては、裁判所は「商業上の規模（で侵害が為されている場合）に限る」というアプローチをとる傾向が見られる。「商業上の規模」とは、直接的または間接的な経済的な利点のために市場で行われる行為と定義されており、ここでいう市場とは、需給関係のルールに支配される場と定義される。その目的が経済的な利点であるか否かは、調査対象となっている者（被疑侵害者）の意図をもって決定される。

- b) 被害者側当事者は、裁判所がこうした命令を発出する前に、状況からみて損害賠償を請求できる可能性が低いことを証明しなければならないか？ はいいいえ

大半の国では、被害者側当事者は、損害賠償を請求できる可能性が低いことを証明するよう要求されているが、ブルガリア、スロバキア、チェコ共和国、エストニア、スロベニアおよび英国では要求されていない。英国では、被害者側当事者が損害賠償を請求できるか否かではなく、被害者側当事者が損害賠償によって十分に補償されるか否かが問題とされている。第三者にいくらお金があっても、知的財産権所有者が被る損害は単なる金銭的損失をはるかに上回る可能性があるからである。

- c) 裁判所は、銀行口座を封鎖し、他の資産を差押さえるよう命じることができるか？ はいいいえ

これは、スロベニアとスペインを除くすべての国で可能である（法律では、銀行口座の封鎖は明確に予見されていないが、銀行口座の預金や収入の差押さえは予見されている）。

- d) 裁判所は、銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の被害者側当事者への開示、または被害者側当事者による関連情報へのアクセス許諾を命じることができるか？ はいいいえ

これは、ルクセンブルクを除くすべての国で可能である。またギリシャでも可能だが、それに関する厳格な条件が定められている。

- e) これらの命令を獲得する際の障害があれば簡単に説明すること。

能性があるという意味で、“非商業的な”行為とみなされる。こうした状況下では、2.3に記した命令が発出される可能性が高い。

オーストリアでは、経験の浅い裁判官の場合、銀行口座の凍結や侵害商品以外の固定資産の差押さえを命じるのを躊躇する傾向がある。そのためこれらの措置は、やや例外的とも言える。デンマークでは、侵害者に情報開示を強いることはできない。ルクセンブルクでは、特に障害はないが、こうした措置には侵入的な性格があることから、きわめて露骨な事例に限定して適用されており、例外的とも言える。スロバキアでは、銀行の機密性により、こうした命令の適用については細心の注意が払われている。イタリアでは、こうした予防的差押さえの命令を獲得するには、少なくとも損害の概算見積額を裁判所に提出しなければならないが、侵害者の口座が不正なものである場合（実際にはそうしたケースが多い）、これは困難である。ブルガリアでは、こうした命令を獲得する場合、一般に管轄民事裁判所が被害者側当事者に対して担保の提供を命じるため、これが障害となっている。英国では、比較的簡単なケースにおいても弁護士費用が高額であるため、それが事実上の障害となっている。

2.4. 暫定的差止命令、押収／引き渡し命令、ならびに流動資産および固定資産の予防的差押さえ（これらをまとめて「暫定／予防措置」という）に関して、質問 2.1 (a) または (b)、2.2 または 2.3 に対する答えが“はい”の場合は、以下の補足質問に答えること。

a) 申立人が権利者であり、その権利が侵害されていること、またはその侵害が差し迫っていることにつき、裁判所を納得させるために必要な証拠のレベルを示すうえで問題点はあるか？ はい いいえ

答えが“はい”の場合は、その問題点について簡単に説明すること。

大半の国では、特に問題点はない。

オーストリアでは、証拠のレベルはつねに裁判所の裁量によって決定される。チェコ共和国では、証拠のレベルに関する基準は定められていない。一般に、暫定／予防措置の命令を獲得するのは簡単ではない。エストニアでは、この点に関して裁判所が事前に行う行為は存在しないが、裁判所がどのような証拠を要求するかを予測するのは難しい（これはラトビアについても同様である）。通常は、暫定的差止命令を申請する前に、行為の停止を求める警告状が送付される。この警告状に対して否定的な回答があった場合、これは侵害の深刻かつ差し迫った脅威が存在することを主張する際に役立つ。フィンランドでは、裁判所は、申立人に対する暫定的差止命令を認めることによる利益と、被疑侵害者が被る費用と損害を比較すべきだという決定が最高裁判所によって下されている。スペインでは、匿名の申し立てに基づく家宅捜索、民間調査員または権利者による家宅捜索は認められていない。英国では、データの機密性に関する法律により、本来なら侵害の発見や摘発に役立つはずの有用なデータを当事者間で交換することが規制されるという予期せぬ影響が及んでいる。

- b) 被告側の審尋を行わずに暫定／予防措置を発する／命じることはできるか(例えば、手続きが遅れると、権利者に対して回復不能な損害が及ぶ可能性がある場合など)? はい/いいえ

答えが“はい”の場合、裁判所が被告側の審尋を行わずに暫定／予防措置を発する／命じる前に、申立人が充足すべき条件があれば簡単に説明すること。

暫定／予防措置は、すべての国において、被告側の審尋を行わずに発する／命じることができる。このような方法は、おもに権利者が損害賠償を請求できる可能性が低い場合、証拠が破壊される危険性がある場合、被告側の審尋を行うことで手順が遅延する場合、被告側の反論が無効となる可能性が高い場合などにとられている。

ポルトガルでは、実際に被告側の審尋を行わずに暫定／予防措置を獲得するのは容易ではない。

- c) こうした暫定／予防措置を獲得する際の難易度と費用の額について簡単に説明すること。そのための手続きには、時間がかかり、高額な費用が必要となるのか? これらの措置を執行する場合、どの程度の費用が発生するのか? 例えば、当該の手順を監督する弁護士、執行官、専門家の費用は申立人が負担することになるのか?

オーストリアでは、時間も費用もかかる。費用に関しては、当該の手順を監督する弁護士の費用、執行官の費用および／または専門家の費用、ならびに通常は被告が被る損害を補償するための保証金を支払わなければならない。ブルガリアでは、手続きに時間はかからないが、費用はかかる。チェコ共和国では、最大の費用は、被告が被る可能性のある損害を補償するための担保である。デンマークでは、手順には時間も費用もかかる。専門家の援助が必要な場合には、申立人がその報酬に対する担保を提供するケースが大半である。エストニアでは、弁護士費用(弁護士を利用する場合)および国家手数料(450 エストニアクロン≒29 ユーロ)を前払いしなければならない。フィンランドでは、暫定／予防措置の獲得に時間がかかることがある。ドイツでは、困難さの程度は、侵害の自明性に左右される。暫定措置が、侵害による損害の賠償請求を意図している場合には、損害額の明細について問題が発生することがある。費用に関しては、弁護士費用(法律で定められた料金体系に基づく)、執行官費用、および必要に応じて外部専門家の費用を負担しなければならない。費用の額は、長期にわたる訴訟に比べると低額である。その額は、求償額によって異なる。求償額は裁判所によって決定されるが、通常は損害額の3分の1ないし2分の1である。ラトビアでは、暫定／予防措置の申請を提出する際の費用は、求償額の0.5%だが、50 ラトビアラツツ(約71 ユーロ)を下回ってはならないとされている。裁判所は申立人に対し、執行官への保証金預託、その他の保証により、被告を損害から守るよう命じることがある。ルクセンブルクでは、発生する可能性のある費用は、事件の難度に応じて4,000～8,000 ユーロである。スロバキアでは、基本的な裁判費用は33 ユーロである。申立人は、手順を監督する弁護士、執

行官または専門家の費用を負担しなければならない。裁判所は、権利者に対し、その権利者が敗訴した場合に備えて担保の支払いを命じることがある。これらの支払金の額は、裁判所によって提示される。スウェーデンでは、暫定措置を獲得する場合、申立人はほぼすべてのケースにおいて担保を提供しなければならない。担保の額は、侵害の範囲や妥当性、被告が発生させる可能性のある損害など、その時の状況に応じて、裁量的評価に基づいて決定される。一般に暫定／予防措置の獲得に時間はかからない（裁判所はこれらの請求を速やかに処理する義務を負っている）。英国では、暫定措置の一方的命令を獲得するには多額の費用が必要で、手続きも複雑なうえ、時間もかかる。ただし裁判所の手順は極めて迅速に進められる。そのため、例えば、捜索押収命令の場合、数時間で発出され、実行されることもある。イタリアでは、侵害への対応においては、緊急措置（差止命令、押収、市場からの商品撤収命令など）および証拠の司法調査（通常は一方的に与えられる記述命令）などの手段の利用について極めて効率的な処理が行われている。こうした緊急措置は、即時検討され、許可されている（商標や著作権、意匠を保護する措置の場合は、通常、数日中に一方的に認められることが多い。特許権を保護する措置の場合は数か月かかるが、この期間には技術専門家による報告過程も含まれる）。ベルギーでは、一方的差止命令はごく短期間で獲得できる（通常は2～8日以内）。当事者間での訴訟手続きについては、通常は3週間から3か月以内に判決が下される。弁護士および執行官の費用は、申立人の負担となる。発生する可能性のある費用は、一方的な請求の場合は約1,500ユーロ、当事者間での請求の場合は5,000ユーロと見積もられる。ただし、もっと複雑なケースでは、費用がこれを上回ることもある。弁護士費用の一部および執行官費用の全額は、最終的には敗訴当事者によって弁済される。ハンガリーでは、権利者は、商標1件当たり、および被告1人あたり50ユーロの手続き印紙税を支払わなければならない。裁判所は、通常40～70日以内に差止命令を発出する（ただし、法律では15日以内とされている）。弁護士費用は、関与する法律事務所の料金体系によりおよそ800～4,000ユーロであり、執行官の費用は、300～600ユーロである。

- d) 裁判所は、こうした暫定／予防措置の申請に対し、一定の期間内に判決を下すよう求められているか？ はい いいえ

状況は五分五分のようである。加盟国の約半数では時間枠が定められているが、残りの半数では期限は定められていない。

英国では、期限は定められていないようだが、こうした暫定／予防措置の申請は極めて迅速に処理されている。ポーランドでは、裁判所はほとんど期限を守っていない。

- e) 申立人が合理的な期間内に被疑侵害者に対する手続き（本案判決につながるような手続き）を開始しなかった場合、暫定／予防措置は効力を失うか？

はいいいえ

答えが“はい”の場合、申立人は、裁判所が暫定／予防措置を認めた後、どの程度速やかに手続きを開始する必要があるか？

申立人が合理的な期間内に被疑侵害者に対する手続き（本案判決につながるような手続き）を開始しなかった場合には、暫定／予防措置は、ほぼすべての国において効力を失う。

この期間は、通常は裁判所によって定められており、1か月／30日間という例が多い（ブルガリア、フィンランド、ラトビアなど）。デンマークでは、この期間は2週間、スペインでは20日である。

- f) 申立人は、裁判所が暫定／予防措置を認める前に、十分な担保または等価の保証を提供する必要があるか？（これは、被疑侵害者の無罪が判明した場合に、その被疑侵害者が被った損害を補償することを意図したものでよい。） はいいいえ

答えが“はい”の場合は、担保の算定方法およびこうした担保が要求される状況の詳細を説明すること。

ほとんどのケースで担保が要求されている。これは被告の潜在的な損害を補償するためのものであり、裁判所の裁量で決定される。チェコ共和国では、この金額は、商事の場合 50,000 チェココルナ（約 2000 ユーロ）、その他のケースでは 10,000 チェココルナである。担保は必ず要求される。エストニアでは、知的財産侵害事件では担保の提供がごく一般的な慣行となっている。ラトビアでは、被告側の審尋が行われずに判決が採択された場合、担保の提供が判決失効の前提条件となる。ルクセンブルクでは、裁判所が担保の提供を命じることはめったにない。イタリアでは、このような担保は必要とされていない。スペインでは、こうした担保は必ず必要であり、つねに裁判所の裁量で決定される。

- g) 裁判所は、申立人に対し、認められた暫定／予防措置によって生じる損害について被告側に十分な補償を提供するよう命じることができるか？ はいいいえ

答えが“はい”の場合は、そうした命令が下される状況について簡単に説明すること（例えば、申立人による作為または不作為によって当該措置が撤回されるか、または失効した場合、あるいは知的財産権の侵害またはその恐れが存在しなかったことが後日判明した場合など）。

すべての国（別段の訴訟が行われるハンガリーを除く）において、裁判所は申立人に対し、認められた暫定／予防措置によって生じる損害について被告側に十分な補償を提供するよう命じることができる。

- h) 権利者は、これらの暫定／予防措置に関する法規定に依拠しているか、また実際に

その法規定を利用して成果をあげているか？ はいいいいえ

答えが“いいえ”の場合は、その理由を簡単に説明すること。

この質問に対しては、大半が“はい”と答えているため、一般に権利者はこうした措置を利用することが多く、かなりの成果をあげていると推定できる。デンマークでは、多くの権利者が、基本的な執行救済手段としてこれを利用していることが報告されている。

一部の国では、回答者は暫定／予防措置について、経験に照らして否定的な意見を述べている。例えば、ブルガリアでは、これらの措置は多額の費用を要し、長期にわたり高額な担保が要求されるという。フィンランドでは、厳格な立証責任が定められている。スロバキアでは、裁判所は、被告側の審尋を行う必要性や、暫定／予防措置を命じる期限が経過したこと（14日が経過したこと）などを主張し、こうした措置を命じるのを躊躇する傾向がある。スロベニアでは、権利者が暫定／予防措置に依存することは多いが、それほど成果があがっていない。フランスでは、こうした措置の利用はまだ始まったばかりで、権利者が暫定措置を体系的に利用するところまでいっていない。

i) 暫定／予防措置の遵守不履行に対する制裁（もしあれば）はどのようなものか？

ブルガリアでは、100ユーロの罰金が科され、こうした遵守不履行が繰り返された場合には200ユーロの罰金が科される。チェコ共和国では、最大の制裁は、暫定措置の義務違反のあった対象者が行った適法行為を無効にするというものである。デンマークでは、刑事罰および権利者に対する損害賠償が定められている。エストニアでは、罰金の最高額は30,000エストニアクローン（2,900ユーロ）だが、これは複数回科されることがある。フィンランドでは、条件付きの罰金が科されることがある。ドイツでは、最高250,000ユーロの金銭的制裁または最長6か月の身柄拘束が定められている。スロバキアでは、そうした制裁は定められていない。スウェーデンでは、条件付きの罰金が科され、この罰金が支払われなかった場合には財産が差押さえられたり、逮捕令状が発出されることがある。英国では、罰金や禁固刑が定められている。

3.1. 裁判所が知的財産権の侵害を認め、終局的な本案判決を下した場合、裁判所が以下に対して侵害の継続の禁止を目的とした差止命令を発出できる旨法律に定められているか？

a) 侵害者 はいいいいえ

b) 知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスを提供する中間業者 はいいいいえ

答えが“はい”の場合、貴国において、そうした中間業者に対する差止命令を獲得する際に障害があったかどうかを簡単に記すこと（例えば、その中間業者が侵害について単独で責任を負っていること、またはそのサービスを利用している第三者とともに連帯責任を負っていることの証明要件など）。

回答から判断すると、侵害者に対してこうした差止命令を発するのは、どの国でも可能なようである。中間業者に対しても、**チェコ共和国**と**スロバキア**以外の国においてその発出が可能である。

オーストリアでは、中間業者は侵害者と同じ条件の下で責任が問われる。著作権の侵害に関しては、権利者は、中間業者を訴える前に「警告」状を送付しなければならない。**チェコ共和国**では、中間業者に終局的差止命令を発するための唯一の方法は、その中間業者を被告として訴訟の当事者に含めることである。**デンマーク**では、中間業者の責任の有無にかかわらず差止命令が認められることがある。中間業者が、電子商取引に関する指令 2000/31/EC に従って責任の免除を申し立てた場合には、権利者は、最初に通知および削除の手続きを行わなければならない。**フィンランド**では、中間業者に対する差止命令を獲得するには、その中間業者が有責と判断されなければならない。**ドイツ**では、この種の差止命令を獲得するには、中間業者が、とりわけ特定の義務を遵守しないなど、責任を問われるようなかたちで当該の侵害に関与していなければならない。**ラトビア**では、中間業者の責任（その種類を問わず）を証明する必要がある。**スウェーデン**では、裁判所が中間業者に対して差止命令を発出できるのは、その中間業者がその侵害を「幫助」または「教唆」していると判断された場合である。中間業者が、侵害を知らず何の手段もとっていない場合には、その中間業者も有責と判断されることがある。また中間業者が侵害を知っていたことを証明すべきことが障害になることもある。

3.2. 質問 3.1 (a) または (b) に対する答えが“はい”の場合は、以下の補足質問に答えること。

a) 差止命令の遵守不履行は、命令を確実に遵守させるための再発防止罰金の支払い対象となるか？ はい いいえ

答えが“はい”の場合は、こうした罰金を科す前に考慮される状況について簡単に説明すること。

大半の国では、命令を確実に遵守させるために、こうした再発防止のための罰金を科すことは可能である。ただし、かなりの数の国（**オーストリア**、**ブルガリア**、**チェコ共和国**、**デンマーク**、**エストニア**、**フィンランド**、**リトアニア**など）では、これが実行されない可能性がある。

b) こうした差止命令を獲得するには、どの程度の費用が必要になるか？ またその差止命令に執行にあたっては、どのような費用が発生すると考えられるか？（例えば、

申立人は、当該手順を監督する弁護士、執行官、専門家の費用を負担する必要があるか?)

オーストリアでは、手順を監督する弁護士、執行官および／または専門家の費用は権利者の負担とされている。ブルガリアでは、侵害の継続の禁止を目的とした差止命令の執行において、執行官の介入は必要ない。命令の遵守にあたり被告が実施すべき事項は、裁判所から侵害者に直接通知される。チェコ共和国では、本案最終判決で科された差止命令が遵守されなかった場合、執行手続きが開始される。申立人は、この執行手続きにかかわる裁判費用を負担しなければならない。ドイツでは、その費用は暫定差止命令の場合よりもはるかに低額である。通常は裁判費用のみを負担し、その他の訴訟費用は発生しないからである。ルクセンブルクでは、申立人は弁護士および執行官の費用を負担しなければならない。一般にこうした差止命令を獲得するのに必要な費用は、いわゆる「排除手続き」(差止命令の獲得のみを目的。損害賠償の請求なし)の場合は5,000~10,000ユーロである。英国では、おもな費用は訴訟(審理を含む)の費用である。この費用は(敗訴側当事者から回収可能とはいえ)高額である。ベルギーでは、差止命令を獲得する際に発生する費用を予測するのはかなり難しい。案件および被告側の抗弁の複雑さに左右されるからである。この費用は平均して7,500~15,000ユーロで、例えば、込み入った特許権のケースなどではさらに高額になることもある。ハンガリーでは、権利者は、商標1件当たり、および被告1人あたり50ユーロの手続き印紙税を支払う。弁護士費用は、関与する法律事務所の料金体系によりおよそ1,600~10,000ユーロである。執行官の費用は、300~600ユーロである。イタリアでは、終局的差止命令は本案手続きの最後に発出される。従って、差止命令を獲得する際に発生する費用は、当該の本案手続きに関連した費用となる。通常は差止命令を執行する必要はない。被告が、禁じられた行為を自発的に停止するからである。被告がその行為を自発的に停止しなかった場合は、前述のとおり、職権による刑事手続きが開始されることがある。

c) 差止命令の遵守不履行に対する制裁(もしあれば)はどのようなものか?

ラトビアでは、その遵守不履行に対する制裁は、100ユーロの罰金である。不履行が繰り返された場合には、200ユーロの罰金が科される。エストニアでは、罰金の最高額は30,000エストニアクロン(2,900ユーロ)だが、これは複数回科されることがある。ドイツでは、申立人の申請に応じて、裁判所は最高250,000ユーロの罰金または最長6か月の身柄拘束を命じることができる。裁判所が罰金を科したにもかかわらず、侵害者がこれを支払わなかった場合には、裁判所は身柄拘束を命じることができる。ルクセンブルクでは、知的財産権エンフォースメント法には、暫定/予防措置の遵守不履行についての制裁は罰金の支払い以外に規定されていないが、この規定はかなりの効果を発揮している。スロバキアでは、実質的な制裁は定められていない。

多くの国（ラトビア、デンマーク、チェコ共和国、ポルトガル、スウェーデンなど）では、差止命令の意図的な遵守不履行は犯罪行為となる。

4.1. 以下に対する申請に関して、権利者は被告側からどのような訴訟費用を回収することができるか？

(i) 暫定／予防措置

(ii) 本案判決が下された後に発出される差止命令

（例えば、弁護士費用、専門弁護士費用（商標権または特許権を専門とする弁護士の費用、裁判所が命じた司法専門家の手数料など））

これらの費用を証明するには、どのような証拠が必要か？こうした費用の回復についてどのような条件や制約が定められているか？（例えば、権利者は、暫定／予防措置や差止命令の獲得にあたりその費用が必要だったこと、あるいは妥当であったことを証明する必要があるか？）

オーストリアでは、暫定手続きのための当初の費用は申立人が負担している。裁判所が暫定措置を認めた場合、申立人は、本案判決に応じて一時的に費用を負担しなければならない。本案に関する差止命令を含め、主要手続きにおいて申立人が勝訴した場合、申立人はその暫定手続きの費用の補償を求めることができる。ブルガリアでは、権利者は、裁判所手続きの範囲を超えて自らが依頼した鑑定書について、専門家または商標／特許権弁護士の費用を回収することはできない。これは、暫定／予防措置にも、また本案判決が下された後の差止命令にも適用される。チェコ共和国では、通常、裁判所は裁判費用、弁護士費用、商標／特許権代理人手数料のほかに、交通費や勝訴側当事者が引き渡した鑑定書の費用も補償するよう判決を下す用意がある。ドイツでは、裁判所は、一般に試験的購入の費用も認めている（この場合、請求書を証拠として提出する）。ラトビアでは、国家課徴金、裁判課徴金、訴訟費用（弁護士費用、出廷関連費用（交通費、宿泊費など）、証拠収集関連費用を含む）は、主要手続きの最後に回収できることがある。国家課徴金と裁判課徴金は、全額回収することが可能である。訴訟費用は、以下に従って回収される。弁護士費用は、求償額総額の5%まで、出廷関連費用は内閣府が定めた金額、証拠収集関連費用は実際に発生した金額（特定のケースの場合）。ルクセンブルクでは、権利者は、暫定／予防措置に関しても、本案判決が下された後の差止命令に関しても、裁判所が法と公正さのもとに決定した金額を限度に、弁護士費用と専門弁護士費用（裁判所が任命した専門家の手数料を除く）を回収することができる。この金額は、求償に比例して裁判所が決定する。通常、この金額は1,000～5,000ユーロだが、発生した訴訟費用の全額はカバーできないことが多い。裁判所が任命した司法専門家の手数料は、通常は侵害者が全額負担することになる。スロ

バキアでは、唯一の制約は、裁判所の裁量である。裁判所は、自らの裁量で費用の支払いをゼロまで削減することができるのである。スウェーデンでは、暫定／予防措置に関して、本案最終判決が下されるまで、裁判所は費用に関する決定を下さない。ギリシャでは、訴訟費用は500～2,500ユーロである。実際に回収されるのは、権利者が実際に負担した訴訟費用の一部のみである。イタリアでは、弁護士費用は、正式な法定料金に従って裁判所が決定する。これらの料金は、一般に実際の費用（知的財産関連の問題で要求される高い専門性によって異なる）を下回っているため、通常は実際の費用の3分の1ないし2分の1程度が回収される。ポーランドでは、申立人の権利を保護するに際し「不可欠」な費用のみが認められる。これらには、裁判費用、裁判所が任命した専門家の手数料、法定代理人の手数料（裁判官がごく低額の範囲で決定する）などが含まれる。

知的財産権に関する差止命令

<p>国</p>	<p>2.1. 裁判所が以下に対して暫定的差止命令を発出できる旨法律で定められているか？</p> <p>a) 知的財産権の被疑侵害者 <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p> <p>b) 知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスを提供する中間業者 <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p>	<p>c) 質問の 2.1 (a) または (b) の答えが“はい”の場合は、以下の質問に答えること。</p> <p>i) 知的財産権の差し迫った侵害の阻止を目的とした差止命令に関して、裁判所は、「差し迫った」という用語を厳密に解釈したり、あるいは極端に切迫した状況でない場合の差止命令の獲得を困難にしたりしているか？ <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p> <p>ii) 被疑侵害の継続の禁止を目的とした差止命令に関して、権利者は、その被疑侵害を発見した後、一定の期間内に暫定的差止命令の申し立てを行う必要があるか？ <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p> <p>答えが“はい”の場合は、その詳細を説明すること。</p> <p>iii) 侵害が継続した場合、被疑侵害者または中間業者に対して罰金の支払いを求める差止命令を獲得することは可能か？ <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p> <p>iv) 侵害が継続した場合、被疑侵害者または中間業者に対して権利者の補償のための保証の提供を求める差止命令を獲得することは可能か？ <input type="checkbox"/>はい<input type="checkbox"/>いい<input type="checkbox"/>え</p>	<p>d) 2.1 (b) の質問への答えが“はい”の場合は、差止命令の対象となる第三者について説明すること。運送業者やインターネット・サービス・プロバイダ、オンライン・ショッピング・サイトなどの「悪意のない」中間業者に情報提供を要請することは可能か？貴国において、こうした差止命令を獲得する際の障害があれば、それについても簡単に説明すること（例えば、中間業者が侵害に対して単独で責任を負うこと、または主たる被疑侵害者とともに連帯責任を負うことを証明する際の要件など）。</p>
<p>オーストリア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。</p> <p>(ii): はい。著作権および商標法における暫定的差止命令は、30 年の出訴期限（時効）</p>	<p>差止命令の対象となるのは、侵害者を意識的に手助けしている者のみである。「悪意のない」中間業者には差止命令は下されない。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>にのみ従っている。だが、できるだけ早急に法的措置を講じることが強く勧められている。その措置を速やかに講じなかった場合、裁判所が侵害の現実的な危険性の存在を認めるのを躊躇してしまうからである。商標法では、商標所有者が5年以内に行動を起こさなかった場合、被告側は黙認を主張することができる。</p> <p>不正商取引を防止する法律では、暫定的差止命令の申請期限は6か月とされている。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>差止命令を認める判決には、特定の罰金の額は含まれていない。だが、被告が暫定的差止命令に違反した場合には、権利者は、最高100,000ユーロの罰金を科すよう裁判所に申請することができる。この罰金の額は、裁判所によって決定される。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>第三者に関しては、差止命令と情報提供の要請を区別しなければならない。</p> <p>中間業者のサービスに具体的に言及しているのは、オーストリア著作権法だけである（著作権法 Sec. 81(1a)）。侵害者が中間業者のサービスを利用している場合には、その中間業者に対しても暫定的差止命令を発することができる。ただし中間業者が、電子商取引指令 2000/31/EC の第 12 条を実施している電子商取引法 Sec. 13~17 の規定の対象となる場合には、その中間業者を訴える前に、警告状を送付しなければならない。これとは別に、中間業者には、侵害者と同じ条件の下で差止命令が下されることがある。</p> <p>権利者は、侵害者、および侵害商品を所有している者、侵害サービスを調達した者、または侵害のためにサービスを提供した者に対し、情報を要請し、法的措置をとることができる。情報に対するこうした権利は、すべての知的財産法で定められている。暫定的差止命令は、エンフォースメント法に定める一般的条件に基づいて獲得できる。</p>
ベルギー	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。訴訟法 (Proceedings Act) 第 3 条の枠組みにおいて、暫定的差止命令は、侵害の停止に役立つ可能性がある場合に限</p>	<p>(i): 危急性に関する要件は、差止命令による救済を求める一方的請願の枠組みにおいては非常に厳格で、権利者は「絶対的必要性」（自らの権利を保護するには差止命令を科すことが絶対的に必要であること）を示さな</p>	<p>裁判所法典第 584 条に基づく手続きにおいて、申立人は、「悪意のない」または悪意のある）中間業者に対して行動することに関心があることを示した場合に、その中間業者に対する措置を申請することができる。通常、</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>り発することができる。</p>	<p>なければならない。当事者間の請願について、判例法は必ずしも一貫していない。一般に、要件はかなり合理的に適用されている。だが一部の裁判所は、知的財産関連事件においては暫定的差止命令はもう下せない（または例外的な状況においてのみ下される）としている。立法者が、すべての知的財産権に対して「略式手続きと同様の」措置を導入しているためである。こうした措置は略式手続きと同様に迅速かつ効率的に行われると考えられがちだが、必ずしもそうではなく、実際にはかなり遅れることがある（裁判所が「通常の」略式手続きとは異なり、撤回や無効化を求める反対請求を検討することがあるためである）。こうした判例法により、暫定的差止命令を短期に獲得するのはかなり困難となっている。</p> <p>(ii): いいえ。ただし裁判所法典第 584 条に基づく手続きに関しては、危急性を証明しなければならない。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): 商標および意匠の侵害に関してこの可能性が明確に規定されている（ベネルクス知的財産協定の第 2.22 条(3)(c)および第 3.18 条(3)(c)）。権利者は、すべての知的財産権に関して、以下を条件に資産の差押さえや銀行口座の凍結を裁判所に請求できる：(a) 明ら</p>	<p>それは侵害の停止または侵害の恐れ防止を目的としたものでなければならない。また権利者は、本案手続き中であれば証拠資料の保全のための暫定的差止命令を獲得することができる。ただし、証拠の保全に関して、ベルギーでは、実際に暫定的差止命令が請求されることはほとんどない。代わりに、権利者は説明的措置（搜索押収命令など）の申請を提出している（証拠に関するベルギーの報告書を参照）。</p> <p>本案手続き中は、裁判所法典第 19 条 (2) に基づいて、裁判所が同様の暫定措置を命じることがある。</p>
--	--------------------	--	--

知的財産権に関する差止命令

		かに有効な知的財産権の証拠の提出、(b) 侵害について、議論の余地のない証拠の提出、(c) 便宜の比較衡量。	
ブルガリア	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): -</p> <p>(iv): -</p>	<p>適用されるブルガリア法によると、かかる暫定／予防措置は、第三者が現在または今後の不正使用につながる活動を促していることを示す十分な証拠がある場合に、その第三者に対して命じられることがある。</p> <p>障害または特別な要件に関して、一貫した裁判所の慣行はない。</p>
キプロス	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>注意： 中間業者に対する暫定的差止命令は、キプロスの著作権法でのみ明確に定められている。</p>	<p>(i): はい。</p> <p>(ii): はい。</p> <p>(iii): いいえ。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>キプロスの著作権法は、「中間業者」という用語を定義せずに、中間業者への差止命令の発出を認めている。キプロスの著作権法は、被告が「悪意のない」中間業者（その侵害に気づかず、またそうした侵害があると判断するだけの合理的な根拠も待たない中間業者）である場合には、原告には損害賠償請求権はない（ただし利益勘定に対する権利はある）としている。</p>
チェコ共和国	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>一般に、暫定／予防措置は、訴訟当事者の関係を一時的に処理することを意図したものである。そのため暫定的差止命令も、一方を侵害者とし他方を権利者とするその後の裁判手続きを前提としている。訴訟の当</p>	<p>(i): はい。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): いいえ。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>この問題は、我が国の法律では明確にされていない。第三者への暫定的差止命令発出の可能性に関する一般規則（2.1.b に関して前述）が適用される。だが実際には、こうした差止命令を獲得するのはかなり難しいと思われる。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>事者以外の第三者に対しても暫定的差止命令が発出される可能性はあるが、これは「その第三者にそうするよう公平に命じることが可能な場合」に限られる。ただしこの記述はかなり広義なものであり、解釈の余地や執行の範囲も広い。</p>		
デンマーク	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。 (ii): 正式には“いいえ”。ただし、権利者は長時間にわたりその申し立てを放置してはならない。 (iii): はい。 (iv): いいえ。</p>	<p>そのサービスや財産が侵害目的に使用されている中間業者、すなわち侵害ウェブサイトホストまたはそのウェブサイトへのアクセスを提供している中間業者は、差止命令の対象となる可能性があるが、通常は民事責任も刑事責任も問われない。侵害目的で利用されたウェブサイトのオペレータ、管理者、所有者は、状況を考慮したうえで、その役割に応じて差止命令の対象となり、民事責任や刑事責任が問われることがある。デンマークの判例法にはそれほど多くの事例がなく、一般的な障害は記録されていない。</p>
エストニア	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): エストニアの裁判所には、「差し迫った」という用語の解釈について従前の慣行はない。 (ii): いいえ。 (iii): はい。執行官は罰金を科すことができる。 (iv): はい。</p>	<p>エストニアの裁判所には、暫定的差止命令が適用される「第三者および中間業者」の解釈について従前の慣行はない。だがこの請求は、エストニアの法律の目的とも合致しているため可能である。債権法 (§ 1055 (3)) では、著作権、関連する権利または産業財産権の侵害によって不当な損害が発生した場合、自らの権利を侵害された者は、その侵害者、および侵害のために第三者が利用したサービス</p>

知的財産権に関する差止命令

			<p>の提供者に対して侵害継続の停止を請求できるとしている。この債権法§ 1055 (3) の条文は広義の解釈が可能であり、侵害目的でそのサービスを利用されたすべての中間業者に暫定的差止命令を適用することも可能と思われる。</p>
フィンランド	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): はい。 (ii): いいえ。 (iii): はい。 (iv): はい。</p>	<p>中間業者という用語の解釈は、指令 2004/48/EC および指令 2001/29/EC における解釈と同じである。「悪意のない」中間業者に対しても情報請求が可能である。ただし著作権法や産業権法の定義によると、中間業者は、著作権法 (404/1961) Sec. 60c に基づく情報ネットワークにおける中間業者に限定されている。現在、情報社会サービスの提供に関する法律 (458/2002) により、用途ごとに中間業者が保存した情報へのアクセスを無効とすることを命じる権利が裁判所に付与されている (Sec. 16~19)。またフィンランドの判例法により、輸送業者のような他の中間業者にも差止命令が命じられることがある。つまり主たる被疑侵害者が不明な場合には、中間業者が侵害の責を負うと判断される可能性があるということである。(フィンランド最高裁判所、判決 2002: 119。この判決では、実際の侵害者が不明だったため、衣料品事業の配送係に商標権侵害の責任があるとみなされた。)</p>

知的財産権に関する差止命令

フランス	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): はい。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): はい。</p>	<p>被疑商品の流通を許容したすべての中間業者（輸送業者、保管会社、インターネット・サービス・プロバイダ、電子商取引プラットフォームなど）が差止命令の対象となりうる。</p>
ドイツ	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。ただし、近い将来侵害が行われるという差し迫った危険がなければならぬ。</p> <p>(ii): はい。法律には期間の定めはなく、裁判所の裁量で決定される。一部の裁判所は、当該の侵害を知ってから 1 か月という厳しい期間を定めており、この期間内に申請を提出しなければならない。別の裁判所の対応はもっと柔軟で、ケース・バイ・ケースで判断している。大半の裁判所は、4～6 週間という合理的な期間を定めている。権利者の手続きが遅れた場合には、早くに措置を講じなかった理由を詳細に説明しなければならない。注意：ハンブルクの控訴裁判所は、特定の期間における「セーフ・ハーバー」は存在しないとしている。こうした期間は、ケース・バイ・ケースで厳密に決定されるため、権利者が侵害を知った後に差止命令を申請できる期間がはるかに短くなる可能性もある。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>ドイツ著作権法§ 101 II では、侵害が明白な場合または侵害者への申し立てが継続中の場合には、第三者に対する差止命令が命じられることがある。その第三者は、商業上の規模で、また「侵害に関連して」行為した者でなければならない。「侵害に関連して」とは、以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> - その第三者が侵害模倣品を所有していた場合、 - その第三者が侵害サービスを利用していた場合、 - その第三者が侵害に利用されたサービスを提供していた場合、または - 上記(1)～(3)項の第三者のいずれかの情報から判断して、その第三者が模倣品、商品またはサービスの生産に関与していた場合。

知的財産権に関する差止命令

<p>ギリシャ</p>	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。 (ii): 暫定的差止命令の申請を提出する期限は、法律では定められていない。ただし、侵害が発見され、その侵害者の身元が明らかになった後「合理的な」期間内（この期間はケース・バイ・ケースで決定される）に提出し、危急性の要件を充足しなければならない。 (iii): いいえ。 (iv): いいえ。理論的にはこうした可能性も考えられるが、これは特に例外的な状況において裁判所が適用している。</p>	<p>主たる被疑侵害者に代わって商品を所有していた者、または主たる被疑侵害者に由来する商品にかかわる権利を得ていた者は、差止命令の対象となりうる。第三者からの異議申し立てにより（特にその第三者が差止命令の手続きに関与していない場合）、その差止命令の執行が大幅に遅れることがある。</p>
<p>ハンガリー</p>	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。 (ii): はい。期間は、侵害が始まってから 6 か月、および権利者が侵害の事実気づいた日付から 60 日とされている。この期間の経過後も裁判所は差止命令を命じることができるが、裁判所の裁量権ははるかに拡大され、知的財産権所有者側の立証責任も厳しくなる。 (iii): はい。ただし、これは罰金であり、知的財産権所有者に対する支払いではない。 (iv): いいえ。</p>	<p>いいえ。</p>
<p>アイルランド</p>	<p>a): b):</p>	<p>(i): (ii):</p>	

知的財産権に関する差止命令

		<p>(iii):</p> <p>(iv):</p>	
<p>イタリア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): この問題は学者の間および判例法において盛んに議論されてきた。そのため IPRED の実施に当たっては、IIPC 第 131 条が修正され、権利の「差し迫った侵害」が存在する場合には暫定的差止命令を認める旨の規定が盛り込まれた。これにより、その都度裁判所が行う限定的な解釈は無用となるはずである。状況の危急性の程度にかかわらず、侵害が継続し、または差し迫っている場合には、暫定的差止命令が認められるということである。ナポリ裁判所の記録（2008 年 9 月 19 日）を参照のこと。</p> <p>(ii): 上述したように、IIPC の第 131 条は、侵害の開始時期にかかわらず、知的財産権の侵害が継続している場合に暫定的差止命令の執行を認めるかたちで改正された（上で引用した判例法を参照）。だが暫定的差止命令の申請が却下されることもあり、その場合、知的財産権所有者は長期にわたりその侵害に耐えなければならない（通常は、本案手続きに要する期間、すなわち 1 年超）。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>すでに引用した IIPC および ICL の規則によれば、差押さえおよび暫定的差止命令は、知的財産権を「侵害するために第三者がサービスを利用している中間業者」に対してあれば、その中間業者が侵害について単独で責任を負っているか否かにかかわらず、命じることができる。暫定的差止命令および市場からの撤収命令を認めたミラノ裁判所の判決（2005 年 10 月 28 日および 11 月 14 日）、ならびに商標権を侵害した刊行物の国内流通業者に対して同様の措置を終局的に与えたミラノ裁判所の判決（2009 年 1 月 16 日）を参照のこと。後者のケースでは、流通業者に全く悪意がないにもかかわらず当該の措置が与えられているが、これは、新聞や定期刊行物の流通業者はその内容を点検せずあらゆる種類の刊行物を受領することがイタリア法で義務付けられているからである。</p> <p>インターネット・サービス・プロバイダに関しては、責任の有無にかかわらずこれらに対して差止命令による救済を命じる可能性が、政令 No.70/2003 に明確に定められている。またごく最近の判決（ローマ裁判所の 2009 年 12 月 15 日付判決。これはその後 2010 年 2 月 12 日付で同裁判所によって支持された）</p>

知的財産権に関する差止命令

			<p>では、インターネット・サービス・プロバイダの責任はケース・バイ・ケースで判断すべきであり、特にその責任は、「プロバイダが…補助的サービスを提供したり、情報管理を脆弱にしたり、疑わしい材料があることに気づいていながらその不法性の確認や削除を怠り、合法性がないことを知りながら介入を怠った場合には」その都度発生するとしており、このケースにおいては、当該の不法行為は、「単にプラットフォームの裁量に置くということとは…一致しないような」かたちで行われたことが明確にされている。</p>
ラトビア	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): はい。 (ii): はい。 権利者は、侵害者に対して民事上の請求をすれば、随時暫定的差止命令を申請することができる。権利者／所有者は、上記の請求前であっても暫定的差止命令を申請できるが、その場合、その申請は侵害の疑いを知ってから3か月以内に行わなければならない。 (iii): いいえ。 (iv): いいえ。</p>	<p>中間業者として活動している第三者は、差止命令の対象となりうる。判例法では、「悪意のない」中間業者と「悪意のある」中間業者の違いを明確にしていない。実際には中間業者が、一連の侵害活動に自ら関与していることに気づいていないことが多いためである。またこれらの中間業者に差止命令が命じられない場合、権利者が当該の侵害を停止できる手段は他にはない。</p>
リトアニア	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): はい。 (ii): いいえ。 (iii): いいえ。</p>	<p>「悪意のない」者も、侵害について単独で責任を負う者、または主たる被疑侵害者とともに連帯責任を負う者も、差止命令の対象とな</p>

知的財産権に関する差止命令

		(iv): はい。	ることがある。
ルクセンブルク	a): はい (すべての知的財産権について)。 b): はい (すべての知的財産権について)。	(i): 指令 2004/48 が先般施行されたばかりであるため、この点に関して判例法は存在しない。 (ii): いいえ。ただし一般に商業関連のケースについては、10 年間という期限が定められている。 (iii): この可能性について具体的に定めた規定はないが、刑罰に関連した民法典 (Civil code) の第 2059~2066 条が適用できるはずである。 (iv): はい。	
マルタ	a): b):	(i): (ii): (iii): (iv):	
オランダ	a): b):	(i): (ii): (iii): (iv):	
ポーランド	a): はい。 特定の知的財産権を「侵害した」当事者に対しては、ポーランド法の規定の条文に従って裁判所が暫定的差止命令を発すること	(i): いいえ。 (ii): いいえ。 ただし、申立人が侵害の疑いに気づいていながら法的措置をとらなかった場合は、暫定的	裁判所は、以下の当事者に対して暫定的差止命令を発することができる。教唆者 (侵害者をそそのかした者)、従犯者 (侵害者を手助けした者)、または発生した損害を利用した

知的財産権に関する差止命令

	<p>ができる。</p> <p>b): はい。 ただし、以下 d 項の詳細な記述を参照されたい。</p>	<p>差止命令を獲得できる可能性は低くなる。</p> <p>(iii): はい。 (iv): はい。</p>	<p>者。これらの当事者は、その各々の行為が責めを負うと判断された場合に、その行為に責任を負う。中間業者は、主たる被疑侵害者とともに連帯責任を負う。「悪意のない」中間業者に対して、暫定的差止命令を発することはできない。こうした可能性を定めた規定が存在しないからである。</p>
ポルトガル	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): はい。差し迫った侵害について十分な経験はない。裁判には時間がかかることが多く、通常は被疑侵害者に対して審尋を行う決定が下される。一般にこのような場合には、判決が下される前に、侵害行為はほぼ終結している。</p> <p>(ii): はい。一般に時間的な制限は定められていないが、権利者の侵害への対応に時間がかかりすぎると、裁判所がその権利者に対して不利な判決(最終判決)を下すことがある。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): はい。また被疑侵害者は、暫定的差止命令を一時停止させるための保証を提供することができる。</p>	<p>悪意のない中間業者に対しても、差止命令を請求できる。ただしポルトガルでは、これまでにこのようなケースはなく、そうしたケースに関する知識もない。</p>
ルーマニア	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。 (ii): いいえ。 (iii): はい。 ルーマニア民事訴訟法典第 582 条では、債務</p>	<p>商業活動において不正に知的財産権を利用している第三者（輸送業者、インターネット・サービス・プロバイダ、オンライン・ショッピング・サイトなど）は、被害者側当事者が開始した予備手続きの対象となること</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>者（我が国のケースでは侵害者）に対する罰則として民事制裁金が定められているが、実際にはその額はごくわずかであるため（遅延1日当たり20レウ（約3.5ユーロ）～50レウ（約9ユーロ））、ほとんど効果がない。</p> <p>(iv): はい。</p>	<p>がある。また質問にあるような障害は、ルーマニア法では規定されていない。</p>
スロバキア	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): -</p> <p>(iv): -</p>	<p>輸送業者、インターネット・サービス・プロバイダ、オンライン・ショッピング・サイトなど、悪意のない第三者の中間業者。</p>
スロベニア	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): はい。</p> <p>* 一般に利用できる判例法においては、この点に関するケースは少ないが、権利者の権利の利用は必ずしも侵害となるわけではない。侵害と判断されるには、侵害が疑われる権利の利用が、被疑侵害者が商業目的で利用している商品やサービスに直接結びついていなければならない。特に商標権の侵害についてそれが言える。そのため裁判所による「差し迫った侵害」という用語の解釈もかなり厳密なものとなる。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): いいえ。</p>	<p>実際には、この可能性はきわめて低い。通常裁判所は、被疑侵害者に対して侵害が疑われる商品の市場からの撤収を命じるなど、もっと軽い措置を決定することが多い。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>(iv): はい。</p> <p>EIA は、裁判所は差止命令の発出ではなく保証の提供を認めることができると規定している。</p> <p>また法律で定められた措置は単なる模範であり、EIA によれば、裁判所がセキュリティ目的で差止命令を命じることは可能である。</p> <p>我が国には、該当する判例法がなく、実際の経験もない。IPA および CRRA は、差止命令によって、「侵害のみを意図し、または侵害を主な目的として使用される侵害の対象物や手段を押収し、流通経路から排除し、管理下に置くこと」は可能だとしている。</p> <p>我々の知る限りにおいて、これまで中間業者の単独の責任が問われたことはない（ただし、輸送中の商品に関連したケースを除く）。差止命令は、費用のかからない有効な解決策として利用されている。例えば、インターネットのホスティング・サービス・プロバイダとして活動する中間業者の場合、侵害材料を含んだウェブサイトへのアクセスを無効にするよう命じられることがある。</p>	
<p>スペイン</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): 我々の知る限りにおいて、こうした差止命令を採択するにあたり、「差し迫った」という用語の解釈に関連した判例は存在しない。またこの用語の意味について議論も行</p>	<p>知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスの提供者であるすべての中間業者（その中間業者の行為自体が知的財産の侵害にならない場合も含む）。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>われていない。</p> <p>(ii): いいえ。</p> <p>(iii): いいえ。このような罰則や罰金は定められていないが、裁判所の決定に違反した場合には、質問 2.4.i の回答に記したような結果がもたらされることがある。</p> <p>(iv): いいえ。</p>	<p>LEC の第 256 7a 条。侵害商品またはサービスの源泉に関する情報やデータを入手するために知的財産分野において裁判所が実施する事前調査など。</p>
スウェーデン	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>(i): いいえ。スウェーデン法は、「差し迫った」侵害について具体的に言及していない。ただし、スウェーデン法の下では、侵害の企てや準備に対しても差止命令を獲得することができる。企てや準備には、差し迫った侵害以上のものが含まれる。従って、差止命令を獲得する場合に状況が極端に差し迫っていることは要求されない。</p> <p>(ii): 原則として、いいえ。裁判所は、暫定的差止命令を発する前に、各当事者の利益の比例性を評価する。その評価では、遅延も考慮される。また遅延が長引いた場合、それはその侵害の消極的受容とみなされることがある。</p> <p>(iii): はい。</p> <p>(iv): はい。</p>	<p>情報提供を求める命令は、「悪意のない」中間業者（インターネット・サービス・プロバイダや輸送業者、オンライン・ショッピング・サイトなど）に対しても発出されることがある。行為の停止を求める暫定的差止命令などその他の差止命令を獲得するには、中間業者が侵害者を幫助または教唆していたとみなされなければならない。</p>
英国	<p>a): はい。</p>	<p>(i): いいえ。</p> <p>(ii): はい。ただし厳密に規定されているわ</p>	<p>第三者が「悪意なく」または「知らずに」知的財産権の侵害に関与している場合にも、そ</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>b): はい。 .</p>	<p>けではない。そうした状況においては、差止命令の申請にあたり申立人は不当な遅延なく迅速に行動すべきという原則が適用される。これに従わなかった場合、その申請は却下されるおそれがある。</p> <p>(iii): (一般的に) いいえ。特別な状況において、差止命令への違反に対する制裁として金銭的罰則が科されることもあるが、差止命令に違反した場合の一般的な罰則は、違反側当事者が裁判所の命令を無視して行動したことにより科される罰金や禁固刑である。</p> <p>(iv): はい。裁判所は当事者に対して、差止命令の条件として、または差止命令の代わりに裁判所に担保を提供するよう要請することができる。</p>	<p>れが当人に通知されていれば、その第三者に対して差止命令を発することができる。通常このような場合、知的財産権の所有者は、差止命令を申請せずに、侵害行為を繰り返さないようその第三者に要請している。「1988年著作権・意匠・特許権法」の Sec. 97A には特別な規定があり、インターネット・サービス・プロバイダに対しては差止命令を命じるよう定めている。</p> <p>CPR のパート 31 は、知的財産権所有者が、これら第三者に対する「訴訟前開示」命令を申請することを認めている。これは、知的財産権所有者が第三者から、その第三者が（契約上または規制上の制約などにより）知的財産権所有者と共有したくない、または共有できない文書やデータを取得するのを可能にする有用な救済方法である。</p> <p>この救済方法が有用となる例として、オンラインでの著作権侵害の調査などがある。その場合、知的財産権所有者は、侵害者の知的財産アドレスを確認し、適宜措置を講じたいと考える。侵害者のインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) は、知的財産権所有者に侵害者の氏名や住所などの詳細を提供することができるが、データの機密性に関する規則により制約を受ける。だが ISP に対して訴訟前開示命令が発出されれば、ISP はこ</p>
--	-------------------------	---	--

知的財産権に関する差止命令

			<p>これらのデータを開示することができる。</p> <p>こうした申請において手続き上の障害となるのは、一般に申立人が被告側の費用（訴訟費用を含む）を負担しなければならないことである。英国では訴訟費用が高額であるため、この点がこうした申請を行う際の重大な障害となっている。</p>
<p>質問</p>	<p>2.2. 知的財産権の侵害が疑われる商品が市場に出回るのを防ぐため、裁判所はこれらの商品の押収や引き渡しを命じることができる旨法律で定められているか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>2.3. 侵害に関して、裁判所が被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえを命令できる旨法律で定められているか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>答えが“はい”の場合は、以下の質問に答えること。</p> <p>a) 上記の命令が発出されるのは、商業上の規模で為された侵害についてのみか？ <input type="checkbox"/>はい（商業上の規模の侵害についてのみ可能） / <input type="checkbox"/>いいえ（商業上の規模の侵害に限定されない）</p> <p>上の質問に対する答えが“はい”の場合、「商業上の規模」という用語はどのように定義されているのか？</p> <p>b) 被害者側当事者は、裁判所がこうした命令を発出する前に、状況からみて損害賠償を請求できる可能性が低いことを証明しなければならないか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>2.4. 暫定的差止命令、押収／引き渡し命令、ならびに流動資産および固定資産の予防的差押さえ（これらをまとめて「暫定／予防措置」という）に関して、質問 2.1 (a) または (b)、2.2 または 2.3 に対する答えが“はい”の場合は、以下の補足質問に答えること。</p> <p>a) 申立人が権利者であり、その権利が侵害されていること、またはその侵害が差し迫っていることにつき、裁判所を納得させるために必要な証拠のレベルを示すうえで問題点はあるか？ <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>答えが“はい”の場合は、その問題点について簡単に説明すること。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>c) 裁判所は、銀行口座を封鎖し、他の資産を差押さえるよう命じることができるか？ はいいいえ</p> <p>d) 裁判所は、銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の被害者側当事者への開示、または被害者側当事者による関連情報へのアクセス許諾を命じることができるか？ はい いいえ</p> <p>e) これらの命令を獲得する際の障害があれば簡単に説明すること。</p>	
オーストリア	はい。	<p>a): いいえ。ただし商業上の規模で為されていない侵害に関して裁判所が予防的差押えを認めるのは、特別な場合に限定される。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): 障害は、ほとんどが実際的な問題である。例えば、予防措置に関する経験の少ない裁判官は、銀行口座の凍結や侵害商品以外の固定資産または流動資産の差押えを躊躇する傾向がある。また裁判所がこのような措置を認める決定を下すまでに、ある程度の時間がかかることもある。そのため、こうした措置はかなり例外的なものといえる。</p>	<p>はい。</p> <p>侵害が差し迫っていることを示す十分な証拠があるか否かは、最終的には裁判所の裁量で決定される。侵害および侵害者の性質により、必要な証拠の量が多くなることもある。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>ベルギー</p>	<p>はい。裁判所は、商品の製造および流通に使用された物質や器具、関連する文書の押収を命じることができる。また市場からの商品の排除、回収、および最終的にそれらの破壊を命じることができる（是正措置に関するベルギーの報告書を参照）。</p>	<p>この点に関して、ベルギーの立法者は、指令の第9.1条 (b) 項に記された措置を命じる権限を裁判所に付与するには、証拠の問題に関する規定（記述的押収措置／ベルギー裁判所法典 1369 条の 2 、 1369 条の 3）だけで十分であると判断している。そのため第 9.1 条 (b) 項は、ベルギーでは明示的には実施されていない。ベルギー裁判所法典の 2369 条の 2 により、裁判所は、知的財産権侵害の疑いのある商品の押収を命じる権限を付与されている。</p> <p>裁判所は、商品の製造および流通に使用された物質や器具、関連する文書およびその被疑侵害により得られた利益を差押さえるよう命じることができる。また侵害行為を停止させるために必要な場合は、商業流通経路からの商品の排除、回収、およびそれらの破壊を命じることができる。</p> <p>同様の措置は、略式手続きにおいても請求できる。実際、裁判所法典の第 584 条 (3) (5) は、商業上の規模で行われた侵害について、被害者側当事者が損害賠償の請求をできない可能性が高い状況を証明できれば、裁判所が、被疑侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえ（侵害者の銀行口座およびその他の資産の封鎖を含む）を命じることができるとしている。</p>	<p>いいえ。ただし、それが存在しないため主観的な評価がなされることになる。</p>
-------------	--	--	--

知的財産権に関する差止命令

		<p>ただし、上記の措置（略式手続きおよび記述的押収の枠組みにおける措置）を命じることができるのは、以下の条件が満たされた場合に限られる。：</p> <ol style="list-style-type: none">1) 知的財産権が明白な効力を持つこと。2) 知的財産権の侵害について合理的な論争の余地がないこと。3) 申請の基礎となる利益（一般的な利益を含む）、事実および証拠のすべてを考慮した結果として、知的財産権の保護を目的とした差押えが十分に正当であるとみなされること。 <p>同様の暫定措置は、本案手続き中であれば、裁判所が裁判所法典の第 19 条 (2) 項に基づいて命じることにもできる。</p> <p>a): 原則として、いいえ。ただし、中間業者からの情報入手を目的とした差止命令については、例外がある（指令の第 8 条に関する証拠についてのベルギーの報告書を参照）。その場合、一般にそれ認められるのは、中間業者が「商業上の規模で」当該商品を確認しているか、またはサービスを提供している場合に限られる。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p>	
--	--	--	--

知的財産権に関する差止命令

		<p>d): はい。</p> <p>e): 証拠に関するベルギーの報告書を参照。</p>	
ブルガリア	はい。	<p>はい。</p> <p>a): いいえ。</p> <p>b): いいえ。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): こうした命令を獲得する際の一般的な障害は、権限を有するブルガリアの民事裁判所が被害者側当事者に担保の提供を要求することである。</p>	いいえ。
キプロス	いいえ。	<p>キプロスの知的財産法では、流動資産および固定資産の予防的差押さえに関するこうした命令は規定されていない。理論的には原告がキプロスの裁判所法および民事訴訟法の一般規定に基づいてこうした命令を申請するのは可能であるが、実際に裁判所は、それを正当化する有力な証拠がないかぎり、そうした思い切った措置を認めるのを躊躇するであろう。</p> <p>a): -</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p>	<p>こうした暫定措置の申請については、その事件にかかわる事実を直接認識している者によって作成され、関連するあらゆる証拠が付属書類として添付された宣誓供述書による裏付けを必要とすることに留意されたい。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>e): 前述のとおり、流動資産差押さえの暫定的命令を得るのは難しいことがある。銀行口座の凍結命令の方が一般的で、取得できる可能性も高い。</p>	
チェコ共和国	<p>はい。</p> <p>裁判所は、暫定的差止命令の範囲内では差押さえを命じることはできないが、処分(売却等)を禁じたり、裁判所のエスクローへの引き渡しを命じることはできる。またCPCのSec. 78bに従って証拠の仮差押さえを求めるなど、代替的な手段もある。この規定をもとに、裁判所が知的財産権を侵害する恐れのある商品または商品のサンプルを「保全」することもできる。ただし繰り返すが、これは標準的な差押さえではなく、訴訟のための証拠の差押さえである。</p>	<p>いいえ。</p> <p>一般に裁判所は、訴訟当事者の関係を事前に調整する必要がある場合(前記を参照)または判決の執行が危ぶまれる場合に、暫定/予防措置を命じることはできる。実際には、判決の執行が危ぶまれる場合の措置は、手続きのさらに先の段階(通常は本案判決が下された後)で、裁判所によって命じられることが多い。いずれにせよ(ここでも)、裁判所は差押さえを命じることはできない。ただし裁判所は、処分(売却等)を禁じたり、裁判所のエスクローへの引き渡しを命じることはできる。</p>	<p>はい。</p> <p>裁判所に提出すべき証拠のレベルについて基準は定められていない。一般に、暫定/予防措置の命令を獲得するのは容易ではない。</p>
デンマーク	<p>はい。ただし、その資産が証拠とみなされる場合、その資産自体が侵害商品である場合、またはその資産が侵害目的で使用されている/使用された場合に限られる。</p>	<p>はい。ただし差押さえができるのは流動資産のみ。</p> <p>a): いいえ。</p> <p>b): いいえ。</p> <p>c): 銀行に働きかけて銀行口座を封鎖することができる。侵害者が所有する流動資産で、それ自体が侵害に該当するもの、または侵害目的に利用されている/使用されたも</p>	<p>一般的な障害はない。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>のは差し押さえることができる。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): こうした文書は、比例性に関連した証拠開示に関する通常の民事規則に従って、権利者に開示することができる。多くの場合、こうした証拠を取得できるのは訴訟期間中だけだが、侵害者に対して情報開示を強制できないケースが大半で、これが一つの障害となっている。</p>	
エストニア	はい。	<p>はい。</p> <p>a): はい。ただし、侵害が商業上の規模で為された場合に限り可能。</p> <p>「商業上の規模」という用語は、民事訴訟法では定義されていない。また現在、エストニアの裁判所には、「商業上の規模」という用語の解釈に関する慣行は存在しない。</p> <p>b): いいえ。</p> <p>民事訴訟法 (§ 377) によると、重大な損害や恣意的行為を阻止するために、または他の重要な理由により必要な場合には、暫定的差止命令を請求することができる。このような暫定的差止命令は、その暫定的差止命令がなければ判決の執行（および損害賠償の請求）が困難であり、または不可能であると思われる理由の有無にかかわらず、要請することが</p>	<p>はい。</p> <p>現在、知的財産関連事件について、エストニアの裁判所には「差し迫った侵害の脅威」という用語の解釈に関する慣行は存在しない。従って、申立人の権利が侵害されること、またはそうした侵害が差し迫っていることを認めるために裁判所がどのような証拠を要求するかを予測するのは難しい。</p> <p>ただし差し迫った侵害の脅威が存在するという主張の証明に関して、エストニアでは、暫定的差止命令を申請したり裁判所に申し立てを提出する前に、警告状を送付するのが一般的である。この場合、相手方当事者は、自らの行為が特許権侵害にあたると考えていない可能性が高いため、警告状に対して否定的な対応がなされれば、これは、深刻かつ差し迫った侵害の脅威が存在することの主</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>できる。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): 暫定的差止命令を獲得するには、原告は、深刻かつ差し迫った侵害の脅威があることを証明できなければならない。また民事訴訟法の § 378 (4) に従い、申し立てを保証する手段は、その手段が適用された場合に、原告の正当な利益と状況からみて合理的と考えられる責任を被告側に負わせるようなかたちで選択される。</p>	<p>張に役立つ。</p>
フィンランド	はい。	<p>はい。</p> <p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): 結果的に被告側に不当な損害が発生する場合、関連情報へのアクセス権は得られない。この損害とは、商業上の損害（例えば企業秘密の漏えい）などである。また指令 2004/48 で規定されているように、被告が原告の権利を商業上の規模で侵害していることも必要となる。</p>	<p>はい。</p> <p>フィンランドの判例法では、侵害について要求される蓋然性の基準がフィンランド最高裁判所によって検討されてきた（判決 2003:118、1998:143、2000:94などを参照）。暫定的差止命令の決定にあたり、裁判所は一般に、侵害の蓋然性の基準を考慮するとともに、申立人に暫定的差止命令を認めることで得られる利益と、被疑侵害者が被る費用および損害を比較している。この比較によって、申立人が得る利益が侵害の費用を上回る場合には、裁判所は命令を付与している（2009年7月9日付ヘルシンキ控訴裁判所判決 N:ro 1957などを参照）。</p> <p>一部の法律文献は、暫定的差止命令について</p>

知的財産権に関する差止命令

			<p>て、侵害について要求される蓋然性の基準を引き下げるべきだとしている。現在、要求される証拠のレベルは、暫定的差止命令よりも予防的差押さえの方が明らかに低い。知的財産関連事件における差押さえの際の立証責任が厳しすぎるのではないかとの点については、意見が分かれている。</p> <p>こうした傾向は、予防措置について裁判所が従前の判例法に従う傾向が強いことを反映している。従前の判例法では、申立人の主たる関心は、被告が申立人の権利を故意に傷つけたり損失させることができないようにし、判決の執行が脅かされないようにすることにあった。暫定的差止命令が認められるのはきわめて稀で、それが認められた場合でも、金銭的利益は現在の知的財産権関連事件に比べると比較的少なかった。</p> <p>一般に、裁判所は知的財産権関連事件の異質な性格を十分に理解しておらず、暫定／予防措置に関して裁判所が定める要件は厳密すぎるくらいがある。知的財産権に関しては、予防措置は、最終判決の後に被告が原告を補償する手段を確保することよりも、暫定的差止命令を重視すべきである。</p>
フランス	はい。	<p>a): いいえ。商業上の規模で為された侵害に限定されていない。</p>	<p>現在、フランスでは、申立人が権利者であることを裁判所に納得させるのに必要な証拠のレベルは非常に高い。特に、企業が所有す</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e):</p>	<p>る著作権についてそのことがいえる。</p>
ドイツ	はい。	<p>a): いいえ。唯一の例外は商標侵害である。商標侵害の申し立ての際の一般要件が商業的に利用された場合とされているためである。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e):</p>	<p>いいえ。</p>
ギリシャ	はい。	<p>a): いいえ。商業上の規模で為された侵害に限定されていない。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。ただし、厳格な条件が定められている。</p> <p>d): はい。ただし、厳格な条件が定められている。</p> <p>e): 被告側が命令の執行に異議を唱えた場合は、手続きに時間がかかることがある。</p>	<p>いいえ。</p>
ハンガリー	はい。	<p>a): はい。商業上の規模で為された侵害のみが対象となる。商品／サービスの内容と数量</p>	<p>いいえ。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>からみて、その活動が営利目的であることが明白な場合。商標および地理的表示の保護に関する 1997 年の法律 XI の第 27 条 (6) 項、特許権の保護に関する 1995 年の法律 XXXII の第 35 条 (4) 項および (5) 項、ならびに著作権に関する 1999 年の法律 LXXVI の第 97 条 (3) 項および (4) 項を参照。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。ただし、命じられるのは関連情報の開示のみで、アクセスは認められない。</p> <p>e): ハンガリーでは、裁判所命令の執行は実質的な効力を持たないため、予防措置が成功した前例はない。</p>	
アイルランド		<p>a):</p> <p>b):</p> <p>c):</p> <p>d):</p> <p>e):</p>	
イタリア	はい。	<p>a): はい。商業上の規模で為された侵害に限定されない。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。ただし、対象は商業上の規模で</p>	いいえ。

知的財産権に関する差止命令

		<p>為された侵害のみ。イタリアでは、商業上の規模という用語は定義されていない。</p> <p>e): 最近行われた被疑侵害者の資産の予防的差押さえに関して、ミラノ裁判所の判決を参照されたい（2009年11月6日付）（侵害者自身の商標も差押さえられた）。こうしたケースでは、有価資産の特定という大きな障害がある。実際、被疑侵害者がイタリアに本店を置く大企業の場合は、資産の予防的差押さえを行う必要はないが、貿易業者や個人事業者の場合は、差し押さえるべき有価資産を見いだすのは困難である。またこのような予防的差押さえの命令を獲得するには、少なくとも損害の概算見積額を裁判所に提出しなければならないが、侵害者の口座が不正なものである場合（実際にはそうしたケースが多いが）、これは困難である。</p>	
ラトビア	はい。	<p>いいえ。</p> <p>a): はい</p> <p>b): -</p> <p>c): -</p> <p>d): -</p> <p>e): -</p>	<p>はい。</p> <p>権利侵害の事実、または侵害が差し迫っている事実を示す証拠について、提出された証拠が十分か否かは裁判所の裁量で決定される。裁判所の決定は事例ごとに異なり一貫性がないため、訴訟の結果を前もって予想するのは困難である。</p>
リトアニア	はい。	<p>a): はい。商業上の規模で為された侵害のみが対象となる。前述した法律では「商業上の</p>	いいえ。

知的財産権に関する差止命令

		<p>規模」という用語が定義されていないため、侵害に関する訴えがあるたびにそれを定義する必要がある。通常、「商業上の規模」という概念は利益の追求に関連している。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。 .</p> <p>e): 法律に定める条件 (暫定措置の申立人またはその受益者が権利の所有者／利用者であることを十分な確実性をもって裁判所に納得させるために、合理的に入手可能な証拠を提出するという要件など) がすべて満たされれば、そうした命令を獲得することについて障害はない。</p>	
ルクセンブルク	はい。すべての知的財産権が対象。	<p>はい。すべての知的財産権が対象。</p> <p>a): はい。</p> <p>知的財産権エンフォースメント法の第 1 条 §2 では、商業上の規模 (の行為) を次のように定義している。</p> <p>「直接的または間接的な経済的または商業的な利点のために行われる行為であり、通常、誠実に行動している末端の消費者によって為される行為は除外される。」 .</p> <p>b): はい。すべての知的財産権が対象。</p>	いいえ。

知的財産権に関する差止命令

		<p>c): はい。すべての知的財産権が対象。</p> <p>d): いいえ。</p> <p>e): 特別な障害はない。ただし、このような措置は侵入的な性質を持つため、最も明白な例に限定して適用されており、例外的ともいえる。裁判官は、知的財産権エンフォースメント法第 28 条で定められた条件を、特に厳密に適用しなければならない。</p>	
マルタ		<p>a):</p> <p>b):</p> <p>c):</p> <p>d):</p> <p>e):</p>	
オランダ		<p>a):</p> <p>b):</p> <p>c):</p> <p>d):</p> <p>e):</p>	
ポーランド	<p>知的財産権侵害の疑いのある商品について、裁判所は、これらが市場に出回るのを防ぐため、その押収を命じることができる。これらの商品の引き渡しに関する規定はない。</p>	<p>a): いいえ。商業上の規模で為された侵害に限定されない。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p>	<p>はい。著作権に関連したケースでは、権原連鎖の複雑性を説明するのが難しいことがある。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>d): はい。</p> <p>e): このような命令を獲得する際の障害を認識していない。</p>	
ポルトガル	はい。	<p>はい。</p> <p>a): はい。ただし、商業上の規模を条件としない別の一般的な予防的差押さえ（あらゆる種類の権利および知的財産権に適用可能）もある。</p> <p>商業上の規模（の行為）の定義： 経済的利益（直接的または間接的な）を得ることを目的とした侵害行為。悪意のない末端の消費者の行為は、明確に除外される。</p> <p>b): はい</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): この点について、十分な経験がない。</p>	特にない。
ルーマニア	はい。	<p>a): いいえ。商業上の規模で為された侵害に限定されない。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): このような命令では、被疑侵害者の流動資産および固定資産について執行官が関連</p>	いいえ。

知的財産権に関する差止命令

		当局から更なる情報を要求するという執行手続きを想定している。関連当局の回答が遅れたり、侵害者が商品を公表しない可能性がある。	
スロバキア	はい。	はい。 a): いいえ。 b): いいえ。 c): はい。 d): はい。 e): 銀行の機密にかかわるため、こうした命令を獲得できるかどうかは非常に微妙である。	いいえ。
スロベニア	ただし、現実的にはその可能性はそれほど高くない。通常、裁判所は、被疑侵害者に対し、侵害が疑われる商品を市場から撤収するよう命じるなど、もっと軽度の措置を選ぶ傾向がある。	この内容を明確に定めた規定はないが、裁判所は、非金銭的な申し立てを保証することができる暫定的差止命令を発することができる。 a): いいえ。商業上の規模で為された侵害に限定されない。 この命令を発するには侵害が商業上の規模で為されていなければならないとする規定はない。ただし、知的財産権の性質上、被疑侵害行為が非商業上の規模で行われた場合には、この命令を獲得するための要件を満たすのは非常に難しい。また IPA および CRRA で定められた知的財産権の保護は、特に権利	はい。 公用の判例法を見ると、権利者が、権利が侵害されていること、または侵害の差し迫った危険があることを立証・証明するのに十分な証拠を提供できないケースが非常に多いことがわかる。一方、侵害されたとされる権利に対する権原を立証するのは、権利者にとって難しくないのである。 判例法によれば、権利者にとって立証が困難なのは次の点である。 - 申し立ての執行が不可能またはかなり困難となる危険性があること。

知的財産権に関する差止命令

	<p>者の商業的利益の保護を目的としている。そのため、非商業的な領域における侵害の発生または侵害の差し迫った危険を証明するのは非常に困難である。暫定／予防措置に関して、裁判所は「商業上の規模のみ」を対象としたアプローチをとる傾向が見られる。</p> <p>「商業上の規模」は、直接的または間接的な経済的利益を得ることを目的に市場で行われる活動と定義されている。ここでいう市場は、需給関係のルールに支配される場と定義されており、その目的が経済的な利点であるか否かは、調査対象となっている者（被疑侵害者）の意図をもって決定される。</p> <p>b): いいえ。</p> <p>通常これは最も重要かつ決定的な要因となるが、被害者側当事者が以下の点について相当な根拠を実証できれば、質問にあるようなリスクの存在を証明しなくても、裁判所はこうした命令を発することができる。</p> <p>(a) 被害者側当事者の申し立ての執行が不可能またはかなり困難になる危険性があること。</p> <p>(b) 回復が困難な損害を防止するため、暫定措置の適用が必要であること。または</p> <p>(c) 差止命令が根拠のないものだと判明した場合にも、被疑侵害者が被る損害が、差止</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 回復が困難な損害を防止するために、暫定措置の適用が必要であること。 - 手続きが進む中で、暫定措置が根拠のないものであることが判明した場合にも、被疑侵害者が結果的に被る損害が、当該措置が承認されなかった場合に権利者が結果的に被る損害を上回らないこと、または被疑侵害者が被る損害がごく僅かであること。
--	--	--

知的財産権に関する差止命令

		<p>命令が発されなかった場合に権利者が被る損害を上回らないこと。</p> <p>c): いいえ。 この点は法律で明確に定められていない。法律では、裁判所は、権利者の正当な利益を保証するために適正とみなすあらゆる措置を命じることができるとされているが、非金銭的な申し立て（知的財産権侵害に由来する申し立て。損害賠償の申し立ては除く）に関してこうした措置を相応と判定した事件はないと認識している。</p> <p>ただし、これは金銭的な申し立てにはあてはまらない。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): IPA および CRRRA では、相手方当事者から正当な要請があった場合に、被疑侵害者に、これらの法律に定める権利を侵害する商品またはサービスの源泉および流通網に関する情報の提供を求める命令を発することを定めている。銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書に関して、こうした命令の対象となるのは、商業上の規模で為された侵害に限定されている。</p>	
スペイン	<p>はい。</p> <p>予防措置および民事訴訟が判決に向けて進められている間の差押さえおよび予防的エ</p>	<p>はい（予防措置として）。</p> <p>a): はい。法律では定義されていない。スペインの法体系では、これは営利目的の「商行</p>	<p>はい。</p> <p>権利者ではなく侵害に関して、匿名の申し立て、権利者が提供した情報、または民間調査</p>

知的財産権に関する差止命令

	スクロー。	<p>為」と理解されている。</p> <p>b): はい/いいえ。具体的な方法で実証する必要はないが、その旨を主張し、または当初の証拠を提出するのが通例である。</p> <p>c): いいえ。法律では、銀行口座の封鎖は明確に予見されていないが、銀行口座の預金および収入の差押さえは予見されている。</p> <p>d): はい。裁判所の判決の執行中に資産の調査が行われる。</p> <p>e): 特にない。</p>	<p>員が作成した報告書に基づく家宅捜索は認められない。</p>
スウェーデン	はい。	<p>はい。</p> <p>a): いいえ。</p> <p>b): はい。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): 差押命令も情報開示命令も、裁判所が比例性を評価した後に決定される。比例性の評価において、裁判所は、各当事者の利権を考慮する（権利者への損害と侵害者への損害を比較）。申立人は、担保を提供しなければならない。</p>	<p>いいえ。</p>
英国	はい。	<p>はい。</p> <p>a): いいえ。しかし実際には、裁判所は、差押命令の付与に関連した比例性の問題を考</p>	<p>いいえ。申立人は、蓋然性の均衡に基づき、自らが当該の知的財産権の所有者であることを裁判所に納得させなければならない。著</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>慮しなければならず、「非商業上の規模」の侵害の場合、こうした命令が発出されないこともある。ただしこれは、何をもって「非商業的な」侵害とするかに左右される。例えば、第三者が、知的財産権所有者に帰属する極秘情報の公開を求める場合、これは、その第三者がその開示から金銭的利益を得ようとしていないという点では「非商業的な」行為とみなすことができるが、知的財産権所有者にとってその開示の影響はきわめて深刻である。そうした状況下では、そうした命令が認められる可能性が高い。「商業上の規模」という用語は、侵害者の認識利益に対して適用される場合、制限要因とはならない。</p> <p>b): いいえ。問題は、被害者側当事者が損害賠償を請求できるか否かではなく、被害者側当事者が損害賠償によって十分に補償されるか否かである。上記 (a) で取り上げた例で言えば、第三者にいくらお金があっても、知的財産権所有者が被る被害は純粋な金銭的損失をはるかに上回る可能性が高いということである。</p> <p>c): はい。</p> <p>d): はい。</p> <p>e): 凍結命令や搜索押収命令を獲得したり、銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書を取</p>	<p>作権に関しては、1988年著作権・意匠・特許権法の第104～106条に、著作権所有に関して申立人を支持する推定が記載されている。商標権および特許権に関しては、登録の事実が、申立人が当該知的財産権の所有者であることの証拠とみなされる。</p> <p>知的財産権の侵害が差し迫っていることを示す証拠を提出する場合は、本質的な「問題点」はないが、このような証拠の質については、裁判所が高い基準を適用することがある。民事訴訟では、様々な形式の証拠が認められており、また要求される証拠の量の簡素化を意図した有用な手続き規定もある。</p> <p>ちなみに、データの機密性に関する法律については、本来ならば知的財産権侵害の発見や摘発に役立つはずの有用なデータの当事者間での交換が妨げられるという予期せぬ影響も現れていることを指摘しておきたい。</p>
--	--	---	--

知的財産権に関する差止命令

		<p>得する際の手続き上の重大な障害はない。関連手順はおおむね透明、公正でかつ迅速に進められる。これは、申立人に重い負担を強いるということではなく（実際には負担は大きい）、重要なセーフガードとなっている。</p> <p>ただし、このようなケースでは訴訟費用が法外に高く、一部の裕福な知的財産権所有者しか対処できないことも多いという点で、極めて重大な現実的障害が存在することになる。これは大きな問題である。比較的単純なケースにおいても、弁護士費用が事実上の障害となることが明らかになっているからである。</p>	
<p>質問</p>	<p>b) 被告側の審尋を行わずに暫定／予防措置を発する／命じることはできるか（例えば、手続きが遅れると、権利者に対して回復不能な損害が及ぶ可能性がある場合など）？ はいいいえ</p> <p>答えが“はい”の場合、裁判所が被告側の審尋を行わずに暫定／予防措置を発する／命じる前に、申立人が充足すべき条件があれば簡単に説明すること。</p>	<p>c) こうした暫定／予防措置を獲得する際の難易度と費用の額について簡単に説明すること。そのための手続きには、時間がかかり、高額な費用が必要となるのか？これらの措置を執行する場合、どの程度の費用が発生するのか？例えば、当該の手順を監督する弁護士、執行官、専門家の費用は申立人が負担することになるのか？</p>	<p>いいえ。申立人は、蓋然性の均衡に基づき、自らが当該の知的財産権の所有者であることを裁判所に納得させなければならない。著作権に関しては、1988年著作権・意匠・特許権法の第104～106条に、著作権所有に関して申立人を支持する推定が記載されている。商標権および特許権に関しては、登録の事実が、申立人が当該知的財産権の所有者であることの証拠とみなされる。</p> <p>知的財産権の侵害が差し迫っていることを示す証拠を提出する場合は、本質的な「問題点」はないが、このような証拠の質については、裁判所が高い基準を適用することがある。民事訴訟では、様々な形式の証拠が認め</p>

知的財産権に関する差止命令

			<p>られており、また要求される証拠の量の簡素化を意図した有用な手続き規定もある。</p> <p>ちなみに、データの機密性に関する法律については、本来ならば知的財産権侵害の発見や摘発に役立つはずの有用なデータの当事者間での交換が妨げられるという予期せぬ影響も現れていることを指摘しておきたい。</p>
オーストリア	<p>はい。権利者が損害賠償を請求できる可能性が低い場合には、被告側の審尋を行わずに暫定的差止命令を付与することができる。</p>	<p>実際には、暫定／予防措置の獲得が困難なことがある。一部の裁判所が、権利者に対してこうした措置を認めるのをいまだに躊躇しているためである。通常、このような措置を確保するには時間も費用もかかる。権利者は、手順を監督する弁護士、執行官および／または専門家の費用を負担しなければならず、また被告が当該措置によって損害を被り、上訴裁判所がその措置は最初から認められるべきではなかったと決定した場合に被告を補償するための保証を提供しなければならない。保証の提供が要求されない場合にも、権利者は、正当な根拠がないとされた措置によって発生したすべての損害について、被告を補償しなければならない。</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): はい。申立人が手続きを開始すべき期間は裁判所が定める。</p>
ベルギー	<p>はい。一方的な略式手続きにおいては、申立人は「絶対的必要性」(差止命令の申し立てが却下された場合に申立人の権利または利益に深刻かつ回復不能な損害が及ぶという意味で暫定的差止命令が緊急に必要であ</p>	<p>一方的差止命令が認められた場合、これはかなり迅速に獲得される(一般に2~8日以内)。当事者間の手続きにおいては、通常、判決は3週間から3か月以内に下される。弁護士および執行官の費用は、申立人が負担し</p>	<p>d): 裁判所法典によると、裁判所は最長でも1か月以内に判決を言い渡すことになっている。だがこの期間が経過した場合にも、罰則はない。3か月を経過しても判決が言い渡されない場合、裁判所はその遅延の理由を</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>ること)を立証しなければならない。</p> <p>記述的押収手続きに関しては、資産差押さへの請求も可能な場合には、その手続きは原則として一方的に行われる。ただし差押さえを認める前に、裁判所が相手方当事者の審尋を行う旨を決定することがある(証拠に関するベルギーの報告書を参照)。</p>	<p>なければならない。発生する可能性のある費用は、一方的な請求の場合は約1,500ユーロ、当事者間での請求の場合は5,000ユーロと見積もられる。ただし、もっと複雑なケースの場合、費用がこれを上回ることもある。弁護士費用の一部および執行官費用の全額は、最終的には敗訴当事者によって弁済される。</p>	<p>説明しなければならない。最終的に懲戒処分が決定されることもある(ただし、我々弁護士としては、この点に関して特に意見はない)。</p> <p>e): 裁判所法典の第584条に基づく手続き(略式手続き)に関しては、同法典の第1369条の3は、申立人が合理的な期間内に手続きを開始しなかった場合、予防措置は無効となるか、または効力を失うと定めている。ここでいう合理的な期間は、通常は裁判所がその命令の中で定めるが、裁判所が厳密な期間を定めていない場合には、20業務日または31暦日のうちのいずれか長い方を超えない期間となる。</p> <p>記述的押収手続きに関しては、裁判所法典の第1369条の2の9項は、本案の正式な申し立ては、裁判所が定めた期限までに、またはその期限が定められていない場合には専門家の報告書が提出されてから20業務日または31暦日のうちのいずれか長い方を超えない期間内に提出されなければならないとしている。この期間内にその申し立てが提出されなかった場合、裁判所命令は自動的に効力を失う。</p>
<p>ブルガリア</p>	<p>はい。</p> <p>質問にあるような条件は定められていな</p>	<p>関連手続きに時間はかからないが、費用を要することは確かである。ブルガリア法の規定では、裁判所は、要請された措置の許可につ</p>	<p>d): はい。</p> <p>e): はい。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>い。ブルガリア法では、こうした手続きにおいて、被告の参加は法的に除外されている。</p>	<p>いて 1 日以内に決定しなければならないとされている。要請された措置が認められた場合は、裁判所命令を執行するため、執行官に別の要請を提出しなければならない。執行官は、申立人の通知を受けてから 3 日以内に必要な措置を講じる。</p> <p>手続きには裁判所と執行官の両方が関与し、一定の時間内に発効させる必要があるため、このような手続きにおいて、権利者には代理人として弁護士を雇用するのが望ましい。また弁護士費用のほかに国家手数料も支払う必要がある。</p>	<p>申立人による手続き開始についてブルガリアの裁判所が定めている期間は、通常は裁判所が当該の措置を認めてから 2 週間または 1 か月である。</p>
<p>キプロス</p>	<p>はい。</p> <p>一方的な暫定的差止命令の獲得は可能である。ただし、被告には短期間のうちに裁判所に出廷し、その一方的命令に対して異議申し立てを行う機会が与えられる。</p> <p>一方的な暫定的命令の発出申請は、裁判所がその状況の危急性について確信し、申立人が、審尋において審理すべき重大な問題があること、原告が救済に対する権利を持つ蓋然性があること、また暫定的差止命令が認められなかった場合にその後の段階で完全な裁判を行うのが困難または不可能であることを証明できた場合にのみ認められる。</p>	<p>このような措置を獲得するために、申立人はできるだけ迅速に行動する必要がある。手続きの遅れは、措置を獲得する可能性に大きく影響するからである。一方的な命令は、申請を提出した日から数日以内に発出することも可能である。被告が、その一方的命令に異議を申し立てた場合に、その一方的命令を絶対的なものとすべきか否かにつき裁判所が最終決定を下すまでに 3 か月前後かかることがある（この間、その一方的命令はもちろん有効に存続する）。この場合の費用は、通常は弁護士とクライアントとの間の取り決めに従い時間単位で算定され、これに現金支出費用が加算される。</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): 暫定的な救済措置は、継続中の主要な訴訟の枠内においてのみ申請できる。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>チェコ共和国</p>	<p>はい。 この点に関して、具体的な規則は定められていない。</p>	<p>申立人にとって最も重要な義務は、暫定措置によって被告側に生じる損害を保証する（担保を提供する）ことである（以下を参照）。</p>	<p>d): はい。 e): はい。 手続きを開始する期限は、裁判所が暫定措置命令において定める（通常は 30 日間）。暫定措置命令において、裁判所は、その措置が効力を持つ期間も定めることができる。</p>
<p>デンマーク</p>	<p>はい。 侵害が差し迫っていること、および／または原告の審尋により手順が遅れた場合に証拠が破壊される危険があることを条件とする。</p>	<p>時間も手順もかかる。法廷制度が関係するため、訴答書を提出し、裁判官と弁護士が手順に関与しなければならない。専門家の支援が必要な場合には、多くの場合、申立人が、その専門家の報酬を保証する担保を提供することになる。</p>	<p>d): いいえ。 e): はい。ただし被疑侵害者がその手続きに対する権利を放棄した場合を除く。 通常は 2 週間以内。</p>
<p>エストニア</p>	<p>はい。 裁判所は、被告の審尋を行わずに（一方的に）暫定的差止命令の要請に対して決定を下すことができるが、明らかに合理的な場合には、まず最初に被告側の審尋を行うことがある。実際には裁判所は、被告に対し、暫定的差止命令の要請について意見表明の機会を与える。 裁判所は、被告の利益を保証するため、暫定的差止命令を下す際に、原告が、被告が被る可能性のある損害を補償するための担保の提供（裁判所が管理する口座への一定額の金銭の支払い）を条件とする傾向がある。裁判所が指定した期限までにこの担保</p>	<p>暫定的差止命令を申請する際の国家手数料は、450 エストニアクロン（29 ユーロ）である。暫定的差止命令の要請書を作成し、これを裁判所に提出する場合、弁護士の助けを借りる必要はない。ただし原告が弁護士を利用する場合は、その弁護士費用は原告の負担となる。弁護士費用は、各弁護士事務所の時間給料金によって異なる。</p>	<p>d): はい。 法律に従い、裁判所は、原告の要請から 1 労働日以内にその暫定的差止命令について決定しなければならない（民事訴訟法 § 384）。だが実際には裁判所は、被告に対して、暫定的差止命令の要請に関する意見表明の機会を与えている。裁判所が被告の審尋を決定した場合、被告には 1~2 日の準備期間が与えられる。そのため実際には、裁判所は暫定的差止命令の発出に関して 1~2 週間かけて決定を下している。 e): はい。 民事訴訟法（§ 382）によると、訴状の提出</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>が提供されなかった場合には、裁判所は暫定的差止命令は認められない。我々の経験によると、エストニアにおける知的財産の紛争では、担保の提供がごく一般的な慣行となっている。</p>		<p>前に暫定的差止命令を要請することは可能である。裁判所も、実際の申し立てが提出される前に暫定的差止命令を発することはできるが、暫定的差止命令の要請書に、実際の申し立てと暫定的差止命令の要請を同時に提出できない理由を記さなければならない。一般に、十分な理由とみなされるのは時間的な問題である（例えば、原告はその侵害を知ったばかりだが、複雑な問題が絡んでいるため、申し立ての準備に時間が必要である、といった理由である）。申し立ての提出に先立って暫定的差止命令を発出する場合、裁判所は、実際の申し立ての提出期限を定めなければならない。その期限は、1か月以内とされている。裁判所が定めた期限までに実際の申し立てが提出されなかった場合、裁判所は当該の暫定的差止命令を破棄する。</p>
<p>フィンランド</p>	<p>はい。</p> <p>予防措置の目的が危うくなる／脅かされる可能性があり、申立人の要請があった場合には、裁判所は、相手方当事者に審尋の機会を与えることなく、予防措置に関する暫定命令を発することができる。</p>	<p>暫定／予防措置の獲得には時間がかかることがある。申請と執行に要するすべての費用は、基本的に申立人の負担となる。主たる手続きが長期間にわたって継続した場合（特許関連の訴訟ではそれが通例である）、申立人の担保／資金のコミット期間も長くなる。ただし、最初から申立人が実際の権利を所有する可能性が高い。</p> <p>主な費用は、弁護士費用と執行官費用である。</p>	<p>d): いいえ。注意：ただし裁判所は、迅速に審理を行わなければならない。</p> <p>e): はい。</p> <p>命令発出の最終決定から1か月。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>フランス</p>	<p>はい。</p> <p>この手続きは、「sur requête」（請願）によって要請することでき、例外的なものとなる。またこれは、処理が遅延した場合に権利者に回復不能な損害をもたらすという事実によって正当化されなければならない。</p>	<p>申立人は、まず初めに、これらの措置の付与のために弁護士に費用を支払い、次いで裁判所への申し立てを行う。召喚は、執行官が行わなければならない。</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): はい。侵害を停止させるには、申立人は、裁判所が措置を認めてから 20 業務日または 31 暦日以内に手続きを開始しなければならない（商標に関する知的財産法典第 R716-1 条）。</p>
<p>ドイツ</p>	<p>はい。</p> <p>申立人が、被告による反論は無効であることを主張し、それを示す明白な証拠を提出すれば、被告の審尋は行われぬ。</p>	<p>難易度</p> <p>難易度は、侵害の明白性によって決まる。侵害が明白な場合には、差止命令は、わずかな努力で数時間または数日以内に得られることがある。弁護士を雇用するのが望ましいが、法律では義務づけられていない。ただし、本案が非常に複雑で、裁判所が外部の専門家を関与させなければ判決を下せない場合、裁判所は差止命令の許可を却下することがある。これは特に特許権侵害のケースで見られる。</p> <p>暫定措置が、侵害による損害の補償を確保することを意図している場合には、損害額の明細について問題が発生することがある（被告による情報開示が行われず、または開示が不完全な場合には、侵害の数を実証するのが困難になったり、申立人による損害の算定方法を裁判所が認めるか否かがはっきりしなくなるためである）。だが損害額の明細は絶対的に必要である。裁判所の暫定措置の範囲が</p>	<p>d): いいえ。ただし裁判所は、通常は 3 日～2 週間以内に決定を下している。</p> <p>e): いいえ。ただし裁判所は、被告側から請求があった場合に、申立人に手続きの開始を要請する。その場合、裁判所が自らの裁量で指定した期限までに申立人が本案判決につながる申し立てを提出しなかった場合には、その差止命令は撤回される。</p> <p>申立人が手続きの開始を強いられるのは、被告から請求があった場合のみである（2.4d を参照）。その請求があった場合に、裁判所は自らの裁量で期限を定める（少なくとも 2 週間。通常は 3～4 週間）。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>これに左右されるからである。</p> <p>費用の額</p> <p>申立人は、弁護士、執行官、および必要に応じて外部専門家の費用を負担しなければならない。ただし申立人が勝訴した場合には、強制力のある費用支払命令を申請することができる。この命令により、裁判所は侵害者に当該費用の弁済を命じる。費用の額は、長期にわたる訴訟に比べると低額である。その額は、求償額によって異なる。求償額は裁判所によって決定されるが、通常は損害額の3分の1ないし2分の1である。また弁護士に時間当たりの料金を支払った場合でも、弁護士費用は、こうした法定費用制度に基づいて弁済されるので注意が必要である。</p>	
ギリシャ	<p>はい。</p> <p>回復不能な損害が発生する危険がきわめて高く、または差し迫っている場合（CCP 第687条）。</p>	<p>一時的差止命令（temporary restraining order (TRO)）の要請の審尋は、通常はその要請が提出されてから3～4週間以内に行われ、決定は直ちに下される。暫定的差止命令（PI）の審尋は、その要請が提出されてから5～6週間以内に行われ、決定はその後2か月以内に言い渡される。暫定／予防措置を実施する際は、手順を監督する弁護士および執行官の費用を知的財産権所有者が負担しなければならない。</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): はい。</p> <p>申立人は、暫定的差止命令の決定が公表されてから30日以内に、主たる侵害訴訟を提起しなければならない（CCP 第693条）。</p>
ハンガリー	<p>はい。</p>	<p>権利者は、商標が存在すること、および原告</p>	<p>d): はい。15日間。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>商標および地理的表示の保護に関する 1997 年の法律 XI の第 95 条 (12) 項、特許権の保護に関する 1995 年の法律 XXXIII の第 104 条 (12) 項、および著作権に関する 1999 年の法律 LXXVI の第 94 条 11 項を参照。</p>	<p>がその権利者であることを立証しなければならない。また権利者は、商標 1 件当たり、および被告 1 人あたり 50 ユーロの手続き印紙税を支払わなければならない。裁判所は、通常 40～70 日以内に差止命令を発出する（ただし、法律では 15 日以内の発出が要求されている）。弁護士費用は、関与する法律事務所の料金に応じて、800～4,000 ユーロとなる。執行官費用は、300～600 ユーロである。</p>	<p>e): はい。知的財産権所有者が、当該暫定措置によって執行された申し立てについて、15 日以内に知的財産権侵害の裁判手続きを開始せず、被告側から要請があった場合には、裁判所は、訴訟の開始前に要請されていた暫定措置に関する決定を取り消す。裁判所は、暫定措置の取り消しを求める要請に関して、その要請が提出されてから遅くとも 15 日以内に決定を下す。</p>
<p>アイルランド</p>			<p>d): e):</p>
<p>イタリア</p>	<p>はい。</p>	<p>政令 No.131/2010 (2010 年 9 月 2 日発効) によって修正された IIPC 第 130 条によると、一方的な暫定措置は、「特に危急な場合、とりわけ遅延によって権利者に回復不能な損害が生じる恐れがある場合、または被告に対する申請が事前に送達されることで予防的な措置や差押さえの執行が妨げられる可能性がある場合」に認められる。もちろん権利者は、暫定措置の許可に必要なとされる知的財産権の有効性と侵害の両方を示す明白な証拠を示さなければならない。</p>	<p>d): イタリアの民事裁判所は、侵害への対応においては、緊急措置（差止命令、押収、市場からの商品撤収命令など）および証拠の司法調査（通常は一方的に与えられる記述命令）などの手段の利用について極めて効率的な処理が行われている。12 か所の裁判所および上訴裁判所に知的財産専門部署が設けられ、商標、特許、著作権、ならびにこれらの権利および侵害に関連した不当競争に関する民事訴訟について専属管轄権が与えられた 2003 年以降は特にそうである。こうした緊急措置は、即時検討され、許可されている（商標や著作権、意匠を保護する措置の場合は、通常、数日中に一方的に認められることが多い。特許権を保護する</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>措置の場合は数か月かかるが、この期間には専門家による報告過程（technical expertise stage）も含まれる）。このような措置が講じられた場合、一審手続きは回避されることが多い。侵害者が裁判所命令を受け入れ、当事者間で合意決定した金額を侵害者が支払うことで、司法手順によらない合意に達することが可能だからである。</p> <p>裁判所費用と執行官費用は非常に低額で（500 ユーロ未満）、裁判所の専門家（任命された場合）の費用も通常は安価である。こうした専門家の報酬は、非常に低い料金体系に基づいて支払われているためである（通常は 5,000 ユーロ未満）。もちろん申立人は、自らの弁護士費用も見越しておかなければならない。政令 No.131/2010（2010 年 9 月 2 日発効）によって修正された IIPC 第 130 条によると、商標、意匠および著作権に関連したケースでは、一方的な暫定措置は、「特に危急な場合、とりわけ遅延によって権利者に回復不能な損害が生じる恐れがある場合、または被告に対する申請が事前に送達されることで予防的な措置や差押さえの執行が妨げられる可能性がある場合」に認められる。もちろん権利者は、暫定措置の許可に必要とされている知的財産権の有効性と侵害の両方を示す明白な証拠を示さなければならない。</p>
--	--	---

知的財産権に関する差止命令

			<p>い。</p> <p>e): 本案に関する手続きは、当該措置を命じた裁判官が決定した期間、またはその期間が定められていない場合には 20 業務日または 31 暦日のうちいずれか長い方を超えない期間内に開始しなければならない。ただし IIPC 第 131 条および ICP 第 161 の 2 条によれば、許可された暫定的差止命令は当該手続きの結果を予期したものとみなされるため、両当事者が提訴しなかった場合には、その差止命令を許可した決定が終局的なものとなることがある。</p>
ラトビア	<p>はい。</p> <p>申立人は、暫定／予防措置の発行が遅れた場合、権利者に回復不能な損害が生じる可能性があることを立証しなければならない。</p>	<p>暫定／予防措置の申請を提出する際にかかる費用は、求償額の 0.5%だが、50 ラトビアラツツ（約 71 ユーロ）を下回ってはならないとされている。裁判所は申立人に対し、執行官または他の保証人に保証金を預けることで、被告を損害から守るよう命じることがある。</p> <p>裁判所命令の執行手続きは、法律で定められている。すべての手続きおよび実務は、執行官が行う。執行官による支援の費用は、関連する業務の量および各々の執行官の手法によって異なる。最も低額の場合、執行官費用はおよそ 100 ユーロだが、1,000 ユーロ前後になることも珍しくない。</p>	<p>d): はい。</p> <p>e): はい。</p> <p>裁判所は、暫定／予防措置を命じる決定の中で、申立人が主たる申し立てを提出すべき期間を提示するが、この期間は 30 日を超えてはならない。</p>

知的財産権に関する差止命令

		有資格の弁護士の雇用は、義務づけられていない。	
リトアニア	はい。 処理の遅延によって申立人に回復不能な損害が生じる場合、または証拠が破壊される明白な危険性が存在する場合には特に、被告に対して通知も審尋も行わずに暫定措置および証拠保全措置を適用することができる。被告に通知も審尋も行わずに暫定措置が適用される場合には、被告側に速やかに（遅くとも当該の措置が実施された後）通知しなければならない。当事者から要請された場合には、当該の暫定措置の適用が通知されてから合理的な期間内に、その措置が検討され、その措置を修正、撤回または確認すべきか否か判断されることがある。	具体的な暫定／予防措置に関しては、申立人が執行官および（または）弁護士の費用を支払わなければならない。事件が終了した場合、申立人が支払ったこれらの費用は侵害者によって回復される。	d): はい。 e): はい。
ルクセンブルク	はい。申立人は、自らが権利者であり、その権利が侵害されていること、またはその侵害が差し迫っていることを、十分な確実性をもって（明白に）裁判所に納得させるため、証拠を提出しなければならない。また申立人は、処理の遅延によって自らに対して回復不能な損害が生じることを立証しなければならない。	申立人は、弁護士および執行官の費用を負担しなければならない。 発生する可能性のある費用は、そのケースの難易度に応じて 4,000～8,000 ユーロと推定される。	d): いいえ。 e): はい。知的財産権エンフォースメント法の第 29 条 § 1 によると、正式な申し立てを提出する期間は、裁判所がその命令において定めることになっている。裁判所がその期間を定めなかった場合、正式な申し立ては、専門家の報告書を送付してから 1 か月以内に提出しなければならない。
マルタ			d):

知的財産権に関する差止命令

			e):
オランダ			d): e):
ポーランド	<p>はい。</p> <p>一般に、暫定／予防措置は一方的に発出される。被告の関与が要求されるのは、2000年6月30日付の産業財産法に基づき、差止命令が、侵害者またはその他の当事者から請求の申し立てに不可欠な情報を取得する申立人の権利に関連したものである場合に限られる。</p>	<p>すべての件が個別に処理されるため、難易度も費用の額もそれぞれに異なる。一般に、暫定／予防措置を獲得するのはきわめて困難である。裁判所がこの種の事件について十分な知識を備えているわけではないからである。裁判費用はそれほど高額ではなく、申し立て1件あたり25ユーロ程度で、当該の申請を裁判所に提出した時点で支払われる。ただし知的財産権の総体的な複雑さに応じて、上記の措置を獲得するには優秀で資格のある法律顧問の助けが必要となる。</p>	<p>d): はい。</p> <p>ただし裁判所がこのような期限を守ることはほとんどない。</p> <p>e): はい。</p> <p>裁判所が暫定／予防措置を認める場合は、申立人が手続きを開始すべき期限も示されるが、この期限は2週間を超えてはならない。</p>
ポルトガル	<p>はい。申立人は、処理の遅延によって回復不能な損害が発生する可能性があり、または侵害の証拠を取得する際に（証拠の取得または保全手段に関して）重大な問題が発生する可能性があることを証明しなければならない。実際には、被告の審尋を行わずに暫定／予防措置を獲得するのは容易ではない。</p>	<p>費用は申立人が負担するが、これらの費用は、被疑侵害者に対する最終的な申し立てに含めることができる。</p>	<p>d): いいえ。これが主な問題の一つである。</p> <p>e): はい。被告の審尋を行わないまま暫定／予防措置が付与され／命じられた場合には、30日以内。</p>
ルーマニア	<p>はい。</p> <p>原告は、被告を召喚せずに解決策を申し渡すよう裁判所に要請しなければならない。こうした手続きは法律で定められている</p>	<p>手続きに時間がかかることがある（ある事件では、我々が証拠を取得する前に一審における本案審理が終了した。それに要した時間は1年超である。我々が被告側の代理人を務め</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): いいえ。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>が、実際には、裁判所は関連当事者全員を召喚している。</p>	<p>た他のケースでは、商品の差押さえに数か月かかり、差押さえ命令に対する上訴には1年近くかかったが、まだ解決されていない)。インターネット関連の侵害は、特に難しい。関連する費用は、裁判手続きの場合は弁護士費用、執行手続きの場合は必要に応じて執行官の費用（侵害者が裁判所命令に従わなかった場合）などが含まれる。弁護士雇用は義務づけられていない。また執行手続きが開始された場合、執行官は、自らの報酬を侵害者から直接回復し、また被害者側当事者に対して当初の費用を支払うよう要請することもできる。後者については、その費用を侵害者から回収することも可能である。</p>	
<p>スロバキア</p>	<p>はい。</p>	<p>裁判所は、裁判所に令状が提出されてから30日以内に当該事項について決定を下さなければならない。基本的な裁判費用は33ユーロで、これは申立人の負担となるが、申立人の訴えが認められた場合には、被告がこれを支払うことになる。また申立人は、手順を監視する弁護士、執行官、専門家らの費用も負担しなければならないが、申立人の訴えが認められた場合には、これも被告が支払うことになる。一部のケースでは、権利者の訴えが認められなかった場合に備えて裁判所が権利者に担保の支払いを命じることがある。この担保の額は裁判所が決定する。</p>	<p>d): はい。 e): はい。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>スロベニア</p>	<p>はい。</p> <p>申立人は、一般的要件を満たすだけでなく、命令の付与が遅れた場合には自らに回復不能の損害が及ぶ危険性があることについて相当の根拠を示さなければならない。</p>	<p>この質問には、正確に答えられない。費用の額も難易度も、各ケースの状況、特に争点となっている事項の価額、証拠提出の困難さ、命じられた措置の執行に必要な費用などによって大きく異なるからである。命じられた措置の執行・監督に関連する費用は、すべて申立人の負担となるが、その後の手続きでその措置が正当化された場合には後日これが弁済される。</p>	<p>d): いいえ。暫定／予防措置の申請を決定する際の期限は法律では規定されていない。ただし IPA および CRRA では、こうした措置の申請に対する決定は迅速に行うべきとされており、裁判所は可及的速やかに決定を下す必要がある。</p> <p>e): はい。</p> <p>申立人が各々の手続きを開始すべき適切な期間は、裁判所の裁量で決定され、暫定措置に関する個々の決定の中で示される。通常は 30 日間である。</p>
<p>スペイン</p>	<p>はい。</p> <p>特別な危急性を立証／主張し、または被告にあらかじめ通知した場合には、予防措置の効果が危ぶまれることを立証／主張しなければならない。</p>	<p>-</p>	<p>d): いいえ。</p> <p>e): はい。</p> <p>予防措置の執行に関する裁判所の決定が通知されてから 20 日以内。</p>
<p>スウェーデン</p>	<p>はい。</p> <p>申立人は、被告の審尋なしに暫定／予防措置を認めてもらうことの正当な理由 (Sw. beaktansvärd anledning) を示さなければならない。例えば、審尋などにより被告に情報が開示されると、被告が、調査の際に重要になる対象物や文書を排除、破壊または歪曲する恐れがあることなどである。また当面の措置によって原告が得る利益と、その措置が被告にもたらす不利益の比較検討も</p>	<p>難易度は、要請されている措置の種類や申立人が提出した証拠によって異なる。暫定／予防措置を求める要請の多くにおいて、申立人は訴えの相当な根拠 (Sw. sannolika skäl) を示すよう要求される。ただし、証明のレベルは、要請されている措置によって異なる。手順を監督する弁護士、執行官または専門家の雇用について法律の定めはないが、実際には適切なかたちで事件を法廷に持ち出すうえで弁護士などからの法律的な助言が必要になる</p>	<p>d): はい。</p> <p>具体的な期限は定められていないが、裁判所はこうした要請を迅速に処理する義務を負っている。</p> <p>e): はい。</p> <p>申立人は、裁判所が当該措置を認めてから／命じてから 1 か月以内に手続きを開始しなければならない。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>必要となる。双方の利益の比較においては、被告側にとっての回復不能な損害が特に重要な要素となる。</p>	<p>ことが多い。また、ほぼすべての場合において、暫定措置を獲得するには、申立人による担保の提供が必要となる。担保の額は、侵害の範囲や妥当性、被告が被る可能性のある損害など、状況に応じた裁量的評価に基づいて決定される。一般に暫定／予防措置の獲得に時間はかからず、裁判所はこうした要請を速やかに処理する義務を負っている。</p>	
<p>英国</p>	<p>はい。一方的措置が命じられる際の条件は、一般に暫定措置の申請に適用されている条件と同じだが、裁判所は、状況の重大さを考慮するとともに、特にその申請の件が被告に通知されていない理由を示す証拠を要求する。</p>	<p>暫定措置の一方的命令を獲得するには多額の費用が必要となり、手続きも複雑で、時間もかかる。ただし裁判所の手順は極めて迅速に行われる。そのため、例えば、搜索押収命令の場合、申請から数時間で発出・執行されることもある。</p> <p>暫定措置を獲得するには、裁判所に申請しなければならない。この申請では、苦情の性質や暫定措置を求める正当な理由をある程度詳細に説明しなければならない。またこのような証拠は、(しばしば冗長な) 証人供述書および／または宣誓供述書というかたちで提出される。申立人は、その措置の申請が誤りであったことが判明した場合に被告を補償する能力があることを示さなければならない。通常、暫定命令の申請が行われた後ただちに法的手続きを開始する用意があることを示すよう要求される。</p> <p>この場合、大半のケースにおいて法律顧問の</p>	<p>d): いいえ。ただし実際にはかなり迅速に処理される。</p> <p>e): はい。手続きを行う期間は、暫定措置を認める際に裁判所が定める。通常、手続きは可及的速やかに開始することを要求される。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>助けが必要となる。</p> <p>命令が獲得されたら、その命令は十分な数の要員の支援のもとに、法律顧問によって有効に執行されなければならない。例えば、コンピュータ内のデータを取得・保存する場合には専門家が必要となることも多い。</p> <p>搜索押収命令には、「監督役の事務弁護士 (supervising solicitor)」の立ち合いが必要となる。実施のプロセスの事実上の「審査員」として申立人から依頼を受けた独立した事務弁護士がこれにあたる。</p> <p>このプロセスの費用は高額である。比較的単純な一連の事実を扱う場合にも、その弁護士費用が数万ポンドにのぼることがある。</p>	
<p>質問</p>	<p>f) 申立人は、裁判所が暫定／予防措置を認める前に、十分な担保または等価の保証を提供する必要があるか？（これは、被疑侵害者の無罪が判明した場合に、その被疑侵害者が被った損害を補償することを意図したものでよい。） はい/いいえ</p> <p>答えが“はい”の場合は、担保の算定方法およびこうした担保が要求される状況の詳細を説明すること。</p>	<p>g) 裁判所は、申立人に対し、認められた暫定／予防措置によって生じる損害について被告側に十分な補償を提供するよう命じることができるか？ はい/いいえ</p> <p>答えが“はい”の場合は、そうした命令が下される状況について簡単に説明すること（例えば、申立人による作為または不作為によって当該措置が撤回されるか、または失効した場合、あるいは知的財産権の侵害またはその恐れが存在しなかったことが後日判明した場合など）。</p>	<p>h) 権利者は、これらの暫定／予防措置に関する法規定に依拠しているか、また実際にその法規定を利用して成果をあげているか？ はい/いいえ</p> <p>答えが“いいえ”の場合は、その理由を簡単に説明すること。</p> <p>i) 暫定／予防措置の遵守不履行に対する制裁（もしあれば）はどのようなものか？</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>オーストリア</p>	<p>はい。</p> <p>申立人は、不当な措置によって被告が被った損害のすべてに責任を負う。また裁判所は、被告が当該措置によって損害を被り、上訴裁判所がその措置を最初から認めるべきでなかった旨決定した場合に被告を補償できるように、申立人に保証の提供を命じることができる。</p>	<p>はい。当該措置が最終的に上訴裁判所によって取り消された場合には、申立人は、被告が被ったすべての損害に対して責任を負う。</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 権利者は、当該措置を執行し、被告が命令に従わなかった場合には罰金を科すよう裁判所に求めることができる。</p>
<p>ベルギー</p>	<p>これは絶対的な要件ではない。この点に関しては、裁判所に裁量がある。裁判所法典第 584 条に基づく手続き、または記述的押収手続きに関しては、裁判所は、申立人に対し、被告が被る可能性のある損害を補償するために、十分な担保または等価の保証を提供するよう命じることができる。この金額は、各々のケースに基づき、その状況、およびその差止命令によって侵害者が被る可能性のある損害に応じて、裁判所が決定する。この点に関して判例法には多様な規定がある。</p>	<p>はい。</p> <p>裁判所法典第 584 条に基づく手続き、または記述的押収手続きに関しては、申立人の作為または不作為により、または侵害や侵害の脅威が発生していなかったことが判明したことにより当該措置が取り消され、適用できなくなった場合には、裁判所は、申立人に対し、当該措置によって生じた損害について被告に適切な補償金を支払うよう命じることができる。この補償は、被告から要請があった場合にのみ命じることができる。</p> <p>ただ指令を実施するための新しい規定（裁判所法典の第 1369 条の 3 (3) 項）が、不法行為法の一般原則の対象となるか否かは不明である。対象となる場合、被告の訴えが認められるためには、被告は、原告が差止命令を要請する時点で「過失」（一般的な不法行為法の意味の範囲内で）を犯していたことを証</p>	<p>h): 基本的に、はい。いわゆる「記述的押収」に関しては特にそうである（裁判所法典の第 1369 条の 2、および指令の第 8 条）。一方、知的財産関連事件では、略式手続き（裁判所法典第 584 条）は稀になりつつある。知的財産権に関しては、いわゆる「略式手続きと同様の手続き」（本案手続きであるが、略式手続きのように処理され、上訴の有無にかかわらずただちに執行可能な判決に結びつく手続き）が利用できるようになったためである。</p> <p>ただし、一方的な略式手続きで差止命令を要求する方がふさわしいケースもある。だが残念ながら、このような請願はほとんど認められない。</p> <p>i): 判決において再発防止の罰金の支払いが科された場合には、原告はこれを強制することができる。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>明しなければならない（原告が、裁判官が最終的に侵害ありとの結論を下すことを知っていた／予想していたことなど）。また上記第 1369 条の 3 (3) 項がいわゆる「客観的責任」について規定しているか否かもあいまいである（規定している場合には、被告は、原告が怠慢または不注意であったことを立証する必要はない）。この点については、法務関係者の意見も異なっており、この問題は現在ベルギー商務裁判所でも係争中である（2010 年 9 月に審尋が行われた）。我々の知るかぎり、判例法にこの点に関する前例はみられない。</p>	
ブルガリア	<p>はい。</p> <p>ブルガリア法の規定によると、当該の要請が、十分な説得力のある書面の証拠によって裏付けられる場合には、担保は不要とされている。だが多くの場合、このような説得力のある証拠が提出されても、裁判所の単独の裁量で担保が要求される。担保の額は、通常は、本案手続きにおいて申立人が要求する損害賠償請求額または当該商品の取引価額に相当する金額とされている。</p>	<p>はい。</p> <p>申立人（権利者）が要請した措置が取り消されたり無効となった場合、または知的財産権の侵害や侵害の脅威が存在しなかったことが後日判明した場合には、被告は、当該の措置によって発生した損害につき補償を求めることができる。申立人は、被告の承諾が得られた場合にのみ担保を回収することができる。</p>	<p>h): いいえ。</p> <p>我が国の慣行は、権利者がこうした措置に依存していないことを示している。この措置には高額な費用が必要で、かつ民事訴訟の処理には時間がかかり、長期間にわたり多額の担保を提供しなければならないためである。</p> <p>i): 当該措置に従わなかった場合の制裁措置として、100 ユーロの罰金が科される。遵守不履行が繰り返された場合には、200 ユーロの罰金が科される。</p>
キプロス	<p>はい。</p> <p>被告に対する暫定命令が獲得された場合に、原告は、その訴えの規模に応じて裁判</p>	<p>はい。</p> <p>被告は、不当に発された暫定命令によって損害を被ったことを立証できれば、原告が提供</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 命令が遵守されなかった場合、申立人は法廷侮辱罪の手続きを提出することができ</p>

知的財産権に関する差止命令

	所が個々に決定する金額の担保を提供しなければならない。これは、その金額相当の債務証書または保証状のいずれでもよい。	した担保相当額までの損害賠償を請求することができる。被告が自らの損害を立証する際は、通常は新たな訴えを提出しなければならない。	る。その場合、罰金および／または禁固刑が科される。
チェコ共和国	はい。 担保の額は、商事の場合 50,000 チェココルナ(約 2,000 ユーロ)、その他の場合は 10,000 チェココルナである。担保は必ず要求される。	はい。 この点に関しては実際の経験はないが、理論的には、知的財産権の侵害または侵害の恐れがないことが後に判明した場合に、被告がこうした補償を得ることは可能である。	h): はい。 i): 最も重い制裁は、暫定措置の対象者(侵害者またはその措置によって影響を受ける第三者)がその暫定措置の義務に違反した場合に、その者の行った適法行為を無効とするという制裁である。
デンマーク	はい。 担保の計算は、例えば、被疑侵害者に対して差止命令が及ぼす可能性のある損害や、企業秘密が漏えいする危険性などに関する裁判所の裁量に基づいて行われる。申立人は、侵害が発生していることを示す実質的な証拠を明確に示した場合にのみ、担保の提供を免除される。	はい。民事責任に基づく損害賠償の一般原則に従う(経済的損失などの証拠が必要)。 裁判所は、条件が満たされた場合に補償を提供することができる。上記参照。	h): はい。権利者の多くは、主たる執行救済措置としてこのような法規定を利用している。 i): 刑事罰および権利者に対する補償/損害賠償。
エストニア	はい。 裁判所は、被告の利益を確保するため、原告が、被告が被る可能性のある損害を補償するための担保(一定額の金銭を裁判所が管理する口座に支払うなど)を提供することを条件に、暫定的差止命令を発する傾向がある。裁判所が定めた期日までに担保が提供されなかった場合には、裁判所は暫定	はい。 民事訴訟法(§ 391)によると、以下の場合には、暫定的差止命令を申請した当事者は、その暫定的差止命令によって相手方当事者が被った損害を補償しなければならない。 - 訴えを認めない旨の裁判所の判断が有効となった場合、または両当事者による示	h): いいえ。 知的財産権の侵害が差し迫っていること(脅威)を理由に、実際の侵害が発生する前に侵害を停止するよう被告に要請する申し立ての提出について、現在、エストニアの裁判所には慣行は存在しない。そのため、この点に関しては結論を出すことができない。

知的財産権に関する差止命令

	<p>的差止命令を認めない。我々の経験によると、エストニアの知的財産侵害事件においては、担保の提供がごく一般的な慣行となっている。</p>	<p>談（和解）の承認以外の理由で当該手続きが終了された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 暫定的差止命令が発出された時点で、その暫定的差止命令を求める申し立てが存在しておらず、またそれを求める理由が存在していないことが明らかになった場合。 - 訴えが提出される前に行われた暫定的差止命令に関する決定が、その訴えが期日までに提出されなかったために無効となった場合。 <p>被告が、従前の規定で定められた時点から2か月以内に、当該暫定的差止命令による損害の補償を要請する訴えを提出しなかった場合には、損害を補償するための預託金（その暫定的差止命令を認める際に裁判所がこれを要請している場合）は、原告に返金される。</p>	<p>i): 被告が特定の取引または特定の行為をやめなかった場合には、原告は、裁判所に対し、被告に罰金を科すよう申し入れる。この罰金は最高でも 30,000 エストニアクロン（2,900 ユーロ）だが、これは複数回科されることがある。</p>
<p>フィンランド</p>	<p>はい。</p> <p>申立人が提供する担保は、被告が被る損害および費用の全額をカバーできなければならない。申立人が担保を提供できず、その権利に明確な裏付けがあると判断された場合に、裁判所は、申立人の義務を免除することができる。提供する担保の額は、執行官が定める。</p>	<p>はい。</p> <p>侵害の訴えが最終的に却下された場合には、被告は、発生したすべての損害と費用について補償を要求することができる。この補償の額の決定にあたり、費用が申立人の過失によって発生したものか、申立人の故意によって発生したものかは問われない。</p>	<p>h): いいえ。</p> <p>申立人が示さなければならない蓋然性および根拠を考慮すると、申立人の立証責任はかなり厳しく定められているようである。該当する法令や判例法も、知的財産権とその権利にまつわる総合的なビジネス環境に関する問題に十分配慮したものとはいえない。</p> <p>i): 裁判所は、条件付きの罰金を命じること</p>

知的財産権に関する差止命令

			ができる。
フランス	<p>はい。</p> <p>裁判官が被疑侵害者を無実だと判断した場合または申立人が期日までに手続きを開始しなかった場合に、被疑侵害者に補償するため、裁判所は、申立人に担保の提供を要請することができる。</p> <p>被告の審尋を行わずに暫定措置が認められた場合、たいていは担保が要求されるが、これは機械的に要求されるわけではない。</p>	<p>はい。</p> <p>いわゆる「procedure abusive」（不公正な手続き）に対して、被告は民法典第 1382 条に基づいて補償を求めることができる。</p>	<p>h): フランスでは、このような措置はまだ始まったばかりである。権利者は、このような暫定措置を体系的に利用するところまでしていない。</p> <p>i): 措置の遵守不履行については、裁判所が被告に措置の執行が遅れた日数について罰金を支払うよう命じるか、または何の制裁も科されないかのいずれかである。</p>
ドイツ	<p>いいえ。</p> <p>ただし裁判所は、暫定的差止命令の中に、申立人は担保を提供しないかぎりその差止命令を執行できない旨の規定を含めることができる。その金額は、裁判所の裁量で決定される。この担保は、被告が無実であること、また当該差止命令の執行によって損害が発生していることが明らかになった場合に、被告が行う可能性のある損害賠償請求をカバーすることを意図したものである。各々の請求は、ZPO § 945 に基づいて行うことができる。</p>	<p>はい。ZPO § 945 に従う。</p> <p>補償は、以下の場合に認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該の差止命令が、当初から不当なものであったことが判明した場合。または - 申立人の不作為により、裁判所が当該措置を撤回した場合（申立人が、所定の期間内に本案判決につながる手続きを開始しなかった場合など）。 - このような補償の申し立てでは、申立人が怠慢に行動していたこと、または意図的に行動していたことを示す証拠は必要とされない。 	<p>h): はい。</p> <p>i): 申立人の申請があれば、裁判所は、最高 250,000 ユーロの金銭的制裁または最長 6 か月の身柄拘束を科すことができる。裁判所が罰金を科したにもかかわらず、侵害者がこれを支払わなかった場合には、裁判所は、身柄拘束も命じることができる。</p>
ギリシャ	<p>いいえ。理論的にはこのような可能性も考えられるが、これは裁判所がごく例外的な</p>	<p>はい。</p> <p>このような命令は、次のような場合に下すこ</p>	<p>h): 実際、暫定的差止命令手続きは、ギリシャでは最も有効な法的行為となっている。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>状況においてのみ適用している。</p> <p>裁判所は、以下の事項をその絶対的裁量で決定する。(i) 申立人に対して担保または保証の提供を命じるか否か、および(ii) その担保／保証の金額。</p>	<p>とができる (CCP 第 703 条) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本訴 (暫定的差止命令が認められた後に提出) が、最終的に却下された場合。および ■ 暫定的差止命令の手続きにおいて申立人が主張した知的財産権が実際には存在しない (提出の時点で) ことを、その申立人が認識していた、または著しい怠慢によって認識していなかった場合。 	<p>i): 執行官の支援を得て、暫定的差止命令を強制的に執行 (CCP 第 904~1054 条)。</p>
ハンガリー	<p>はい。</p> <p>裁判所の裁量で決定される。</p>	<p>いいえ。これは別段の訴訟における申し立てとなる。</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 侵害者に罰則が科される。罰金の額は、1日あたり 35 ユーロ~700 ユーロで、裁判所が決定する。</p>
アイルランド			<p>h):</p> <p>i):</p>
イタリア	<p>いいえ。</p>	<p>はい。ICCP 第 96 条に従い、被告に対して発生した損害は、予備的措置の申請において申立人に過失があった場合、特にその申立人の知的財産権を無効にすることが明白な状況または被告の係争中の活動がその申立人の知的財産権を侵害しなくなることが明白な状況を、その申立人が認識していた場合に、補償される。</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 通常、差止命令は、各々の侵害について、民事制裁金によって補強されており、この制裁金は侵害された権利の所有者に支払われる。権利の侵害は、刑法第 388 条により刑事制裁の対象にもなる (最高 3 年の禁固刑または罰金)。</p>
ラトビア	<p>いいえ。</p>	<p>はい。</p>	<p>h): はい。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>申立人は、裁判所が暫定／予防措置を認める前に担保を提供する必要はないが、裁判所は、その裁量で、被告を保護するための十分な担保の提供を申立人に命じることができる。被告の審尋を行わずに決定が採択された場合には、担保の提供が執行の前提条件となる。この担保金額の算定方法について指針は定められていない。裁判所は、損害の見込み額について一応の評価を行う。担保の金額と、主たる手続きで勝訴する可能性は無関係のようである。</p>	<p>申立人が、裁判所の定めた期日までに申し立てを提出しなかった場合、または申立人の本訴訴えが認められなかった場合には、損害賠償が命じられることがある。</p>	<p>i): 執行官によって暫定／予防措置が執行される。裁判所命令の執行に逆らうような活動があった場合、刑事責任が問われることがある。</p>
<p>リトアニア</p>	<p>はい。 十分な担保または等価の保証を提出すべきか否か判断するのは、裁判所の権限である。この担保の算定に関して、一般的な規則は定められていない。金額は、両当事者が提出した潜在的な損害を精査した後に算定される。</p>	<p>はい。 申立人の申し立てが却下された場合、この命令が下される。</p>	<p>h): はい。 i): このような場合、裁判所は最高 1,000 リトアニアリタス（約 289.62 ユーロ）の罰金を命じることができる。また申立人は、暫定／予防措置の遵守不履行による損害の補償を求めることができる。</p>
<p>ルクセンブルク</p>	<p>いいえ。裁判官は、申立人に対し、十分な担保の提供を要請することができるが、これは義務ではない。実際、このような担保が裁判所によって命じられることはごく稀である。</p>	<p>はい。知的財産権エンフォースメント法の第 29 条 § 3 によると、裁判所が申立人に対して、被告に十分な補償の提供を命じることができるのは、申立人の作為または不作為によって当該措置が取り消された場合、または無効となった場合、あるいは知的財産権の侵害または侵害の怖れが存在しなかったことが後日明らかになった場合である。</p>	<p>h): はい。 i): 知的財産権エンフォースメント法では、暫定／予防措置の遵守不履行に対する制裁は定められていない。 ただし実際には、申立人は裁判官に対し、当該措置の遵守を確保するたえに必ず罰金の支払いを命じるよう要請している。</p>

知的財産権に関する差止命令

マルタ			<p>h):</p> <p>i):</p>
オランダ			<p>h):</p> <p>i):</p>
ポーランド	<p>いいえ。</p> <p>ただし裁判所は、申立人に十分な担保の提供を命じることができる。</p> <p>担保の計算方法について定めた規定はない。考えられる損害の程度を立証するのは被告の、またこうした証拠を検証し、決定を下すのは裁判所の責任である。</p>	<p>はい。</p> <p>以下の場合に、裁判所は申立人に対し、被告に適切な補償を提供するよう要請することができる。(i) 申立人が、裁判所が定めた期日までに請求の原因を提出しなかった場合、(ii) 申立人が、申し立ての趣旨または差止命令の申請を撤回した場合、(iii) 裁判所が申し立ての趣旨を戻したり、却下した場合、(iv) 裁判所が訴えまたは申請を却下した場合、(v) 手続きが免除された場合、(vi) 申立人が、別の申し立てに基づいて申し立ての趣旨を提出したり、正しい申し立てでありながらその一部のみに基づいて申し立ての趣旨を提出している場合。被告は、損害が明らかになった日から1年以内に、申立人からの補償を求める申し立てをしなければならない。</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 被告が暫定／予防措置に従わなかった場合には、裁判所は、申立人の申し立てを受けて、また両当事者の審尋を行った後に、罰金を科すことができる。</p>
ポルトガル	<p>はい。侵害または際立った侵害が存在しない体場合には、申立人は、被告に発生したすべての損害に対して責任を負わなければならない。</p>	<p>はい。上記のすべてのケースにおいて、申立人は被告に補償しなければならない。</p>	<p>h): はい。</p> <p>i): 暫定／予防措置に従わなかった場合には、民事補償および罰金が科されるうえ、これは公的犯罪となる。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>ルーマニア</p>	<p>非常に重要な点がある。指令の「国内法化」は、その規定の翻訳によって行われ、これらの措置の効果を確実にするはずの他の措置が盛り込まれていないことである。そのため指令 No.100/2005 のすべての規定は、暫定／予防措置に関するものも含めて一般的かつあいまいで、解釈も、また手続きに関する一般的な法律（ルーマニア民事訴訟法など）による裏付けも困難なことがある。そこで正式な手続きを維持するために、ルーマニア民事訴訟法では、保証提供の義務を定めている（求償額の 50%）。知的財産分野における特別条項では、こうした保証は定められていないからである。明確な法規定の欠如、判例の欠如により、条項を解釈する必要性が生じている。例えば、我々が被告の代理人を務めたある事件では、裁判所は我々の申し立てを認め、原告（正式な手続きを維持）に保証金の支払いを命じた。</p>	<p>はい。 前述の例が説明になるであろう。</p>	<p>h): はい。 i): 執行官（執行手続きの間）または商標所有者は、債務者に民事制裁金の支払いを命じるための別の審理を開始することができる。前述したように、ルーマニア民事訴訟法の第 582 条は、債務者（我々が担当した事件では、侵害者）に対する罰則として民事制裁金を定めているが、実際にはこれは効果がない。金額が非常に少額だからである（遅延 1 日当たり 20 レウ（約 3.5 ユーロ）～50 レウ（約 9 ユーロ））。</p>
<p>スロバキア</p>	<p>いいえ。</p>	<p>はい。 当該措置が撤回された場合、または申立人の作為／不作為によって当該措置が無効となった場合、あるいは知的財産権の侵害または侵害の恐れが存在しないことが後日判明した場合には、このような命令が下される。</p>	<p>h): いいえ。 裁判所は、例えば、以下のような様々な理由から、こうした事項について決定するのを恐れている。 - 裁判所は、手順の中では被告の審尋を行うべきだと考えているが、このような暫定／予防措置の手順では、それを行うことがで</p>

知的財産権に関する差止命令

			<p>きない。</p> <p>- 裁判所は、権利者が状況を 14 日間にわたって放置したため、暫定／予防措置を命じるには遅すぎると考える。</p> <p>i): 制裁は定められていない。</p>
スロベニア	<p>十分な担保の提供は、一般的な規則としては適用されない。EIA は、担保の提供が関連するケースを 2 種類定めている：</p> <p>原告が、侵害の可能性または侵害が発生する危険性の存在を立証できなかった場合でも、原告が、裁判所が定めた期日までに、同じく裁判所が定めた金額の担保を提供すれば（相手方当事者が被る可能性のある損害に備えて）、裁判所は暫定的差止命令を認めることがある。侵害の可能性または侵害が発生する危険性の存在が立証された場合でも、裁判所は（相手方当事者の申請があれば）、申立人が担保を提供するよう要請することがある。</p> <p>担保は、相手方当事者が不当に被る可能性のある損害をカバーするのに十分な金額として計算される、または定められる。担保の正確な額を示した判例法は見当たらない。</p>	<p>はい。</p> <p>当該の暫定／予防措置が根拠のないものであることが後日判明した場合（侵害が発生していないことが後日明らかになった場合）、または権利者が当該の暫定／予防措置を正当化していないことが後日判明した場合（権利者が適切な手続きを開始しなかった場合）には、相手方当事者（被疑侵害者、中間業者）は、その暫定／予防措置によって発生した損害を補償するよう申し立てる権利を持つ。</p>	<p>h): はい。権利者は、暫定／予防措置にしばしば依存している。</p> <p>いいえ。一般に権利者の訴えは認められないことが多い。</p> <p>* 公用の判例法では、暫定／予防措置を申請した権利者の様々な例が規定されている。</p> <p>** 公用の判例法によると、このような措置を求めた申請は、大半が認められずに終わっている。その最大の理由は、権利者が、要件が満足されていること、すなわち以下の点をほとんど立証できないためである。すなわち、①回復不能な損害が発生する危険性が存在すること、②知的財産権の侵害に由来する申し立てを適切に執行するのが妨げられる危険性があること、③暫定／予防措置が講じられた場合でも、被疑侵害者が被る損害よりも、差し迫った損害の方が大きいこと、④差止命令によって被疑侵害者が被る損害は些少であること。</p> <p>i): 暫定／予防措置の遵守不履行に対する</p>

知的財産権に関する差止命令

			制裁は、科された義務によって決定される。通常このような措置に関する命令には規定が含まれており、最初に科された義務に違反した場合にはもっと厳しい措置が命じられる可能性がある（市場から侵害商品を撤収するという義務の代わりに、当該商品の押収が命じられるなど）。また実際、暫定／予防措置に関する命令では、一般にその措置に従わなかった場合の罰金も定められている。
スペイン	はい。 必ず必要となる。裁判官が、自らの絶対的裁量で、自らの基準に従って定める。	はい。 従前に一方的に認められた予防措置が撤回され、発生した損害が立証されれば、補償は可能である。	h): はい。 i): 司法決定に対する違反について、法律から予見される独自の罰則（罰金、および司法決定の執行に対する違反に関し、刑法に定める刑事訴訟が行われる可能性もある—“desobediencia a la autoridad judicial”）。
スウェーデン	はい。 ほぼすべてのケースに適用される主たる原則として、適切な担保の提供が要求される。だが例えば、申立人が担保を提供できない場合や、自らの要請について例外的な理由を示している場合には、担保は要求されない。適切な担保としては、銀行保証の提供が多い。担保の算定に関しては、スウェーデンの法律では具体的な規則や指針は定められていない。従って担保を提供する場合は、侵害の範囲や妥当性、被告が被る可能	はい。 申立人がそのケースにおいて手続きを継続しなかった場合、または申立人の申し立てが正当なものでなかったことが判明した場合には、こうした命令が発出されることがある。	h): はい。権利者は、こうした措置に依存することが多い。 一般に権利者の訴えが認められているとは言い難い。訴えが認められるか否かは、その措置の種類や個々のケースの状況に左右されるからである。また結果は、例えば、申立人が裁判所に提出する証拠によっても左右される。 i): 条件付きの罰金。またこの罰金が支払われなかった場合には、資産の差押さえが行われる。制裁措置として、逮捕令状が発行され

知的財産権に関する差止命令

	性のある損害など、当該の状況に応じて、裁量的評価が行われる。		ることもある。
英国	<p>はい。暫定措置の申請を行う際、申立人は一般に、「損害に関する相互保証」を提供するよう要求される。これはつまり、申立人が暫定措置を求める際に誤りを犯していることが明らかになった場合、その暫定措置の執行に関連して被告が被った損失を補償するための保証である。</p> <p>この相互保証を行う方法はその状況により異なるが、最も一般的なのは申立人が銀行保証を提供する方法である。この場合、現金支払いをともなうことは稀だが、被告が申立人の支払い能力に関して誠実な疑いを持っている場合、または申立人の出身地が海外の場合には、被告が現金支払いというかたちで担保を要求することもある。</p>	<p>はい。前記(f)項で触れた相互保証は、このためにある。例えば、申立人が申請を行う際、重要なすべての事実（暫定措置を許可すべきではないことが示唆される事実も含めなければならない）を「全面的に、なおかつ隠し立てなく」開示しなかった場合には、暫定措置が却下されることがある。その場合、申立人は、被告が被ったすべての損失（事業中断による損失など）を補償するよう要請されることがある。</p> <p>上記 1.1(c)項で触れた衣料品の例では、このような過失は、商標ライセンスの取決めに関する当事者間の交渉の決裂またはライセンス地域に関する紛争をめぐる事実に関連している。</p>	<p>h): はい。ただし費用に関する前記の中を参照。</p> <p>i): 暫定措置に従わなかった場合、法廷侮辱罪となり、被告には罰金または禁固刑が科されることもある。</p>
質問	<p>3.1. 裁判所が知的財産権の侵害を認め、終局的な本案判決を下した場合、裁判所が以下に対して侵害の継続の禁止を目的とした差止命令を発出できる旨法律に定められているか？</p> <p>a) 侵害者 はい/いいえ</p> <p>b) 知的財産権を侵害するために第三者が利用しているサービスを提供する中間業者 はい/いいえ</p>	<p>3.2. 質問 3.1 ((a) または (b)) に対する答えが“はい”の場合は、以下の補足質問に答えること。</p> <p>a) 差止命令の遵守不履行は、命令を確実に遵守させるための再発防止罰金の支払い対象となるか？ はい/いいえ</p> <p>答えが“はい”の場合は、こうした罰金を科す前に考慮される状況について簡単に説明すること。</p>	<p>4.1. 以下に対する申請に関して、権利者は被告側からどのような訴訟費用を回収することができるか？</p> <p>(i) 暫定/予防措置</p> <p>(ii) 訴訟事件の本案判決が下された後に発出される差止命令</p> <p>(例えば、弁護士費用、専門弁護士費用（商標権または特許権を専門とする弁護士の費</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>答えが“はい”の場合、貴国において、そうした中間業者に対する差止命令を獲得する際に障害があったかどうかを簡単に記すこと（例えば、その中間業者が侵害について単独で責任を負っていること、またはそのサービスを利用している第三者とともに連帯責任を負っていることの証明要件など）。</p>	<p>b) こうした差止命令を獲得するには、どの程度の費用が必要になるか？またその差止命令に執行にあたっては、どのような費用が発生すると考えられるか？（例えば、申立人は、当該手順を監督する弁護士、執行官、専門家の費用を負担する必要があるか？）</p> <p>c) 差止命令の遵守不履行に対する制裁（もしあれば）はどのようなものか？</p>	<p>用、裁判所が命じた司法専門家の費用など）</p> <p>これらの費用を証明するには、どのような証拠が必要か？こうした費用の回復についてどのような条件や制約が定められているか？（例えば、権利者は、暫定／予防措置や差止命令の獲得にあたりその費用が必要だったこと、あるいは妥当であったことを証明する必要があるか？）</p>
<p>オーストリア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>中間業者は、基本的に侵害者と同じ条件に基づいて責任が問われる。ただし著作権侵害に関しては、権利者は、電子商取引法の第13条～17条(電子商取引指令2000/31/ECの第12条以下を実施)の規定の対象となる中間業者に対し、訴えを起こす前に警告状を送付しなければならない。質問2.1.dに対する回答を参照。</p>	<p>a): いいえ。権利者は、暫定的差止命令に対する違反の各々について、被告に罰金を科すための申請を裁判所に提出しなければならない。これは、被告が当該の差止命令に従うようになるまで繰り返すことができる。</p> <p>b): 権利者は、手順を監督する弁護士、執行官および／または専門家の費用を負担しなければならないが、最終的に差止命令を獲得できれば、弁護士費用の補償を受けることができる。これは執行手続きについても同様である。</p> <p>c): 権利者は、差止命令に違反している被告に罰金を科すよう裁判所に申請することができる。</p>	<p>(i) 暫定手続のための費用は、当初は申立人が負担する。裁判所が暫定措置を認めた場合には、案件に対する判決に応じて、申立人が一時的に費用を負担しなければならない。</p> <p>(ii) 差止命令をはじめとする本案の主たる手続きで申立人が勝訴した場合には、申立人は、暫定手続きの費用の補償も受けることができる。</p> <p>民事訴訟に関するオーストリア法によると、弁護士の法定料金に基づく費用（通常は合意決定された弁護士費用を下回る）および技術顧問の費用をはじめとする必要経費の補償を受けられるのは、勝訴当事者だけである。法定料金に基づいて費用が請求される場合、費用の証明が求められるのは、外部費用（民間の専門家の意見を得る際の費用など）についてのみである。ただし、その費用が必要か否かは裁判所が決定する。</p>

知的財産権に関する差止命令

<p>ベルギー</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>我々の知るかぎり、ISP に関する場合を除き、中間業者に対する差止命令を獲得する際には障害はない。</p> <p>最近、中間業者に対する差止命令を求めた要請について 2 つの判決が言い渡されたが、一方では中間業者に対して差止命令が命じられ、もう一方では既存のデータ保護法（指令 95/46 および指令 2002/58）ならびに電子商取引法（指令 2000/31）が尊重されて、両者間の矛盾が明らかになった。</p> <p>2 通りの判決に結び付いたこれらのケースは、いずれもベルギーの著作権料金徴収団体 Sabam によって開始されている。</p> <p>2010 年 1 月 28 日にブリュッセル上訴裁判所で言い渡された最初の判決では、Sabam は、ISP である Scarlet Extended SA（以下、「Scarlet」という）を相手に、電子ファイルのあらゆる形式の送受信を不可能にすることで不正なダウンロードを禁じるための差止命令を要請していた。当初、この差止命令は、ブリュッセルの第一審裁判所で Scarlet に対して発行され、個人データを処理せずに電子ファイルの送受信を禁じることが可能になった。実際、最初の裁判官に</p>	<p>a): はい。一般に罰金の支払い要請は、当該差止命令の遵守を狙いとしたものであれば認められる。ただし誠実な中間業者に対する再発防止のための罰金支払いに関しては、彼らが自主的に裁判所命令に従わない根拠は推測されないとの理由から、裁判所がこうした支払いを却下した例もある。ただしこのような場合でも、被告が命令に従うのを拒否している姿勢が確認できれば、再発防止のための罰金支払いを後日適用することは可能である。</p> <p>b): 申立人は、弁護士費用、および判決の執行段階では執行官の費用を支払わなければならない。差止命令を獲得する際に発生する可能性のある費用を予想するのは非常に難しい。その案件および被告側の抗弁の複雑さに左右されるからである。平均すると、この費用は 7,500～15,000 ユーロで、例えば、込み入った特許権のケースなどではさらに高額になることがある。またケースが複雑になればなるほど、費用は高額になる。弁護士費用の一部および執行官費用の全額は、最終的には敗訴当事者によって弁済される。</p> <p>c): 判決が、訴訟法第 2 条（「略式手続きのように」下された判決に関連した条項）に基づいて言い渡された場合、命令に従うのに不平のある被告には刑事制裁が命じられるこ</p>	<p>裁判所法典の第 1022 条および第 1023 条に従い、技術顧問および裁判所が任命した専門家の費用は、通常は必要の原則に従って全額を回収することができる。2007 年 4 月 21 日付の法定費用回収法では、勝訴当事者は、一定のデポジット・システムを通じて敗訴当事者から自ら弁護士費用を回収することができる」と規定されている。この預入金額は、当該の申し立ての性質および価額によって決定されるため、通常は原告が支出した実際の弁護士費用とは一致しない。訴訟において回収可能な最高費用、最低費用および平均費用は、2007 年 10 月 26 日付の勅令に記されている。</p> <p>見積りが不可能なケースに関しては（暫定／予防措置が要請されたケースの大半）、権利者が回収できる基本的な金額は 1,200 ユーロ（最低で 75 ユーロ、最高で 10,000 ユーロ）である。</p> <p>詳細、およびこの制度と指令の一貫性（相違点）については、損害賠償に関するベルギーの報告書を参照されたい。</p>
-------------	---	--	--

知的財産権に関する差止命令

<p>よれば、知的財産アドレスは個人データではなかった。そこで Scarlet はブリュッセル上訴裁判所に上訴した。</p> <p>上訴裁判所は、両当事者の主張を考慮し、このケースを欧州連合司法裁判所（以下、「CJEU」という）の予備判決に委ねることを決定した。Scarlet は、著作権法第 87 条 § 1 に基づく差止命令は、中間業者の責任免除を規定した欧州のデータ保護法および欧州の電子商取引指令に違反している、と主張した（指令 2000/31 の第 12 条および第 15 条）。</p> <p>CJEU に委ねられた問題点は次の通りである（ケース C-70/10）：</p> <p>「1. 各加盟国の国内裁判所には多くの手続きが持ち込まれており、著作権法および関連する権利を侵害するために第三者がサービスを利用している中間業者に対しても差止命令を発することができる旨が法規定で定められているが、指令 95/46、2000/31 および 2002/58 に関し、人権と基本的自由の保護のための条約第 8 条および第 10 条を考慮した場合、指令 2001/29 および 2004/48 は、加盟各国が国内裁判所に対し、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) に、ネットワーク上での電子ファイルの共有を識別することを目的とした電子通信（送受</p>	<p>とがある（訴訟法の第 126(1)条）。</p> <p>また判決において再発防止のための罰金支払いが命じられた場合、原告はこれを執行することができる。</p>	
---	--	--

知的財産権に関する差止命令

	<p>信、同 ISP を通じた転送、特にピア・ツー・ピア・ソフトウェアを使用したもの) のフィルタリング・システム (論理的にすべての顧客を対象にした予防措置として、ISP が単独で費用を負担し、無期限にわたって導入するシステム) を導入するよう命じる権限を付与するのを認めていることになるのだろうか? これらの電子ファイルには、音楽作品や映画作品、視聴覚作品なども含まれているが、申立人はこれに関し、自らが著作権を持つと主張し、こうしたファイルの転送は要請されたポイントにおいても送信されたポイントにおいてもブロックするよう求めている。</p> <p>2. 上記 1 項に対する回答が「はい」なら、これらの指令は、著作権侵害のために第三者によってサービスが利用されている中間業者を相手に、差止命令を命じることを求めた申請について決定するよう要請された国内裁判所に対し、申請された措置の有効性および抑止効果を判断する際は相応性の原則を適用するよう要求するのだろうか?」</p> <p>2 番目のケースでも、Sabam は、著作権法第 87 条§1 に基づき、ソーシャル・ネットワーク・サイトである Netlog を相手に差止命令を要請している。2010 年 6 月 28 日、</p>		
--	--	--	--

知的財産権に関する差止命令

	<p>ブリュッセルの第一審裁判所は、今回は Netlog のホスティング・サービスに関し、前回と同様の先決問題を CJEU に委ねることを決定した。</p> <p>これらのケースは、中間業者に対する差止命令を獲得する際の障害を例証している。データ保護法は、著作権所有者による差止命令申請を妨げる重大な障害のようである。現時点では、著作権所有者が、指令 95/46 の除外例によって利益を得られるか否かは今のところ不明である。また不正なダウンロードに対処するのに必要なデータは「機密扱いを要する司法データ」とみなされ、限られた状況でしか処理できない可能性もある。実際ベルギー・データ保護局は、オンライン上の著作権侵害に対処するためにインターネットで収集されたデータは、刑事犯罪の嫌疑に関連し他物と判断している。このため厳密に規制された例外として認められないかぎり、これらは司法データとなり、その処理は禁じられることになる。</p>		
<p>ブルガリア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。 ただし裁判所の慣行は一貫していない。</p>	<p>a): いいえ。</p> <p>b): 侵害の継続の禁止を目的とした差止命令を侵害者に対して執行する際、執行官を用いる必要はない。差止命令の内容、およびこれに従うために被告側がすべきことについて</p>	<p>権利者は、当該手続きの費用および暫定／予防措置を科す際の費用、ならびに当該民事訴訟で発生した以下のような費用を、被告から回収することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国家手数料および弁護士費用

知的財産権に関する差止命令

		<p>ては、裁判所が直接侵害者に通知する。</p> <p>c): このような措置の遵守不履行に対する制裁は、100ユーロの罰金である。遵守不履行が繰り返された場合には、200ユーロの罰金が科される。</p>	<p>- 裁判所が任命した司法専門家の費用</p> <p>権利者は、裁判手続きの範囲を超えて自らが委託した専門家報告書を作成するための専門家、商標弁護士または特許弁護士の費用は、回収することができない。</p>
キプロス	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。 この点に関しては、キプロスでは判例法が確立していない。</p>	<p>a): はい。 ただしキプロスでは、このような罰則が科された前例は認識されていない。もちろん、被告が当該の裁判所命令に従っていないことを示す証拠の提出が要求される。</p> <p>b): このような場合にかかる費用は、通常は、弁護士－クライアント間の契約に従って時間単位で決定され、これに現金支払い費用が加算される。</p> <p>c): 当該差止命令が遵守されなかった場合、申立人は、法廷侮辱罪の手続きを提出することができる。被告には罰金および／または禁固刑が科される。</p>	<p>回収される法定費用の額は、当該手続きで用いられる裁判所基準に従い、裁判所の登録官が算定する。実際には、決定される法定費用の額は、各当事者と各々の弁護士との合意内容に従って各当事者が負担した実際の弁護士費用を下回っている。</p>
チェコ共和国	<p>a): はい。</p> <p>b): いいえ。 中間業者に対して最終的な差止命令を適用するための唯一の方法は、その中間業者を被告として訴訟の当事者に含め、その中間業者を相手にそのケースで勝訴することである。</p>	<p>a): いいえ。</p> <p>b): 被告が、最終的な判決によって科された差止命令に従わなかった場合には、執行手続きを開始しなければならない。申立人は、この執行手続きに関する裁判費用を支払わなければならない。申立人が発生させた合理的な費用は、すべて当該差止命令に違反した</p>	<p>一般に訴訟の勝訴側当事者は、敗訴側当事者に対し、自らの権利を弁護および執行するのに要した費用を補償するよう求める権利を持つ。特に通常は次のような費用が補償される。</p> <p>裁判費用 – 訴訟の当初は申立人が支払うが、全額が補償される。</p>

知的財産権に関する差止命令

		<p>被告（侵害者）によって弁済される。</p> <p>c): 執行手続きの費用に対する責任、損害に対する責任、刑事責任。</p>	<p>弁護士費用 - 特別な法律に基づいて算定され、通常は全額が補償される。この費用が実際に弁護士に支払われたことを立証する必要はない。</p> <p>商標／特許弁護士の費用 - 弁護士費用の場合と同じ。</p> <p>その他の費用 - その費用が必要であり、実際に支払われたことを立証しなければならない（通常裁判所は、交通費、勝訴側当事者が提出した専門家の意見に関連した費用などは認める傾向がある）。</p>
<p>デンマーク</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>権利者が、中間業者の作為／不作為が違法であること（その中間業者に責任があるか否かにかかわらず）を証明できれば、差止命令を獲得することは可能である。</p> <p>電子商取引指令の第 14～16 条の規定に基づいて中間業者が責任の免除を申し立てた場合には、この規則は変更される。このような場合は、権利者は、まず最初に上記条項で規定された通知および侵害除去の手続きを行わなければならない。</p> <p>中間業者が、違法なウェブサイトを経営するなどして侵害を続けた場合には、電子商</p>	<p>a): いいえ。一定額の罰金のみ。</p> <p>b): 大半のケースでは、弁護士や鑑定人の費用、保管費用など、差止命令手続きを執行するための費用は、申立人が支払わなければならない。</p> <p>c): 刑事罰および経済的損害賠償。</p>	<p>費用は、暫定手続きおよび（または）通常の／確認のための裁裁判官件の後に、裁判所が権利者に対して決定する。費用の額は、費やされた時間や権利者の費用（弁護士費用、鑑定人費用、証拠収集費用、保管費用、技術顧問費用など）などが考慮されたうえで、裁判所の裁量で算定される。ただし実際には、裁判所の決定は図式的な手段に基づいて行われる。</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>取引指令で規定された免責にかかわらず、差止命令および責任を科すことができる。</p> <p>この分野におけるデンマークの判例法は穏当である。現在、デンマークの大手インターネット・サービス・プロバイダに対する差止命令に関連したケースが最高裁判所で審理されており、インターネットで業務を運営する中間業者に関する法的状況の詳細について、2010年5月下旬の最高裁の判断が待たれている。</p>		
<p>エストニア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>裁判所が、知的財産権の侵害を認めることで最終的な判決を下した場合には、被告の禁止行為を規制するための暫定的差止命令は適用されない。裁判所は、債権法に規定された措置に依存している。債権法（§ 1055(3)）では、著作権および関連する権利または産業財産権の侵害によって不当な損害が発生した場合、自らの権利が侵害された者は以下を要求することができ、裁判所は以下を適用することができる、と定めている：:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 侵害者、および侵害を目的に第三者が利用しているサービスの所有者は、それ以上の侵害をやめること。 	<p>a): いいえ。</p> <p>b): このような差止命令（措置）を獲得するための費用は、おもな申し立ての趣旨書を作成する際の費用である。費用は、各法律事務所の時間当たり料金によって異なる。</p> <p>c): 被告が特定の取引または特定の行為をやめなかった場合には、原告は、裁判所に対し、被告に罰金を科すよう申し入れる。この罰金は最高でも 30,000 エストニアクローン（2,900 ユーロ）だが、これは複数回科されることがある。</p> <p>罰金の金額は、被告の行為および被告に裁判所の決定に従う意志があるか否かによって決定される。被告が、特定の行為を中止することを拒否し、原告の知的財産権の侵害を続けた場合には、多額の罰金が科される可能性</p>	<p>手続き費用は、敗訴側当事者が負担する。これらの費用には、当事者が手続きにおいて負担した法定費用および裁判外費用などが含まれる。法定費用とは、国家手数料、担保および当該手続きに不可欠な費用である。当事者の法定代理人の手続き費用は、その当事者の手続き費用と同様の手続きに従って弁済される。訴えの一部が認められた場合には、その訴えが認められた割合に従って裁判所が当該手続き費用を分担させないかぎり、その手続き費用は各当事者が均等に負担する。</p> <p>費用を立証するには、請求書、および個々の請求書が支払われたことを示す証拠（支払指図書、振込用紙）を提出しなければならない。回収される費用は合理的な額でなければならない。費用の額が合理的か否かは、2008年9月4日付のエストニア共和国政府の規則</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>- 当該の侵害を排除するため、侵害商品、ならびにおもにこれらの商品の製造または製作で使用されている材料および器具について、合理的な措置を適用すること。これらの措置には、破壊、回収および商業チャンネルからの完全な排除なども含まれる。</p> <p>債権法の § 1055(3)に規定された措置を獲得する際に充足する必要がある要件は、原告の申し立てはあいまいであってはならない、というものである。原告の申し立てからは、原告が被告のどのような行為を禁じて欲しいと要求しているのかが明確かつ正確に理解できなければならない。原告の申し立てがあいまいな場合、裁判所はその申し立てを認めることはできない。</p>	<p>があるが、この額が上記の最高額を超えることはない。</p>	<p>137 「訴訟の相手方当事者から回収される契約上の代理人およびその他の助言者の費用の上限」に従って判断される。この規則によると、一般的な紛争で回収できる費用の上限は 200,000 エストニアクローンである。</p>
<p>フィンランド</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>差止命令を獲得するには、中間業者に責任があると判断されなければならないようである（最高裁判所の決定（2002:119）を参照）。侵害に関し、主たる侵害者に責任があると判断できない場合（所在地が不明、など）には、中間業者が表面的な責任者とみなされることがある。中間業者の責任範囲が拡大された場合、第三者（オペレーター</p>	<p>a): いいえ。</p> <p>b): はい。弁護士（必要な場合）および手順を執行する執行官の費用は、申立人の負担となる。</p> <p>c): 裁判所は、条件付きの罰金を科すことができる。</p>	<p>(i) 暫定／予防措置に関して：費用に対して最終的に責任を負う当事者は、おもな手続きの当事者のいずれかによる要請に基づいて決定される。これらの費用には、弁護士および技術顧問の報酬などが含まれる。</p> <p>本案判決に関しては、裁判所が、侵害が発生していたことを認め、申立人に有利な判定を下した場合には、被告は、申立人（権利者）が発生させた合理的な費用のすべてを負担するよう命じられる。この費用には、弁護士および技術顧問の費用、専門家の費用などが</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>など)は、主たる侵害者と以後の契約を締結できなくなる、というのがその論旨である。これは、案件とは無関係な商行為において当該侵害者に不当な損害をもたらすことになり、単なるビジネスを行う機会を厳しく制限する結果となる。</p>		<p>含まれる。最終的に敗訴した当事者音が、手続きに由来する勝訴側当事者の費用のすべてを負担するという義務は、フィンランドの判例法の一般原則を表しており、訴訟手続法(4/1734)のチャプター21 セクション1にも記されている。フィンランドの裁判所は、証拠の独立評価の原則を適用している。つまり権利者は、自らが当該の費用を発生させたことを立証しなければならない(弁護士および技術顧問に対する請求金額を含めた費用を計算するなどのかたちで)。</p>
<p>フランス</p>	<p>a): はい。 b): はい。</p>	<p>a): はい。 こうした罰則は、当事者が要請しなければならないが、大半の場合これは裁判官によって認められる。 b): 差止命令の獲得：余分な費用はかからない—訴訟費用だけである。 差止命令の執行：当事者は、再び裁判官の指示をあおがなければならない(この裁判官は、当該差止命令を認めた裁判官でも、差止命令の執行を専門とする “Juge de l’Exécution” でもよい)。従って当事者は、当該差止命令が執行されていないことを証明するため、再度弁護士の費用を負担しなければならない。また執行官の費用を負担しなければならないことも少なくない。</p>	<p>いずれの場合も、費用の回収は、次のような民事訴訟規則の第 700 条に基づいて行われる：「いかなる手続きにおいても、裁判官は、法定費用を支払う義務を負った当事者(基本的には敗訴側当事者)に対し、法定費用に含まれていない支出費用を基に自らが定めた金額を相手方当事者に支払うよう命じる。裁判官は、公平性の原則および支払いを命じられた当事者の財務状態を考慮する。また裁判官は、同様の考慮事項に基づく理由により、職権を通じて、こうした命令の必要はないと判断することもできる。」</p>

知的財産権に関する差止命令

		c): 罰則。	
ドイツ	<p>a): これは必要ない。案件における判決には、侵害の継続を禁じることを狙いとしたこうした差止命令が自動的に含まれるからである。この差止命令は、直接執行することが可能である（ZPO の §§ 883 以降）。</p> <p>b): はい。ただしこれは、2.1b で記した「通常の差止命令」となる。中間業者は、特に特定の義務を遵守しないなど、責任を問われるようなかたちで当該の侵害に貢献していなければならない。</p>	<p>a): はい。 遵守不履行行為の各々が、裁判所命令によって制裁措置を受ける（最高で 250,000 ユーロの罰金または最長で 6 か月までの身柄拘束。2.4i を参照）。</p> <p>b): 費用は、暫定的差止命令の場合よりも低額である。通常は裁判費用のみで、その他の法定費用は発生しないからである。</p> <p>c): 申立人の申請があれば、裁判所は最高で 250,000 ユーロまでの罰金または最長で 6 か月までの身柄拘束を命じることができる。裁判所が罰金を科したにもかかわらず、侵害者がこれを支払わなかった場合には、裁判所は身柄拘束を命じることができる。</p>	<p>申立人は、弁護士、特許弁護士、執行官、および（必要な場合は）外部の専門家の費用を負担しなければならない。ただし申立人が勝訴した場合は、申立人は、執行可能な費用支払命令を申請することができる。これは、侵害者は当該費用を弁済しなければならないと判決した裁判所の命令である。裁判費用および法定費用に関しては、金額が法律で定められており、各々のケースの価額に基づいて決定されるため、証拠は必要ない（交通費など、発生する可能性のある支出に関してはこのかぎりではない）。執行官の費用に関しては、通常はその執行官からの請求書で十分である（残念ながら一部の裁判所は、商品の押収に関連して発生した執行官の費用は認めない傾向がある。これらの裁判所は、差止命令の執行に関連した執行官の費用のみを認めている）。また裁判所は、通常は試験購入の費用も認めている（請求書を証拠として提出する）。</p>
ギリシャ	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。 主たる被疑侵害者に代わって商品を保持していた者、または主たる被疑侵害者の商品に関連して権利を獲得していた者は、差止</p>	<p>a): はい。 考慮すべき状況は、侵害者の責任、侵害の範囲、侵害者の財務状態、侵害が商業上の規模で行われているか否か、などである。</p> <p>b): 差止命令を執行するにあたっては、知</p>	<p>通常は裁判所が、弁護士費用および裁判費用を含めた法定費用の総額を定める。この金額の算定／評価は、裁判所の裁量で行われる。ギリシャの裁判所のこれまで慣行では、法定費用は 500～2,500 ユーロである。一般に、回収できるのは、権利者が発生させた実際の</p>

知的財産権に関する差止命令

	命令の対象となる。第三者から異議が申し立てられた場合には（特にその第三者が差止命令手続きに関与していない場合）、当該差止命令の執行が大幅に遅延することがある。	的財産所有者は、手順を監督する弁護士および執行官の費用を支払わなければならない。 c): 執行官の支援を得て、暫定的差止命令を強制的に執行（CCP 第 904～1054 条）。罰金も科される。	法定費用のごく一部である。上記のような費用を立証するための証拠は要求されない。
ハンガリー	a): はい。 b): はい。 中間業者に関する裁判所の慣行は認識されていない。	a): はい。 当初 30 日間の経過した後は、罰金が倍増する。さらに被告が当該命令に従わないまま 30 日が経過するごとに、その金額は倍増する。 b): 権利者は、商標 1 件当たり、および被告 1 人あたり 100 ユーロの手続き印紙税を支払う。弁護士費用は、関与する法律事務所の料金に応じて、1,600～10,000 ユーロである。執行官の費用は、300～600 ユーロである。 c): 侵害者には罰則が科される。罰金の金額は、1 日あたり 35～700 ユーロの範囲で裁判所が決定する。	裁判所は、最終的な判決において、裁判所が確認した費用および手数料を知的財産権所有者に支払うよう被告に命じる。 権利者は、費用の一部として以下を要求することができる： - 発生した弁護士費用。ただし裁判所が高額すぎると判断した場合には、減額されることがある。 - 発生した経費。 - 支払われた印紙税の金額。 知的財産権所有者の費用は、請求書または契約書などで立証されなければならない。
アイルランド	a): b):	a): b): c):	
イタリア	a): はい。 b): はい。 前に引用した IIPC および ICL の規則では、	a): はい。 前述したように、通常は暫定的差止命令も最終的な差止命令も、各々の侵害について民事	原則的には、弁護士費用、商標弁護士および特許弁護士の費用、裁判所が任命した司法専門家の費用など、関連するすべての費用が回

知的財産権に関する差止命令

	<p>最終的な差止命令も、知的財産権を「侵害するために第三者がサービスを利用している中間業者」に対してであれば、その中間業者が侵害について独立した責任を負っているか否かにかかわらず命じることができる、と明確に規定している。209年1月16日付のミラノ裁判所の記録（すでに引用済み）を再度参照のこと。</p>	<p>制裁金によって補強されており、この制裁金は侵害された権利の所有者に支払われる。権利の侵害は、刑法第388条により刑事制裁の対象にもなる（最高で3年までの懲役刑または罰金）。刑事制裁を科すには、被告側に差止命令に従わないという意図がなければならぬが、民事制裁金は、単純な遵守不履行があれば支払い義務が発生する。一般に罰金は、（最終的なまたは暫定的な）判決で言い渡された命令に違反するごとに、またこの命令の遵守1日遅れるごとに発生する。暫定的差止命令に繰り返し違反したことが手続きの最終段階で確認されたため、被告に対して100,000.00ユーロの罰金を命じた2009年1月16日付のミラノ裁判所の判決を再度参照のこと。</p> <p>b): 最終的な差止命令は、手続きの最後に発される。このため差止命令を獲得する際に発生する費用は、当該の手続きに関連している。通常は差止命令を執行する必要はない。被告が、禁じられた行為を自発的に停止するからである。被告が当該の行為を自発的に停止しなかった場合には、前述したように刑事手続きが開始され、これが職権に基づいて執行されることがある。</p> <p>c): 前述したように、このような制裁は次の通りである：(1) 差止命令を補強する民事制</p>	<p>収されるべきである。だが弁護士費用は、裁判所が正式な法務料金に従って決定している。これらの料金は、一般に実際の費用を下回っているため（知的財産関連問題で要求される高い専門性による）、通常は実際の費用の3分の1ないしは2分の1程度しか回収されていない。</p>
--	---	--	--

知的財産権に関する差止命令

		<p>裁金の支払い、(2) 刑法第 388 条で規定された刑事制裁。</p>	
<p>ラトビア</p>	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>通常このようなケースにおける差止命令は、権利者の知的財産権を侵害している中間業者の行動（製造、輸送、販売など）を終了させることを目的としており、こうした差止命令は、被告に対する裁判所の決定に直接由来している。ただしこの場合、その中間業者の責任（その形式にかかわらず）を立証する必要がある。</p>	<p>a): はい。</p> <p>裁判所が、被告にしか履行できない特定の行為を行うよう被告に命じたにもかかわらず、被告がその行為を行わなかった場合には、罰則が科される。罰金の額は、250 ラトビアラツ（約 357 ユーロ）、または最初の罰金が科された後も当該の行為が行われなかった場合には 500 ラトビアラツ（約 714 ユーロ）となる。</p> <p>b): 執行官の費用が発生する。金額に関しては、上記質問 2.4(c)に対する回答を参照のこと。</p> <p>c): 差止命令に意図的に従わなかった場合、これは犯罪行為となる。科される可能性のある罰則については、上記質問 3.2(a)に対する回答を参照されたい。</p>	<p>以下のような項目の費用は、おもな手続きが終了した時点で回復することができる： 国家課徴金、裁判課徴金、訴訟費用（弁護士費用、交通費や宿泊費など、裁判所への出頭にともなう費用など）、および証拠収集に関連した費用。</p> <p>国家課徴金および裁判課徴金は、全額回収することが可能である（申し立てが全額認められた場合）。訴訟費用は、以下に従って回収される。弁護士費用は、当該の申し立ての総額の 5%まで、裁判所への出頭にともなう費用は内閣府が定めた金額、証拠収集に関連した費用は実際に発生した金額（特定のケースの場合）。</p> <p>費用の金額は、各々の関係書類（通常は請求書や銀行関連書類など）によって立証しなければならない。当事者は、係争中であれば、上記のような費用の回収を申し立てることができる。また裁判所は、その最終的な判決において費用の回収を命じる。費用に関する申し立ては、後の段階で裁判所に提出することもできるが、便宜性は縮小する。</p> <p>費用の必要性および相応性は自動的にチェックされ、適切な関連文書（十分に詳細かつ</p>

知的財産権に関する差止命令

			理解可能な請求書および銀行関連文書) が提示されているか否かが確認される。
リトアニア	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>障害は確認されていない。</p>	<p>a): いいえ。</p> <p>b): 裁判所の判決によって申し立てが認められれば、すべての費用は侵害者によって弁済される。</p> <p>c): 差止命令が遵守されなかった場合には、当該の判決および（または）裁判所の決定を執行する執行官が罰則を科すことがある。</p>	<p>被告側から回収できる法定費用は、次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 証人、専門家、翻訳者の費用、および侵害の場所の検査に関連した費用 - 侵害者の捜査に関連した費用 - 手続きに関連した証拠書類提出に要した費用 - 裁判所の判決の執行に関連した費用 - 弁護士費用 - 確かな証拠のあるその他の必要経費 <p>弁護士による専門的援助の費用は、裁判所の裁量に従い、政府が定めた推奨額に制限されている。</p>
ルクセンブルク	<p>a): はい。すべての知的財産権が対象。</p> <p>b): はい。すべての知的財産権が対象。</p> <p>我々の知るかぎりにおいては、こうした差止命令を獲得する際の障害は確認されていない。</p>	<p>a): はい。</p> <p>このような罰金の支払いは、差止命令の遵守を確実にするために申立人がその旨を申請すれば、ほぼ 100%認められる。</p> <p>b): 申立人は、弁護士および執行官の費用を支払わなければならない。こうした差止命令を獲得するのに必要な費用の額は、いわゆる「警告（停止命令）手続き」（差止命令を獲得するのみ。損害賠償の申し立ては行われ</p>	<p>いずれの場合も、権利者は、裁判所が法と公正さに基づいて決定した金額を限度に、弁護士費用および技術顧問費用（裁判所が任命した専門家の費用は除く）を回収することができる。この金額は、当該の申し立てを考慮して裁判所が決定する。通常この金額は 1,000～5,000 ユーロだが、発生した法定費用の全額はカバーできないことが多い。</p> <p>裁判所が任命した司法専門家の費用に関しては、通常これらは侵害者が全額支払わなけ</p>

知的財産権に関する差止命令

		ない) の場合は通常 5,000~10,000 ユーロである。 c): 知的財産権エンフォースメント法では、暫定/予防措置に従わなかった場合の制裁については、罰金の支払い以外定められていない。ただしこの罰金支払いは非常に有効である。	ればならない。
マルタ	a): b):	a): b): c):	
オランダ	a): b):	a): b): c):	
ポーランド	a): はい。 b): はい。 裁判所が案件について最終的な判決を下し、知的財産権の侵害を認めた場合には、新会社に対し、侵害の継続を禁じることを狙いとした差止命令が発されることがある。裁判所は、次のような特定の間接業者に対してこうした差止命令を発することができる(ただしこのような命令が発されたことがあるか否かは不明である): 教唆者(主たる侵害者を促した者)、従犯者(主た	a): はい。 被告が差止命令に従わなかった場合には、裁判所は、申立人の申請を受けて、両当事者の審尋を行った後に、罰金を科すことができる。また申立人の申請があれば、裁判所は、申立人の損失を補償するよう被告に命じることができる。 b): すべての件が個別に処理されるため、困難さの程度も費用の額も異なる。裁判費用は、申し立ての価額の5%程度で、これは裁判所に当該の申請を提出する時点で支払わ	暫定/予防措置を求める申請または本案判決が下された後の差止命令を求める申請については、差止命令手続きの費用は、裁判所がその最終的な判決において決定する。申立人が勝訴した場合には、被告が手続きの費用を負担する。費用に関しては、申立人の権利を保護するに際し「不可欠」な費用のみが認められる。これらには、裁判費用、裁判所が任命した専門家の費用、法定代理人の費用(裁判官がごく低額の範囲で決定する)などが含まれる。

知的財産権に関する差止命令

	<p>る侵害者を手助けした者)、または発生した損害を利用した者。つまり「悪意のある」中間業者が対象となるのである。(上記質問2.1.dに対する回答も参照のこと)。</p>	<p>なければならない。知的財産関連のケースにおいては、事件の複雑さから、通常は専門の弁護士が雇用される。ただし資格のある弁護士による法的援助は、法律で義務付けられているわけではない。申立人が勝訴した場合には、当該の手続きの費用は被告が負担する。</p> <p>c): 上記 a. 項を参照。</p>	
ポルトガル	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>ただしこのようなケースは確認されていない。</p>	<p>a): はい。</p> <p>明確な規則は存在しないが、一般にこれは、差止命令の種類、および被告がこれに従わない可能性に応じて決定される。</p> <p>b): 費用は申立人が負担するが、これらは、被疑侵害者に対する最終的な申し立てに含めることができる。</p> <p>c): 差止命令に従わなかった場合には、民事補償および罰金が科されるうえ、これは公的な犯罪となる。</p>	<p>一般に、知的財産権の保護および知的財産侵害の摘発に関連した発生した法定費用（弁護士費用を含む）およびその他の費用は、すべて回収することが可能である。ただし裁判所が最終的な決定を下すまでに時間がかかるため、この点に関しては我々にも十分な経験がない。実際に、最終的な判決で「新しい法律」が適用されたケースはごくわずかである。</p>
ルーマニア	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p>	<p>a): はい。</p> <p>執行官（執行手続き中）または商標権所有者であれば、債務者に民事制裁金の支払いを命じるための別の審理を開始することができる。だが前述したように、実際にはこの罰金にはほとんど効果はない。</p> <p>b): 関連する費用は、裁判手続きの場合は弁護士費用、執行手続きの場合は必要に応じ</p>	-

知的財産権に関する差止命令

		<p>て執行官の費用（侵害者が裁判所命令に従わなかった場合）などである。弁護士の雇用は義務ではない。また執行手続きが開始された場合、執行官は、自らの費用を侵害者から直接回復することも、被害者側当事者に対して当初の費用を支払うよう要請することもできる。後者の場合でも、この費用は侵害者から回収することが可能である。</p> <p>差止命令に従わなかった場合の制裁については、理論上は民事制裁金が定められているが、これは実際にはほとんど効果がない。</p> <p>c): -</p>	
スロバキア	<p>a): いいえ。</p> <p>b): いいえ。</p>	<p>a): はい。</p> <p>ただし執行手順は開始されているが、これが特別な法律に従っている場合は、自動的にこうした支払いの対象となるわけではない。</p> <p>b): はい。申立人は、手順を監督する弁護士、執行官または専門家の費用を支払わなければならない。</p> <p>c): いいえ。実質的な制裁措置はない。</p>	<p>裁判所が、権利者に費用を支払う必要があるとの決定を下した場合には、被告からすべての費用を回収することができる。</p> <p>特別な法律に従い、支払い済みの裁判費用の請求書、専門家／弁護士費用の請求書が必要となる。</p> <p>唯一の制限要因は、裁判所の判断である——裁判所は、自らの裁量で費用の支払いをゼロまで削減することができるからである。</p>
スロベニア	<p>a): はい。</p> <p>b): *公用の判例法においては、この点に関連しているケースは少ないが、権利者の権利の利用は必ずしも侵害となるわけでは</p>	<p>a): はい。</p> <p>裁判所が（差止命令によって）、侵害者に対し、権利者に損害をもたらすような行為をしてはならないという義務またはその他の義務</p>	<p>費用に関しては、民事訴訟法（官報 No. 96/2004）の費用に関する一般規定が適用される。従って権利者が勝訴した場合には、その権利者が必要な費用の弁済を受けることができる。これらの費用には、弁護士費用、</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>ない。侵害と判断されるためには、侵害が疑われる権利の利用が、被疑侵害者が商業的（営利的）な目的で利用している商品またはサービスに直接結びついていなくてはならず、一般に侵害は商業的な性質を有していなければならない。商標権の侵害に関しては特にこれがあてはまる。このため裁判所による「差し迫った侵害」という表現の解釈も、かなり厳密になる。</p>	<p>を課している場合には、特に個々の義務の重要性およびその他すべての状況が考慮される。</p> <p>b): この質問に対しては、正確な回答はできない。費用の額も困難さの程度も、個々のケースの状況、特に争点となっている事項の価値、証拠提出の難しさ、および命じられた措置を執行するのに必要な費用などに大きく左右されるからである。</p> <p>命じられた措置の執行および監督に関連する費用は、すべて申立人が負担するが、これらは、その後の手続きで当該の措置が正当化された場合には後日弁済される。</p> <p>c): 差止命令に従わなかった場合の制裁に関する規定は、一般に、差止命令自体の不可欠な一部とされている。またこのような制裁には、二次的手段としての罰金または禁固刑も含まれており、これらは被疑侵害者にとってはより大きな抑制要因となっている。</p>	<p>および法律で認められたその他の当事者（専門家（このような形式の証拠が必要な場合）など）に対する報酬も含まれる。</p>
<p>スペイン</p>	<p>a): はい。判決自体に、違法行為を直ちに停止するよう求める命令、および今後も同様の侵害を行わないよう求める命令を含めることができる。</p> <p>b): はい。前の回答と同じ。</p>	<p>a): はい。</p> <p>質問 2.4 i)に対する回答と同じ。</p> <p>b): 弁護士費用、法務官費用、司法税、コンピュータ専門家の費用、予防措置に関する保証（裁判所から要求された場合）。</p> <p>c): 質問 2.4 i)に対する回答と同じ。</p>	<p>いいえ。</p> <p>質問に記載されているすべての費用は回収可能だが、この金額は、裁判所または他の専門職協会が定めた基準、および当該手続きの金銭的な総価額（要求されている損害賠償の評価額）に従って決定された範囲内になければならない。これらの費用を回収するには、上</p>

知的財産権に関する差止命令

			記のような基準に適合した当該専門家の請求書のコピーを提出すればよい。
スウェーデン	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。</p> <p>スウェーデン法では、裁判所が中間業者に対し、侵害の継続を禁じる差止命令を発することができるのは、その中間業者が当該の侵害を幫助および教唆していると判断された場合だけである。特定の間業者のサービスを提示するだけでは、責任を証明するには不十分である。ただし中間業者が、侵害に気づいていながら何の措置も講じていない場合には、その中間業者にも責任があると判断されることがある。また中間業者が侵害に気づいていたことを証明しなければならないことが、障害になることもある。</p>	<p>a): はい。</p> <p>個々のケースの状況に基づいて適切と判断された場合には、反復的な罰則が科されることがある。被告の従前の行動および特定の市場の状況を基に、被告が裁判所の決定を複数回にわたって無視する可能性があるとして判断できるだけの根拠がある場合には、反復的な罰則が適切とみなされる。</p> <p>b): 各々のケースの複雑さに応じて、費用も異なる。手順を監督する弁護士、執行官または専門家を雇用する要件は法律では定められていないが、実際には、適切なかたちで事件を法廷に持ち出すには法律的な助言（弁護士などからの）が必要になることが多い。</p> <p>c): 条件付きの罰金。またこの罰金が支払われなかった場合には、資産が押収される。制裁措置として、逮捕令状が発行されることもある。</p>	<p>技術顧問の費用など、訴訟に関連するすべての費用は、敗訴側当事者が勝訴側当事者に弁済するというのが通則である。ただし費用は、裁判所が合理的であると判断した範囲にかぎって弁済される。また費用は、その明細書 (Sw. kostnadsräkning) によって立証されなければならない。</p> <p>また暫定的/予防的措置に関する費用について、裁判所は、案件における最終的な判決が下されるまで決定を下さず、利子はこの最終的な判決が下された日付から認められる。</p>
英国	<p>a): はい。</p> <p>b): はい。このような申請に対する手続き上のおもな障害は、通常は申立人が回答者側の費用を負担しなければならないという点である（法定費用を含めて）。英国では法定費用が高額にのぼるため、この点がこう</p>	<p>a): はい（ただしこれは一般的ではない）。このような命令が下される一般的な状況は確認されていない。</p> <p>b): おもな費用は訴訟（審理も含む）の費用である。この費用は高額にのぼる（ただし敗訴側当事者から回収することは可能であ</p>	<p>費用の回収は全面的に裁判所の権限に委ねられているが、基本的には、勝訴当事者が敗訴当事者から費用を回収する権利を得ている。</p> <p>CPR のパート 44 には、費用の回収に関する規則が詳述されている。費用に関して裁判所</p>

知的財産権に関する差止命令

	<p>した申請を行う際の重大な障害となっている。</p>	<p>る)。 c): 上記質問 2.4(i)に対する回答と同じ。</p>	<p>が考慮する必要がある大まかな原則は、次の通りである：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関連当事者すべての行動 - その当事者が勝訴しているか（全面的に勝訴していない場合も含めて） - 当該手続きの前、およびその手続きの最中の行動 - 当事者が、特定の主張または事項を提起したり、追及したり、争うことが合理的か否か。 - 当事者が、自らの申し立て、特定の主張または事項を追及または弁護する際の手法 - 全面的または部分的に勝訴した申立人が、自らの申し立てを誇張しているか否か。 <p>裁判所は、以下のような点も考慮しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 費用が相応に、また合理的に発生しているか - 費用の金額は相応かつ合理的か - 紛争を解決するために、当該手続きの前およびその最中に払われた努力（もしあれば）
--	------------------------------	--	--

知的財産権に関する差止命令

			<ul style="list-style-type: none">- 関連する金銭または資産の金額または価額- 関連当事者にとっての問題の重要性- 問題の複雑さ、または提起された疑問点の難しさ、または新規性- 関連する技能、努力、専門知識および責任- 案件に関して費やされた時間。作業またはその一部が行われた場所および状況。
--	--	--	---